

第3期 阿久根市教育振興基本計画

【素案】

令和8年●月

阿久根市教育委員会

目 次

第1部 総論

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨	2
2 計画策定の体制	3
3 阿久根市が策定した他の計画等との関係	3
4 阿久根の教育未来ビジョン	4
5 阿久根市教育大綱	6

第2章 2期計画以降の阿久根市の教育の主な状況等

1 新型コロナウイルス感染症による影響等	9
2 主体的・対話的で深い学び、1人1台端末の整備	9
3 国の教育政策の動き、阿久根市の抱える課題等	9

第3章 第3期阿久根市教育基本計画の視点

1 一人ひとりを大切に	10
2 「オール阿久根」で実現	10
3 客観的な根拠（エビデンス）に基づく教育施策の推進	11

第4章 本市の教育を取り巻く現況と課題

1 現況と課題	13
2 教育に関するニーズの調査結果	17

第2部 各論

方向性1 子供の可能性を伸ばします

<主体的、相互の学び>

1 確かな学力の定着	30
2 主体的・対話的で深い学びの実現	30
3 特別支援教育の充実	31

<創造する力の育成>

1 キャリア（あくねよかこ）教育の充実	32
2 ICTの環境整備及び効果的な活用の推進	33
3 体験活動及び文化活動の充実	34

<学びや成長の連続性>

1 幼・保・小連携の充実	35
2 小中一貫教育の推進	36
3 体力・運動能力の向上	37

＜支え合いの醸成＞

1 考え、議論する道德教育の充実	37
2 人権教育の充実	38
3 国際理解教育・外国語教育の充実	39

方向性2 魅力ある学校をつくります

＜安心して学べる学校＞

1 安全・安心な学校づくり	40
2 生徒指導の充実	40
3 良好な人間関係・集団づくり	41

＜地域とつながる学校＞

1 学校経営の充実	42
2 学校運営協議会の設置・推進	43
3 魅力ある学校づくり	43

＜いきいきと働く教職員＞

1 教職員の働き方改革の推進	44
2 学校の業務改善の推進	45
3 「チーム学校・オール阿久根」の構築	46

＜学び続ける教職員＞

1 教職員の資質の向上	46
2 学び続ける教職員の環境づくり	48
3 現代的な課題に対応した研修の充実	48

方向性3 教育環境の充実を図ります

＜家庭教育の支援＞

1 家庭の教育力の向上と家庭への支援	50
2 幼児教育の充実	50
3 健康教育・食育の充実	51

＜安全・安心な環境＞

1 学校規模の適正化の推進	52
2 安全教育の充実	53
3 良好な教育環境の整備	53

＜市民の豊かな学び＞

1 生涯学習の推進	54
2 子供の読書活動の推進	55
3 文化財の保護・活用	56

＜スポーツ・文化の振興＞

1 生涯スポーツの推進・充実	56
2 体育施設の整備と活用	58
3 文化・芸術活動の推進	58

方向性4 社会全体で子供を育てます

＜地域とともに歩む学校＞

1 開かれた学校づくり	60
2 青少年活動の充実	61
3 学校施設の有効活用	61

＜地域全体での見守り＞

1 地域で見守る環境づくり	61
2 子供を見守るネットワークの構築	62
3 警察との連携強化	63

＜切れ目のない支援＞

1 関係機関との連携強化	63
2 福祉との連携強化	64
3 医療との連携強化	65

＜企業等との連携・協働＞

1 高校との連携・協働の推進	65
2 企業との連携・協働の推進	66
3 地域との連携・協働の推進	66

資料	68
----------	----

第1部 総論

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

(1) 本計画の位置付け

ア 「阿久根の教育未来ビジョン」の具現化

阿久根市では、今後のまちづくりの指針となる「阿久根市まちづくりビジョン¹」を策定し、『まちづくり』は『ひとづくり』から」を基本理念として掲げ、市政全般にわたる施策を体系的に構築しています。

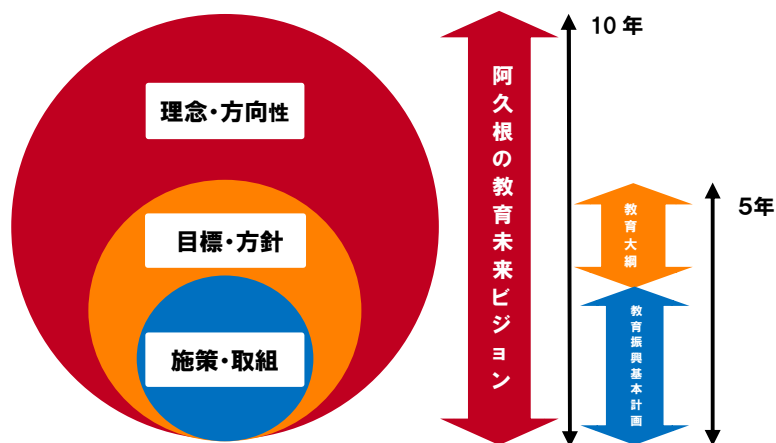
市教育委員会では、この「阿久根市まちづくりビジョン」を踏まえるとともに、おおむね10年後の社会を展望し、阿久根の教育がめざすひとづくり、阿久根の教育が育む力及び阿久根の教育の方向性を示す「阿久根の教育未来ビジョン²」を定めています。

イ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく法定の大綱

「阿久根市教育大綱³」は、「阿久根の教育未来ビジョン」の具現化を図るためのアクションプランであり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づく「地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」として位置付けます。

ウ 教育基本法に基づく法定の計画

この「阿久根市教育大綱」の基に、教育基本法第17条第2項に基づく「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として、今後5年間で進める施策や取組を「第3期阿久根市教育振興基本計画（以下「3期計画」という。）」として位置付けます。



(2) 計画期間

2026年度（令和8年度）～2030年度（令和12年度）

※ この期間、計画については、社会情勢や教育を巡る環境の変化等に応じて見直すなど、弾力的に適用します。

¹ 阿久根市まちづくりビジョン：本市の基本的かつ総合的なまちづくりの指針であり、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づく市の区域の実情に応じた地域の活性化に関する施策の基本的な計画をまとめたものである。

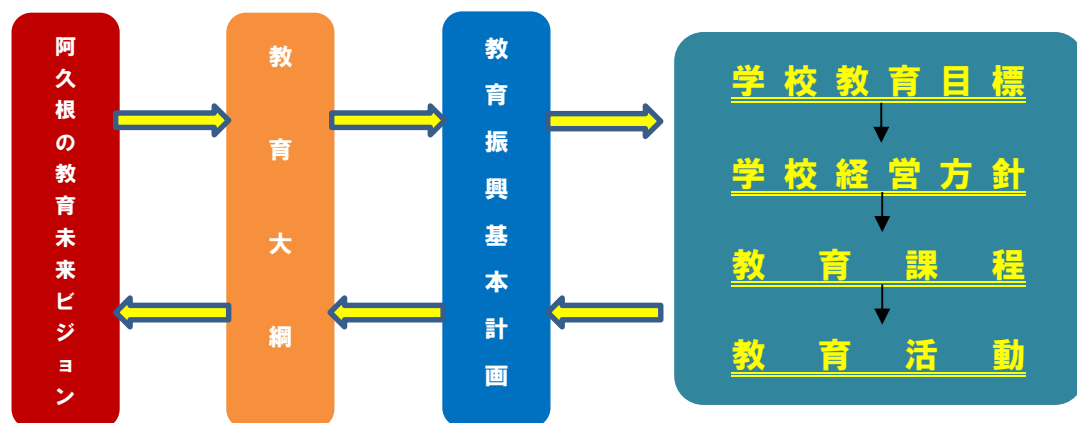
² 阿久根の教育未来ビジョン：「阿久根市まちづくりビジョン」を踏まえ、令和3年3月に、2030年（令和12年）頃の社会のあり方を見据え、新学習指導要領の考え方を踏まえながら、おおむね10年を展望した教育ビジョンを策定し、小・中学校段階の学校教育を中心に、阿久根の教育がめざすひとづくり、阿久根の教育が育む力及び阿久根の教育の方向性を示した。

³ 阿久根市教育大綱：市として一貫性をもって教育行政を推進するために、令和3年度以降は本計画の第1章をもって代えることが、令和2年度阿久根市定例教育委員会において決定された。

(3) 各小・中学校の取組等

各小・中学校は、「阿久根の教育未来ビジョン」及び「阿久根市教育大綱」に定める、「主体的に学び社会とかかわり未来を創るひとづくり」をめざして、学校教育目標を設定するとともに、その具現化を図るため、毎年、学校経営方針を定めています。

各小・中学校は、「3期計画」に明示する教育の方向性を理解し、学校の特色を生かした各教育活動を通して質の高い教育を推進するために、創意工夫した教育課程を編成する必要があります。教育委員会としても各学校の状況等をきめ細かに把握し、必要な指導・支援を行っていきます。

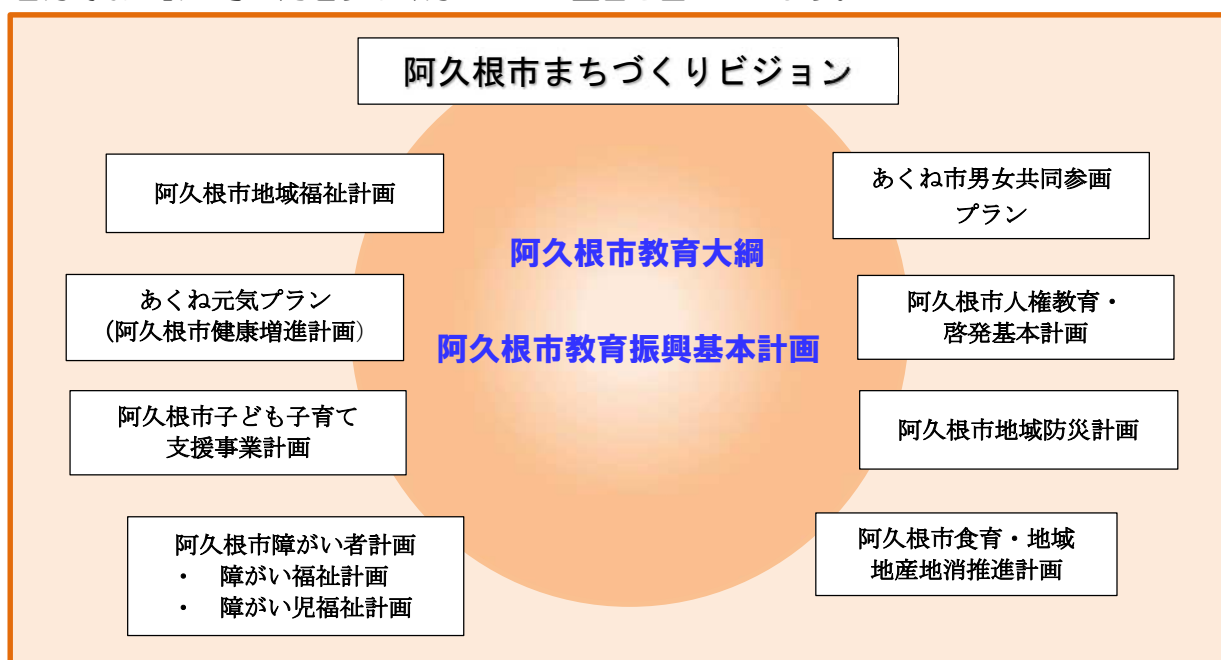


2 計画策定の体制

- (1) 本計画の策定に当たっては、庁内の関係する課において、策定委員会や策定作業部会を構成するとともに、素案をもとに最終的に総合教育会議を開催して決めました。
- (2) 保護者へのアンケートや市民のパブリックコメントを実施しました。

3 阿久根市が策定した他の計画等との関係

「3期計画」の策定に当たっては、「阿久根市まちづくりビジョン」をはじめ、福祉や子育て等の各分野別の計画等と関連する部分について整合を図っています。



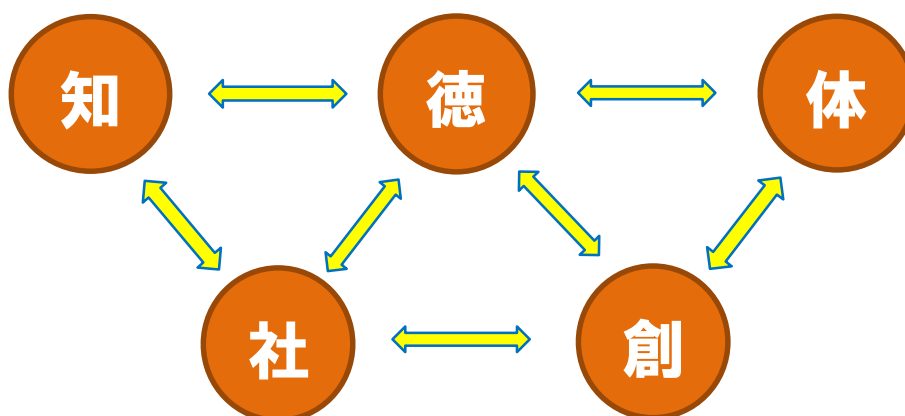
4 阿久根の教育未来ビジョン

(1) 阿久根の教育がめざすひとづくり

主体的に学び社会とかかわり未来を創るひとづくり

(2) 阿久根の教育が育む力

「主体的に学び社会とかかわり未来を創るひとづくり」をめざし、子供に身に付けてほしい力を「知」「徳」「体」「社」「創」で表し、相互に関連を図りながらバランスよく育ていきます。



知	知恵をはたらかせて生きる力	○ 基礎・基本を身に付け、自ら問題を発見し、よりよく解決する力 ○ 主体的に考え、意欲的に学び続ける力 ○ 知識や経験を活かして生きる力
徳	豊かな心	○ 自分を大切に生きて生きる力 ○ 自分を律する態度と人を思いやる心 ○ 人とふれあうことで磨く豊かな感性
体	健やかな体	○ 体力づくりを通して、心身ともにたくましく生きる力 ○ 自ら健康を保持・増進しようとする態度 ○ 生涯にわたって、運動やスポーツに親しむ態度
社	社会参画、公共	○ 自分の果たす役割や働くことの意義を理解し、行動する力 ○ 阿久根を愛し、地域や社会のために他者と協働する力 ○ 目標や夢をもち、よりよい社会を創造しようとする意欲と態度
創	新たな価値を創造しようとする態度	○ 自分を内省するとともに、多様性を尊重し、共生する力 ○ グローバルに考え、持続可能な社会の実現に向けて行動する力 ○ 進取の精神をもち、新たなものを創造しようとする意欲と態度

(3) 阿久根の教育の方向性

ひとつづくりはひとつづくりから

ひとつづくりと社会とのつながりを大切にしながら、次の4つの方向性に沿って魅力的な質の高い教育を推進します。

方向性1 子供の可能性を伸ばします

主体的、相互の学び

主体的な学びを引き出し、子供のニーズに応じて個性や能力を伸ばします。

創造する力の育成

新たな価値の創造に向けて、他者と協働して学ぶ機会を創出します。

学びや成長の連続性

幼児期から小学校入学、小学校から中学校までの過程における学びや成長を大切にします。

支え合いの醸成

多様性を尊重し、助け合い、支え合う関係を醸成します。

方向性2 魅力ある学校をつくります

安心して学べる学校

教職員が子供の理解を深め、いじめ等の課題をチームで解決するなど、安心して学べる学校をつくります。

地域とつながる学校

学校が地域と目標を共有し、連携・協働することを通して、子供と地域がつながる学校をつくります。

いきいきと働く教職員

働き方改革の視点から、業務改善を進め、教職員がいきいきと働くことができる学校をつくります。

学び続ける教職員

教職員が自ら学び続け資質・能力の向上を図り、使命感や情熱をもって職責を果たします。

方向性3 教育環境の充実に図ります

家庭教育の支援

家庭が子供の心身の調和のとれた発達、心の育成が図れるよう家庭教育を支援します。

安全・安心な環境

「学校施設等長寿命化計画」に基づき、学校施設の計画的な保全等を行い、子供の安全・安心を確保します。

市民の豊かな学び

生涯にわたって主体的に学べるよう、市民の学びの環境を整えます。

スポーツ・文化の振興

スポーツ推進を図るとともに、伝統芸能や文化財を保護し、文化の振興を図ります。

方向性4 社会全体で子供を育てます

地域とともに歩む学校

子供の健全育成を図るため、子供を取り巻く環境を地域とともに整えます。

地域全体での見守り

関係機関との連携・強化により、登下校時の安全確保等を図りながら、地域全体で子供を育てます。

切れ目のない支援

教育と福祉等の連携により、子供を切れ目なく支援し、自立と社会参画に向けた学びや発達を促します。

企業等との連携・協働

様々な企業や関係機関等が連携・協働し、子供を育てます。

5 阿久根市教育大綱

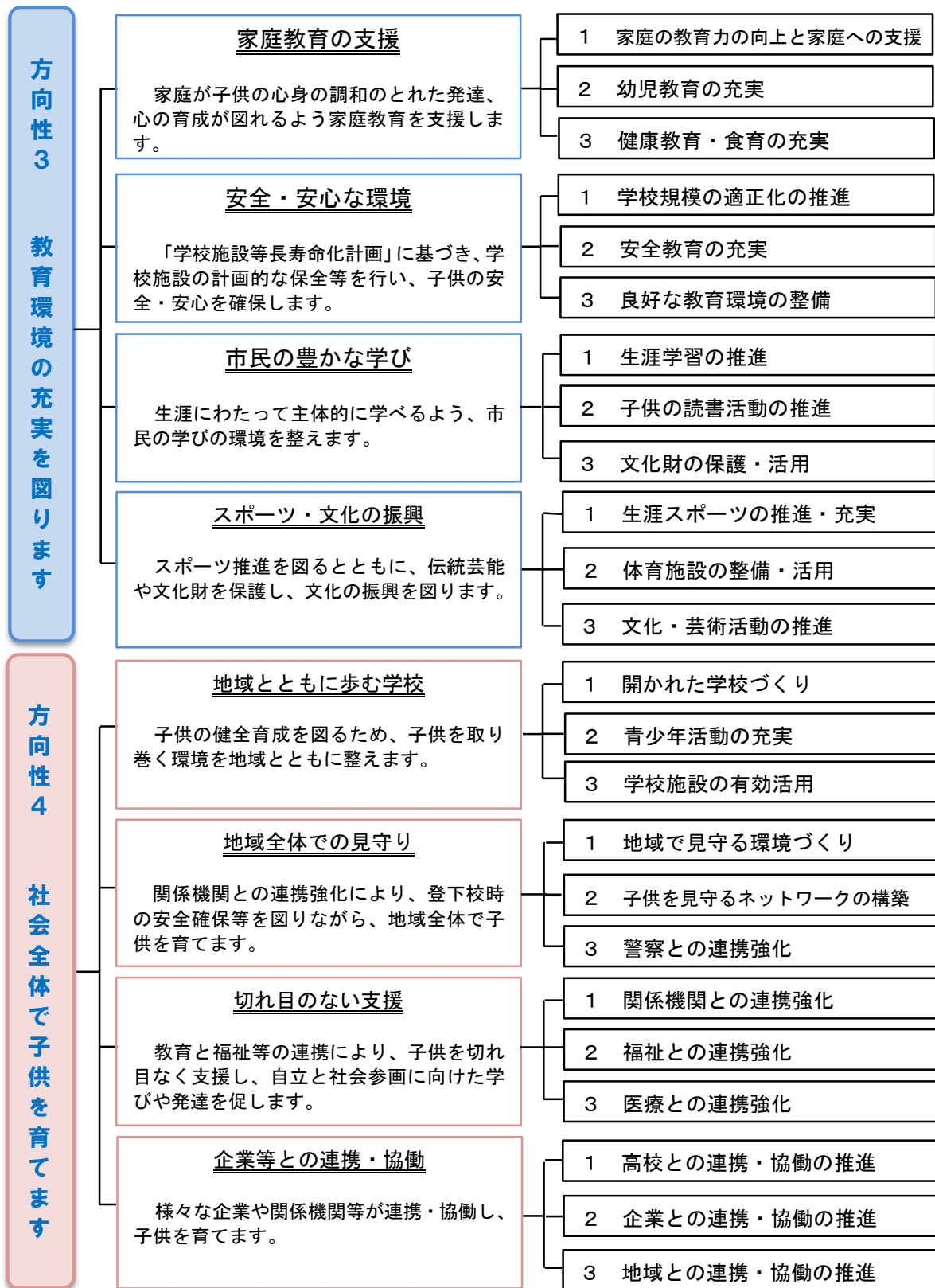
(1) 基本目標

主体的に学び社会とかかわり未来を創るひとづくり

(2) 基本施策

基本目標の実現に向け、次の4つの方向性のもと、各施策を推進します。





(3) 施策体系

(基本目標) (方向性)

(柱)

(基本施策)



第2章 2期計画以降の阿久根市の教育の主な状況等

「第2期阿久根市教育振興基本計画（以下「2期計画」という。）」期間においては、持続可能な学校への変革を基本姿勢に、新学習指導要領の全面実施を見据え、「阿久根の教育未来ビジョン」が掲げる「主体的に学び社会とかかわり未来を創るひとづくり」の育成をめざす教育を着実に推進してきました。

一方、同計画期間内においては、新型コロナウイルス感染症感染拡大、それに伴う対応等に直面するとともに、多様な教育的ニーズへの対応等の課題については、より一層の取組が求められており、2期計画の課題等を踏まえた今の時代にふさわしい計画の策定が求められています。

1 新型コロナウイルス感染症による影響等

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年春の市小・中学校の一斉臨時休業、5月からの教育活動の開始等をはじめ、これまでに経験したことがない対応等を行う必要が生じました。この間、各小・中学校においては、保護者や地域住民等の御理解・御協力をいただきながら、児童生徒の健康状況や家庭での学習状況・過ごし方の把握に努め、必要な手だてを講じました。

また、家庭での学習を保障するために、ICTを活用したオンライン学習⁴を導入するなど、児童生徒の支援にも取り組んできました。このような教育活動や対応は、現在も継続しています。

2 主体的・対話的で深い学び、1人1台端末の整備

令和2年度から全面実施された学習指導要領に基づき、各小・中学校で「主体的・対話的で深い学び」の実現に取り組んできました。また、国のGIGAスクール構想⁵に基づき、端末や校内LAN等のICT環境を整備するとともに、多様な児童生徒一人ひとりを大事にした、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図る取組を行っています。

3 国の教育政策の動き、阿久根市の抱える課題等

小学校の学級編制標準の段階的な引き下げ（35人学級）や学校における働き方改革の推進、教育DX（Digital Transformation）⁶の推進をはじめとした国の施策を受け、本市においても、よりよい教育の実現に向けた取組を推進してきました。

また、特別な支援や配慮が必要な児童生徒、不登校の児童生徒等、多様できめ細やかな支援、いじめ等の児童生徒が抱える様々な困り感の早期発見・早期対応に向けて、取組を継続していくことが必要です。

さらに、子どもたちの学びを支える安全・安心な教育環境を確保するため、学校施設の老朽化が進行している現状を踏まえ、長寿命化計画に基づく環境改善等を進める必要もあります。

一方、グローバル化の進展やSDGsを通じた持続可能な社会の実現に向けた取組の要請等を踏まえ、外国語教育及び国際理解教育の推進、課題発見・課題解決力の育成も引き続き重要です。

⁴ オンライン学習：インターネットを介して、時間や場所を選ばずに学習する形式で、動画視聴のオンデマンド授業、学習管理が可能なeラーニング等、多様な形式がある。

移動時間や交通費の削減、いつでもどこでも学べる利便性、そして地理的な制約が少なく学習機会が得られるメリットがあるが、対人関係の希薄化や通信環境の整備が課題となる場合がある。

⁵ GIGAスクール構想：文部科学省が提唱した構想で、「児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、多様な子どもたちを誰ひとり取り残すことなく、個別最適化された学びを全国の学校で持続的に実現させる」ことをめざしている。

⁶ 教育DX（Digital Transformation）：デジタル技術を活用して、教育の在り方そのものを根本から改革する取組である。

単にデジタル機器を導入だけでなく、学習方法や教育形態を変革し、個々の学習者のニーズに合わせた個別最適化された学びの提供、情報活用能力の育成、教員の事務負担の軽減等をめざしている。

第3章 第3期阿久根市教育基本計画の視点

一人ひとりを大切に

子ども一人ひとりの個性や多様性を大切にし、人権尊重の精神を基盤とする教育を推進するとともに、それぞれの資質・能力を育成します。

「オール阿久根」で実現

複数で子どもに関わる態勢を整えるとともに、家庭・地域・関係機関等との連携・協働により、「オール阿久根」で子どもを育てます。

客観的な根拠（エビデンス）に基づく教育施策の推進

「全国学力・学習状況調査」「鹿児島学力・学習状況調査」等のデータを分析することにより、授業改善や児童生徒理解を一層推進するとともに、客観的な根拠（エビデンス）に基づく教育施策について子どもに関わる人たちと共有し、連携して質の高い教育につなげます。

1 一人ひとりを大切に

- (1) 本市は、これまで「阿久根の教育未来ビジョン」等に基づき、児童生徒一人ひとりの多様性を尊重し、つながりを大切にした教育を推進してきました。今回の3期計画では、それぞれの個性や発達の段階に応じて、資質・能力を育成するための指標を掲げ、すべての子どもの資質・能力の向上に取り組み、自ら未来を拓き、創る子どもを育成します。

また、特別な支援や配慮が必要な児童生徒が年々増加するとともに、不登校の児童生徒の解消もなかなか図られないことから、個に応じた適切な支援を行うことが求められています。

- (2) 市教育委員会としては、今まで以上に、子ども一人ひとりの個性や多様性を大切にして、誰もが安心・安全に充実した学校生活を過ごせるよう、日々の教育活動に取り組んでいく必要があります。その上で、それぞれの資質・能力を育成していくよう取り組みます。

そのため、現行の学習指導要領を踏まえ、本市では「社会に開かれた阿久根らしい教育課程」の実現をめざし、各小・中学校では、それぞれの学校の特色を生かした教育課程を編成し、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善をはじめとする教育活動の質の向上に取り組んできたところです。また、GIGAスクール構想の推進に基づき、1人1台端末を整備し、児童生徒の学びの場を広げました。

2 「オール阿久根」で実現

- (1) 児童生徒の誰もが安心・安全に豊かな学校生活を送り、それぞれの資質・能力を伸ばしていくためには、学校や家庭、地域等が連携し、社会全体で子どもを育む環境づくりが求められています。

このことから、「学校においては、『チーム学校』による組織的な児童生徒の支援体制や複数で見守る態勢の整備」、「教職員の育成、働き方改革⁷の推進」及び「教職員と保護者、地域、医療・福祉の関係機関等との連携・協働による『オール阿久根』による児童生徒の支援・見守り」が必要です。

また、児童生徒のよりよい学びや不登校の児童生徒の支援等に当たっての学校教育以外の関係機関との連携、幼・保・小連携、学校運営協議会⁸と地域学校協働活動⁹の一体的な推進による学校と地域の連携・協働等、学校外との連携も重要です。

⁷ 働き方改革：文部科学省が主導し、教員の過重労働を解消し、教員の質の向上をめざす取組である。具体的な施策として、ICT活用に事業効率化、部活動の地域への段階的移行、勤務時間の客観的な把握や管理等が挙げられる。

⁸ 学校運営協議会：「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、保護者や地域住民等が一定の権限と責任をもち、それぞれの立場で当事者として活動し、学校運営に参画する仕組みである。一定の権限とは、①校長の定める学校運営の基本方針を承認すること（必須）、②学校に関して教育委員会や校長に意見を述べること（任意）、③教職員の任用に関して教育委員会に意見を述べること（任意）の3点である。

⁹ 地域学校協働活動：持続可能な地域社会をつくるために、共に子どもたちを育て、共に地域を創るという理念にたち、地域と学校がパートナーとして、未来を担う子どもたちの成長を社会全体で支えていく様々な活動である。

- (2) 本市はこれまで、特別支援教育支援員¹⁰、学習指導支援員、理科教育支援員、英語教育支援員、スクールソーシャルワーカー（SSW）¹¹の配置、ICT支援員の派遣等、様々な取組を通じて、複数による見守りや児童生徒への支援体制の拡充を図ってきました。

引き続き、一人ひとりを大切にした教育を実現するために、これらの取組を推進していくことが必要です。

- (3) 子どもたちの最も大切な教育環境となる教職員については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律¹²」の改正に基づき、小・中学校の学級編制において、1学級当たりの標準が40人から35人へ段階的に引き下げられることに加え、特別な支援を必要とする児童生徒の増加に伴う特別支援学級数の増加傾向により、更なる教員数の増加が見込まれるため、教職に対する意欲や能力の高い教員を確保していくことが求められています。

また、人権意識を高める中で、学習指導要領の実施や1人1台端末の活用等、教育内容の多様化に対応するため、教職員の資質・能力の向上が求められており、教職員の学ぶ時間を確保することが必要であることから、教職員の資質・能力の向上と働き方改革の両立が重要です。

教職員の働き方改革については、平成30年3月に策定した「教職員の働き方改革プラン¹³（以下「プラン」）という。）に掲げた取組を推進してきました。その結果、時間外在校等時間が月80時間を超える教職員の割合は、平成30年度と令和6年度の市の全体平均を比較すると減少しているものの、依然として改善の必要があります。

今後は、更に改革の実効性を高め、教職員一人ひとりが改善を実感できるようにするために、プランに基づくこれまでの総合的・系統的な取組に加え、具体的で焦点化した取組を継続させることが重要です。そのために、データ分析により焦点化された課題とその解決に向けた教職員への支援を連動させること等を通じて、働き方改革と教職員の資質・能力の向上をより一層推進していきます。

3 客観的な根拠（エビデンス）に基づく教育施策の推進

- (1) 本市はこれまでも、「全国学力・学習状況調査¹⁴」や「鹿児島学力・学習状況調査¹⁵」の結果の分析等を通じ、客観的な根拠に基づく教育政策の推進に努めてきました。2期計画の策定から4年経ち、社会におけるデータ活用は一層加速しています。教育においても、GIGAスクール構想を進めたことにより、児童生徒一人につき1台端末が整備されています。

状況が日々変わる学校において、これまでと変わらず、最終的な判断を行うのは教職員であり、一つの手立てとしてデータを活用することは、よりよい教育を実現することにつながります。また、客観的な根拠（エビデンス）に基づく教育施策を推進し、客観的なデータに基いて、めざす方向性や進捗状況について意見交換等を行うことは、学校の教育実践と教育委員会の施策の連携を図り、教育の質を向上させることにつながると考えます。

これまで市では、小学校6年生及び中学校3年生を対象に「全国学力・学習状況調査」（年回）と、小学校5年生、中学校1年生及び中学校2年生を対象に「鹿児島学力・学習状況調査」（年1回）を実施するとともに、全小・中学校の全学年の児童生徒を対象に「標準学力検査¹⁶」も実施してきました。

¹⁰ 特別支援教育支援員：特別な支援が必要な児童生徒の学習活動上のサポートや日常生活の介助等を行う職員のこと。

¹¹ スクールソーシャルワーカー（SSW）：学校における福祉の専門家、いじめや不登校等の困難を抱える児童生徒、その保護者に対して、社会福祉の専門知識や技術を活かして支援する専門職のこと。

¹² 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律：公立の義務教育諸学校における学校規模と教職員配置の適正化を図り、義務教育の質を維持向上させるための法律のこと。

¹³ 教職員の働き方改革プラン：長時間勤務の是正を目的とし、ICT活用による事務効率化、外部人材の活用、時間外勤務の編成等、教職員の勤務環境の改善、教職員一人ひとりの心身の健康保持の実現、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することが目的としている。

¹⁴ 全国学力・学習状況調査：文部科学省が小6・中3全員を対象に実施する調査で、学力（教科）と学習状況（生活習慣・学習環境などを測り、義務教育の質を全国で均等に保ち向上させること、各学校や教育委員会が授業改善に役立てることを目的としている。

¹⁵ 鹿児島学力・学習状況調査：鹿児島県独自の学力調査で、県内の小5・中1・中2の児童生徒を対象に、学習指導要領で求められる知識・技能や思考力・判断力・表現力などの学力、学習への意欲や学び方を把握し、個別最適な学びの実現や授業改善に活かすための調査で令和6年度から、タブレット等を使ったCBT(Computer Based Testing)方式に移行し、「鹿児島学習定着度調査」から名称が変更。

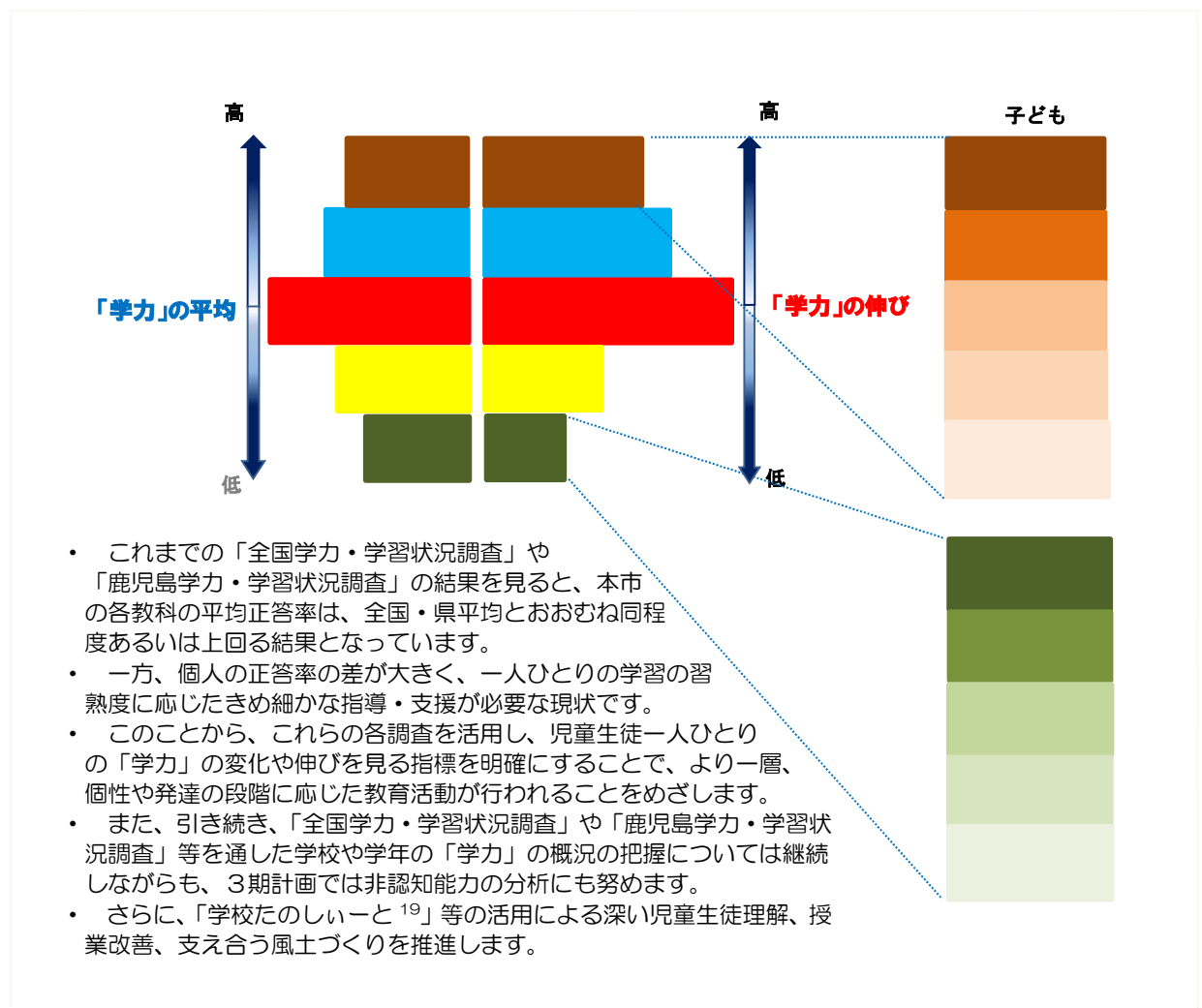
¹⁶ 標準学力検査：学習指導要領に基づき、全国的な基準（標準偏差など）を用いて児童・生徒の学力水準を客観的に測定するテストである。個人の学力の定着度や集団内での相対的な位置を把握し、阿久根市はCRT（Criterion-Referenced Test）を活用している。

過去5年間の「全国学力・学習状況調査」では、本市の各教科の平均正答率は全国平均とほぼ同じ結果となっていますが、基本的に、当該年度の平均値との比較、学校・学年の全体の把握であり、児童生徒一人ひとりの「学力¹⁷」の経年での変化や伸びを捉えるまでには至っていませんでした。

このことから、各調査等を活用し、児童生徒一人ひとりの変化や伸びを把握することで、より一層、発達の段階や個性に応じた教育活動が行われることをめざします。

また、引き続き、「全国学力・学習状況調査」「鹿児島学力・学習状況調査」「標準学力検査」を通した学校や学年の「学力」の概況の把握を継続しながら、3期計画では、非認知能力¹⁸の分析を含め、客観的なデータに基づいた学力向上を図ります。

- (2) 本市は、小規模の学校が多いことから、学校、県・全国等の平均点との比較ではなく、自校の子ども一人ひとりの学力を伸ばす教育をめざします。



¹⁷ 学力：学校教育法第30条第2項で定義されるもの。一般に、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」と表現されている。

¹⁸ 非認知能力：意欲・粘り強さ・好奇心など、数値では測れない感情や心の働きに関わる能力で、テストの得点などの点数や数値で可視化できる認知能力以外の能力と言われており、最近の研究では「社会情動的コンピテンシー」とも言われている。

¹⁹ 学校たのしいーと：鹿児島県総合教育センターが提供しており、主に児童生徒の学校への適応状況やいじめの有無などを把握するため、自己評価で回答する質問紙である。

第4章 本市の教育を取り巻く現況と課題

1 現況と課題

本市の教育行政においては、人口減少（表－１－１）、少子高齢化、グローバル化や情報化など、社会の急激な変化に伴い、学校教育、社会教育、スポーツ・文化等の各分野で高度化・複雑化する諸課題への対応が必要になっています。

(1) 学校教育関係

ア 本市の児童生徒に、変化の激しい時代に対応する「生きる力」、これからの予測困難な社会を生き抜く力、時代を超えて変わらないものや残していきたいものをしっかり身に付けることができる教育を推進していくことが求められています。

イ 一人ひとりの児童生徒が様々な社会的変化を乗り越え、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら豊かな人生を切り拓き、自らの人生を舵取りすることができる、民主的で持続可能な社会の創り手となるように育成することが求められています。

ウ 本市の学力については、令和7年度実施の全国学力・学習状況調査において、小学校は全国平均を上回り、中学校は全国平均・県平均を下回っています。また、学力の定着については二極化している状況です。

しかし、「知識及び技能」を活用して課題を解決するために必要な「思考力、判断力、表現力等」についてはまだ十分ではない状況にあることから、これらの資質・能力の育成に向け、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図るとともに、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進する必要があります。

エ 特別な支援を必要とする児童生徒については、障がい（発達障がい、知的障がい、身体障がいなど）の有無にかかわらず、学習や生活において個別の教育的ニーズに応じて、適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育の充実を図る必要があります。このことから、今後も、教職員一人ひとりの専門性の向上を図りながら児童生徒や保護者に対して円滑な支援が行えるよう、関係機関と連携した早期からの教育相談・支援体制を確立する必要があります。

オ 全国的に増えてきている不登校・不登校傾向の児童生徒に対して、学校が個に応じたきめ細かな指導・支援が行えるよう、家庭や関係機関と連携した態勢を整える必要があります。

また、いじめは決して許されない行為であり、その兆候をいち早く把握し、迅速に対応することが必要です。このことから、学校、家庭、地域社会など、全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組めるよう、態勢を整える必要があります。

カ 全ての子どもたちに「個別最適化された学び」と「協働的な学び」を実現するため、デジタル人材育成の基盤である「1人1台端末」と「高速大容量の通信ネットワーク」を更新し、デジタル技術を活用した教育の質を高める必要があります。

キ 子どもたちの食生活やネット依存等による生活習慣は、健やかな成長に影響を及ぼしており、体力の低下、気力や意欲の減退、集中力の欠如など、精神面にも影響があります。子どもたちが心身ともに健やかに育っていくためには、学校と家庭が連携して取り組み、適切な生活習慣を確立する必要があります。

ク 学校給食については、学校給食センターで完全給食を実施し、児童生徒の体力の向上や健康増進に努めていますが、今後も衛生管理を徹底し、安全でおいしい給食の供給に努める必要があります。

ケ 学校施設については、学校施設の耐震化率は100%を達成していますが、建築年度が古く老朽化した校舎等については施設改修を行うことが必要です。今後も建物の長寿命化対策など、計画的な改修を進め、児童生徒の安全性の確保と教育環境の改善を図る必要があります。

(2) 社会教育関係

ア 心豊かで充実した生活を送るためには、市民一人ひとりが主体的に学習することの重要性を認識し、積極的に学習に取り組んでいく必要があります。

イ 市民が互いに学び合い、住みやすい地域社会を構築していくためには、学び合う場の充実や学び合う集団の育成を図るとともに、自主的な学習活動に対して積極的な支援が求められています。

ウ 多様化する市民の学習ニーズに対応するため、地域活動を促進し、地域ボランティアや地域リーダーを育成し、特色を生かした活動を展開する必要があります。

エ 社会教育団体においては、会員の減少やリーダー不足による組織機能の低下が生じており、その解消と組織力の強化に努める必要があります。また、活動の充実を図るため、各種研修会への出席、団体同士の情報交換の場を設定し、広範なネットワークを構築していくことが求められています。

(3) スポーツ・文化関係

ア 近年、スポーツに対する考え方が大きく変化し、競技スポーツにとどまらず、日頃の健康維持とリフレッシュのために豊かなスポーツライフを楽しみたいという人が増えてきています。健康で豊かな生活を送るためには、日常的・主体的にスポーツやレクリエーションを楽しめる機会の提供、市民の意識の啓発に係る情報提供の充実が求められています。

イ 競技スポーツにおいては、社会体育団体と連携して各種団体や指導者を育成したり、一流の競技者に触れる機会を創出したりする必要があります。

ウ 急速な人口減少と少子高齢化により、これまで地域で保存・伝承されてきた伝統芸能が担い手の不足により活動休止となるケースが増えてきています。地域や学校での保存・伝承活動を支援し、将来にわたって伝承が可能となるような体制づくりを図る必要があります。

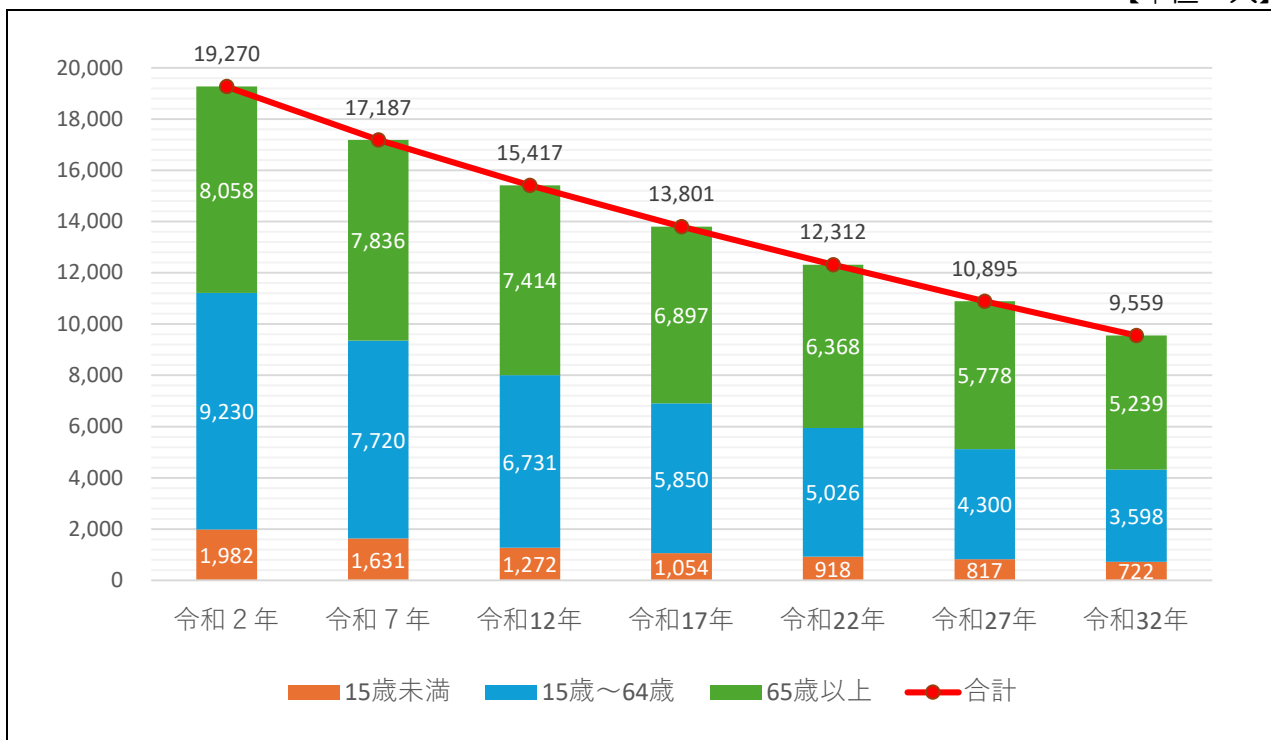
エ いくつかの地域で、住民による文化財の保存・活用の取組が行われています。文化財を後世に引き継ぐため、住民への周知を図りながら文化財保護思想の普及を図る必要があります。

また、地域文化を後世に引き継ぐため、各種団体等の活動支援や発表・鑑賞の機会の創出、豊かに学べる施設環境の整備等を進める必要があります。

表－１－１

本市の将来推計人口（総人口と１５歳未満）：国立社会保障・人口問題研究所

【単位：人】

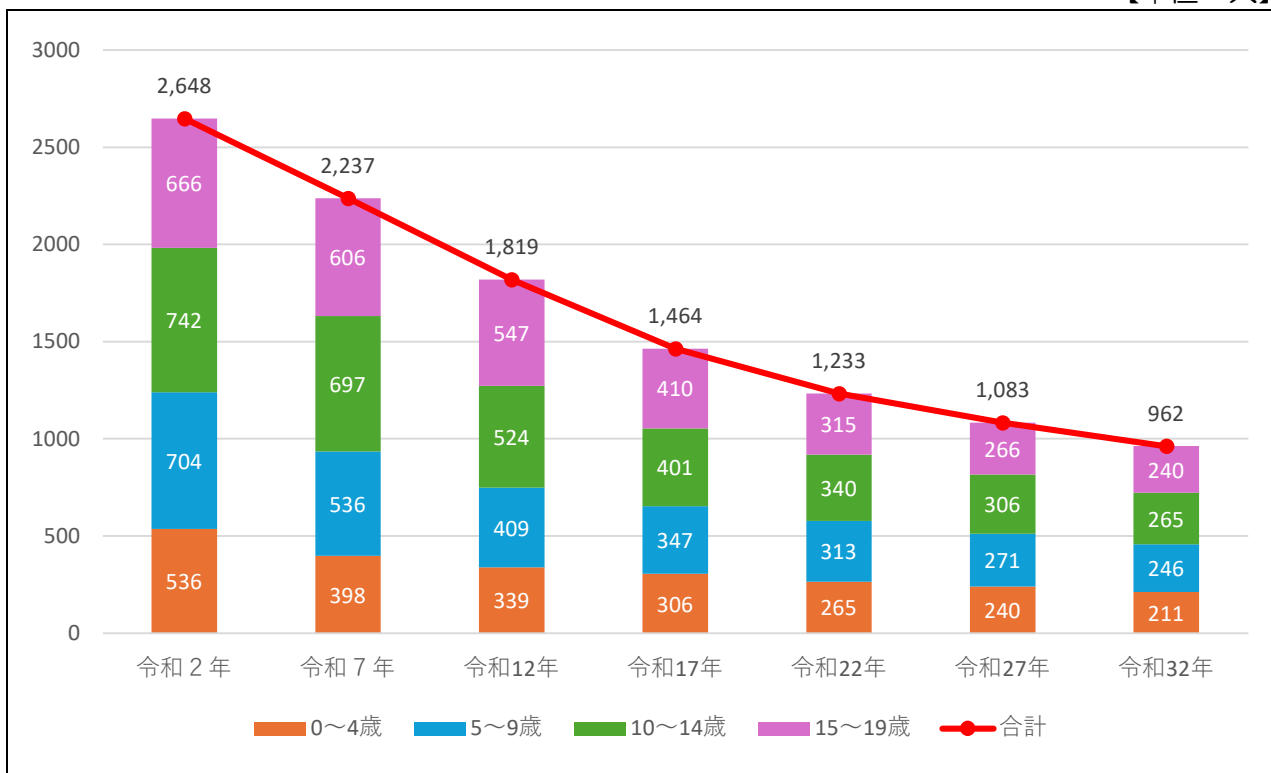


※ 本市の総人口は、令和２年（2020年）には19,270人でしたが、令和32年（2050年）には9,559人になると試算されています。

表－１－２

本市の将来推計人口（２０歳未満）：国立社会保障・人口問題研究所

【単位：人】

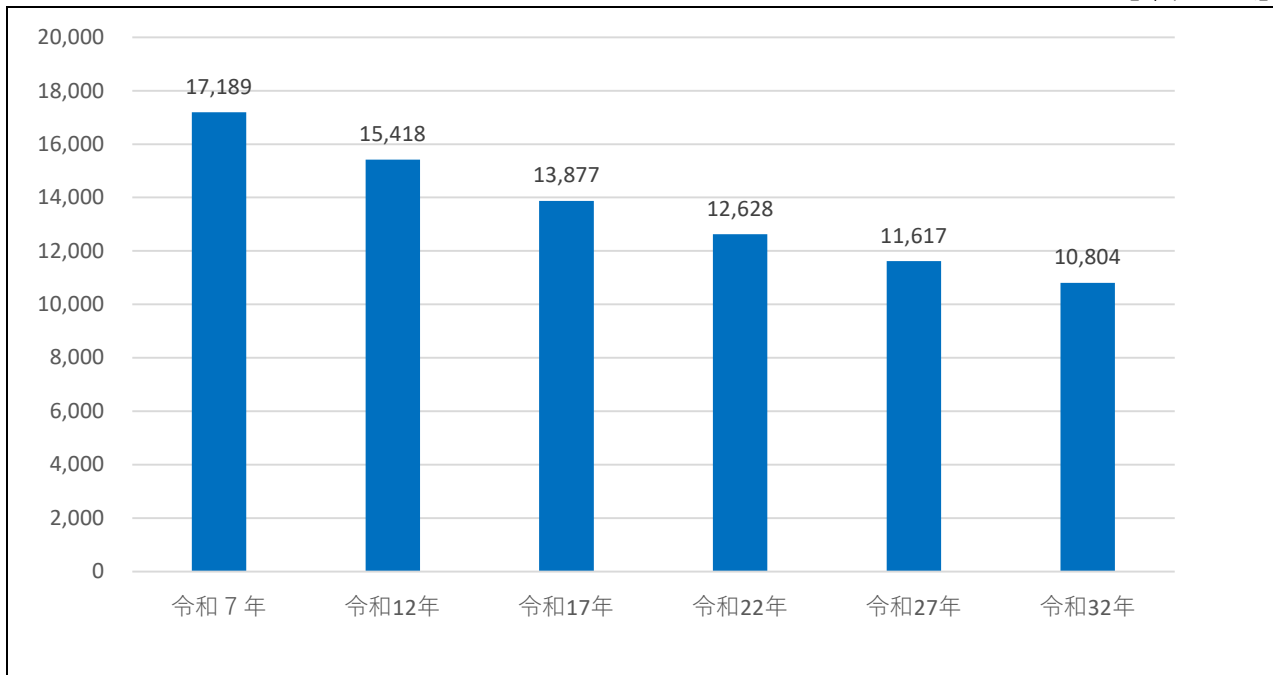


※ 本市の20歳未満の人口は、令和２年（2020年）には2,648人でしたが、令和32年（2050年）には962人になると試算されています。

表－２

本市の人口将来予測：阿久根市人口ビジョン

【単位：人】

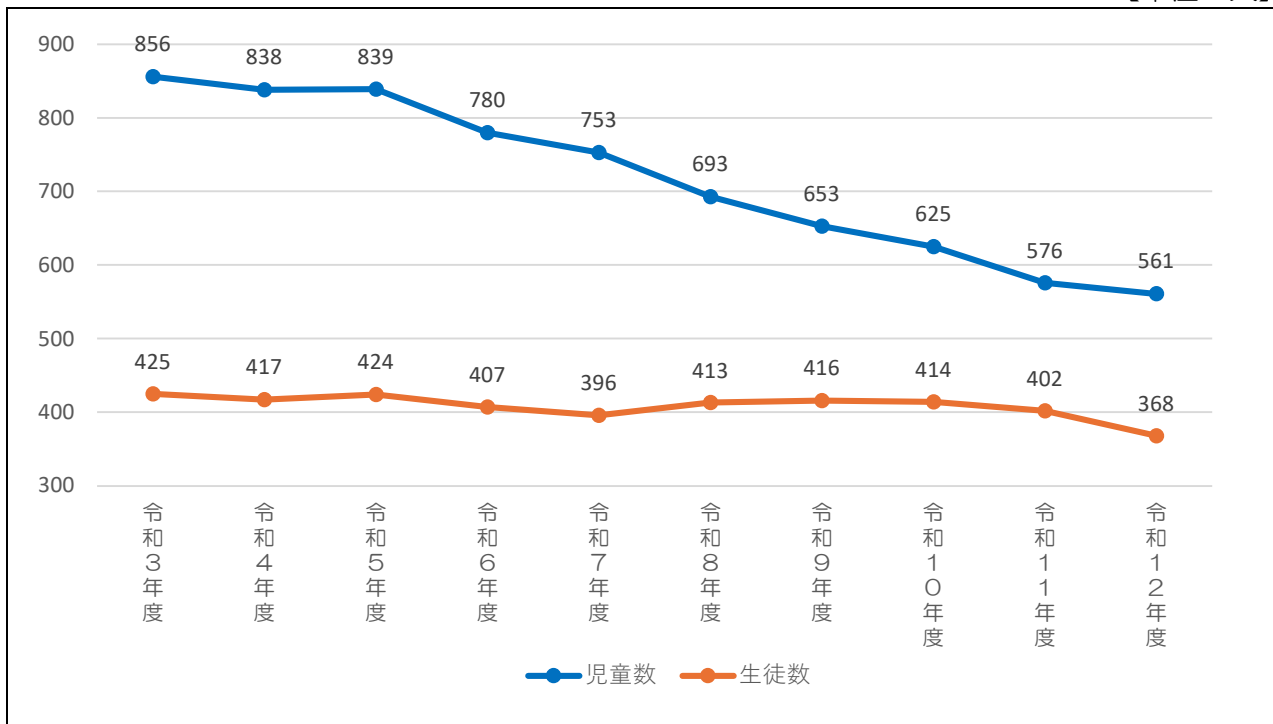


※ この人口将来予測では、総合戦略に基づく各種施策を確実に、着実に実行することで人口減少が緩やかになるように取り組み、令和32年（2050年）には10,800人の人口規模の維持を目標としています。

表－３

今後の児童生徒数の推移：住民基本台帳

【単位：人】



※ 令和3年度から令和7年度の5年間で、児童数は103人、生徒数は29人減少しました。さらに、令和7年度から5年後の令和12年度は、児童数は192人、生徒数は28人減少すると推測されます。

2 教育に関するニーズの調査結果

保護者の皆様に対して、教育に関するニーズ調査を実施し、その結果を本教育振興基本計画や今後の教育施策の推進に生かしていくこととしました。

(1) 調査対象、調査方法

調 査 の 種 類	保護者用アンケート	児童生徒用アンケート
調 査 対 象 者	小・中学生及び保育園・認定こども園の園児の保護者	小・中学校の児童生徒
対象者の抽出	全保護者 ただし、同一世帯に児童等が複数いる場合は重複しないようにする。	小学校高学年から中学生のうち、児童会や生徒会役員等
調 査 方 法	Microsoft Forms により回答 学校及び保育園・認定こども園を通しての依頼文を配布	Microsoft Forms により回答 (学校のタブレット等を使用)
調 査 期 間	6月27日 ～ 9月30日	7月3日 ～ 9月9日

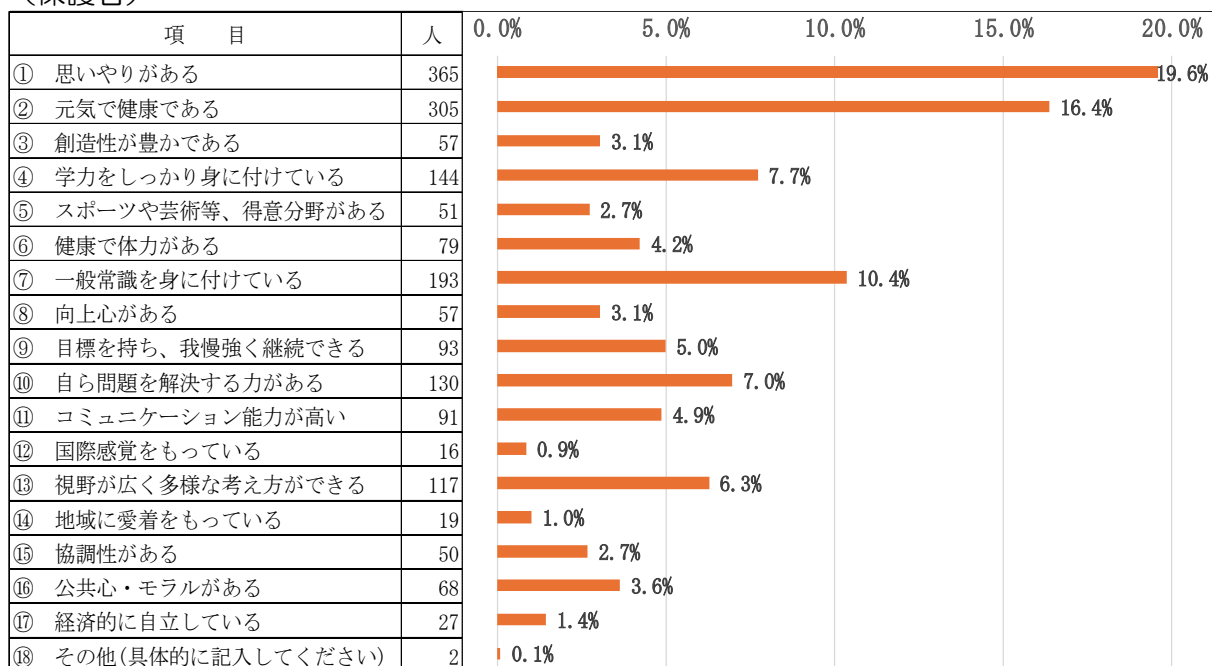
(2) 調査数、回収率

調 査 の 種 類	保護者用アンケート	児童生徒用アンケート
配 布 数	881人	67人
回 収 数	629人	67人
回 収 率	71.4%	100%

(3) 調査結果（主なものの抜粋）

ア 《方向性Ⅰ 子供の可能性を伸ばします》

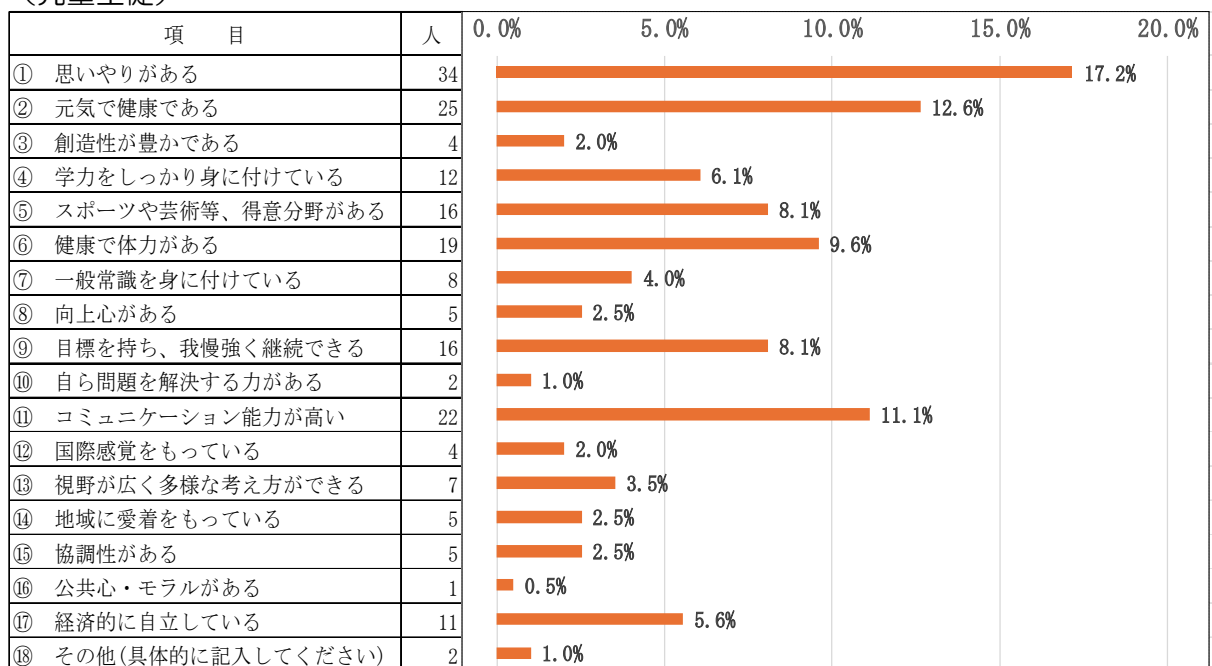
- ① 本市の子どもたちに、どのように育ってほしいと思いますか。（3つまで複数選択可）
（保護者）



〈考察〉 1 「① 思いやりがある」、「② 元気で健康である」、「⑦ 一般常識を身に付けている」、「⑩ 自ら問題を解決する力がある」、「⑬ 視野が広く多様な考え方ができる」の順で多い結果となった。

2 「知・徳・体」のバランスのとれた、社会で生きる力を育成する教育が求められていることが考えられる。

- ① あなたは、将来、どのような大人になりたいですか。（3つまで複数選択可）
（児童生徒）

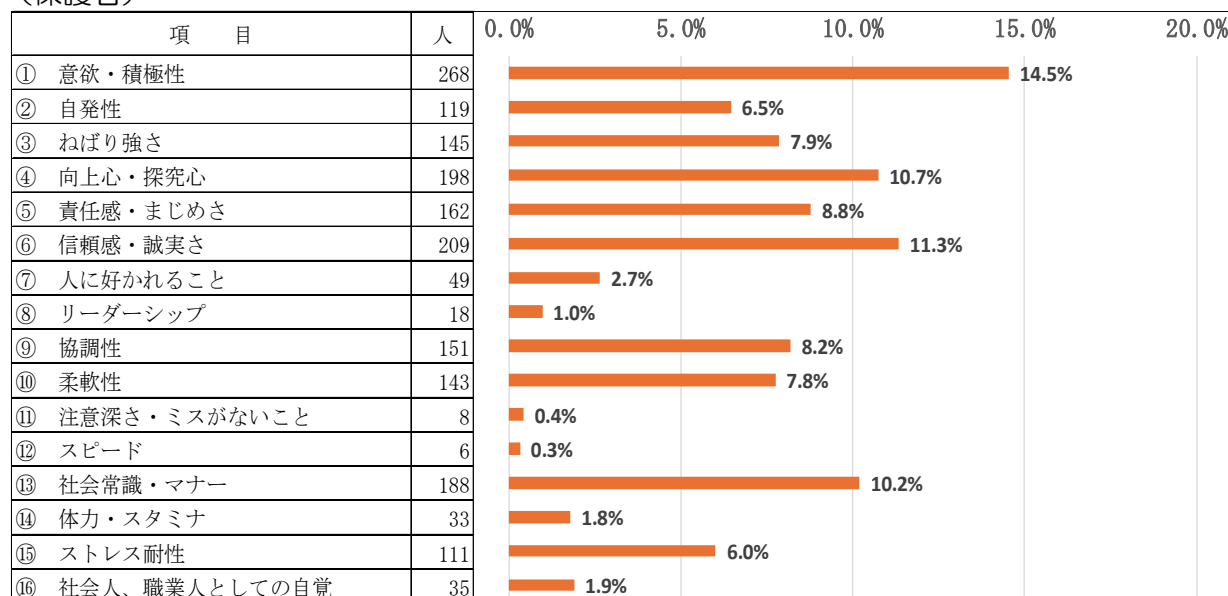


〈考察〉 1 「① 思いやりがある」、「② 元気で健康である」、「⑪ コミュニケーション能力が高い」、「⑥ 健康で体力がある」、「⑤ スポーツや芸術等、得意分野がある」「⑨ 目標を持ち、我慢強く継続できる」の順で多い結果となった。

2 健康や体力、これからの時代で求められるコミュニケーション能力について関心が高いことが考えられる。

- ② これからの社会を生きる子どもたちに、次のどのような力が特に必要だと思いますか。
(3つまで複数選択可)

A【意識・行動面】
(保護者)

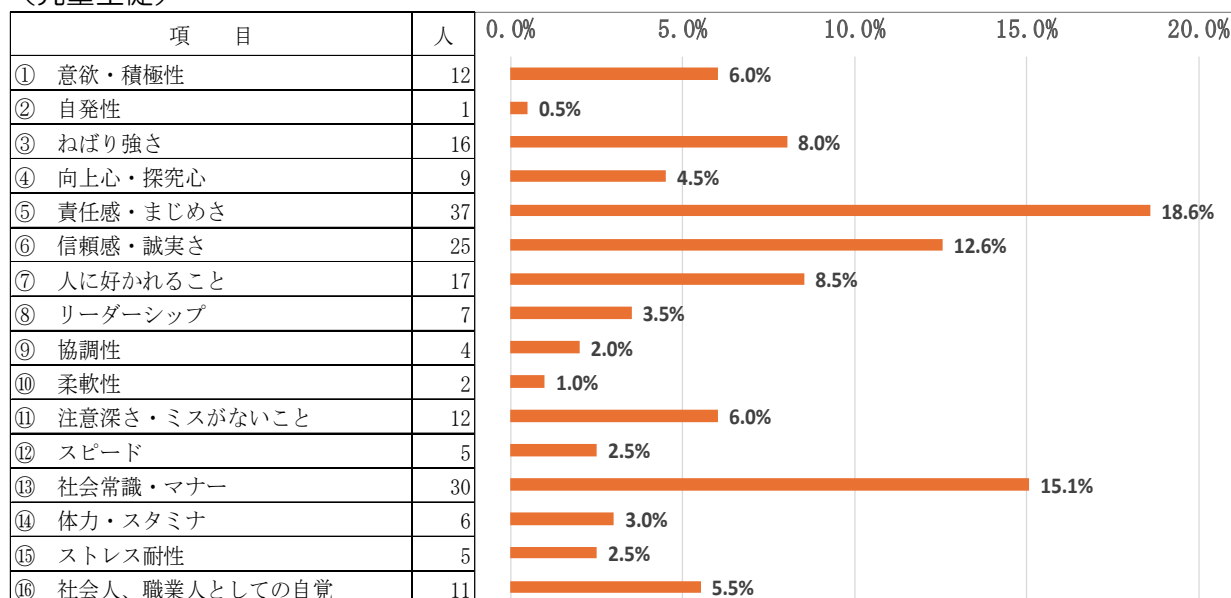


〈考察〉 1 「① 意欲・積極性」、「⑥ 信頼感・誠実さ」、「④ 向上心・探究心」、「⑬ 社会常識・マナー」の順で多い結果となった。

2 主体的・対話的で深い学びの実現をめざし、魅力ある学校づくりの更なる充実を行い、学びに向かう人間性等を高めることが求められていることが考えられる。

- ② これからの社会を生きるうえで、次のどのような力が特に必要だと思いますか。
(3つまで複数選択可)

A【意識・行動面】
(児童生徒)

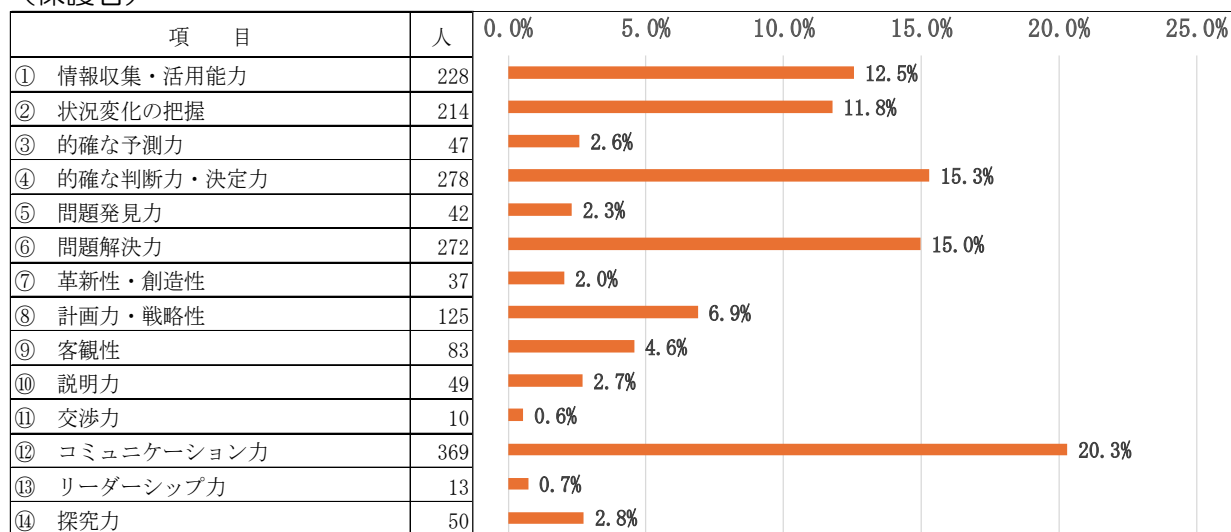


〈考察〉 1 「⑤ 責任感・まじめさ」、「⑬ 社会常識・マナー」、「⑥ 信頼感・誠実さ」、「⑦ 人に好かれること」の順で多い結果となった。

2 主体的・対話的で深い学びの実現をめざし、魅力ある学校づくりの更なる充実を行い、学びに向かう人間性等を更に高めることが求められていることが考えられる。

- ③ これからの社会を生きる子どもたちに、次のどのような力が特に必要だと思いますか。
(3つまで複数選択可)

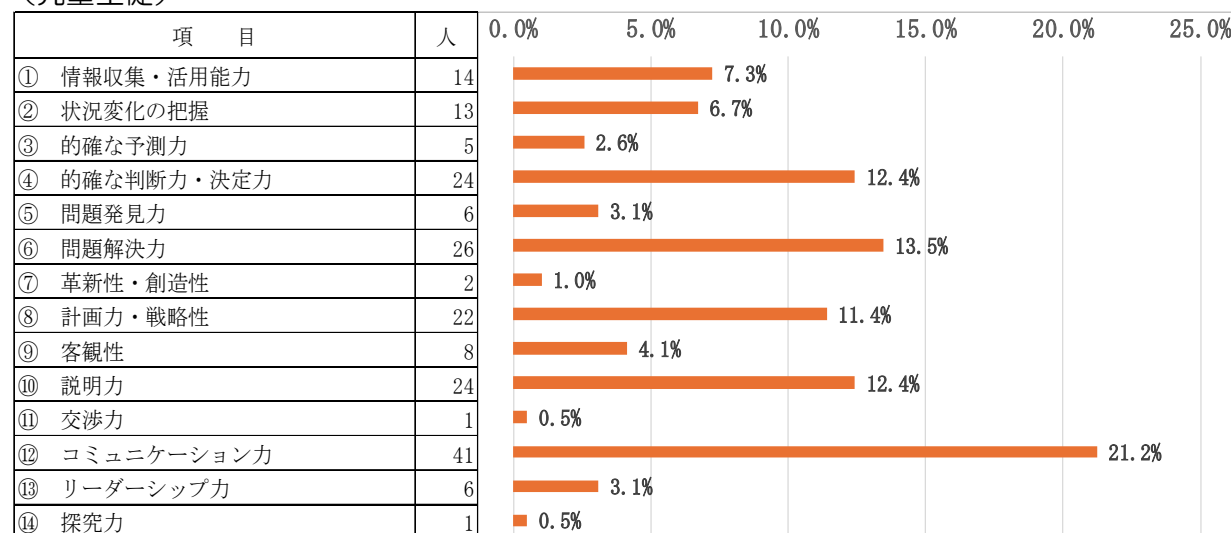
B【資質・能力面】
(保護者)



- 〈考察〉 1 「⑫ コミュニケーション能力」、「④ 的確な判断力・決定力」、「⑥ 問題解決力」、「① 情報収集・活用能力」の順で多い結果となった。
2 問題解決型の授業改善や特別活動を要とするキャリア教育の充実、ICT の活用を含めた情報教育の充実が求められていることが考えられる。

- ③ これからの社会を生きるうえで、次のどのような力が特に必要だと思いますか。
(3つまで複数選択可)

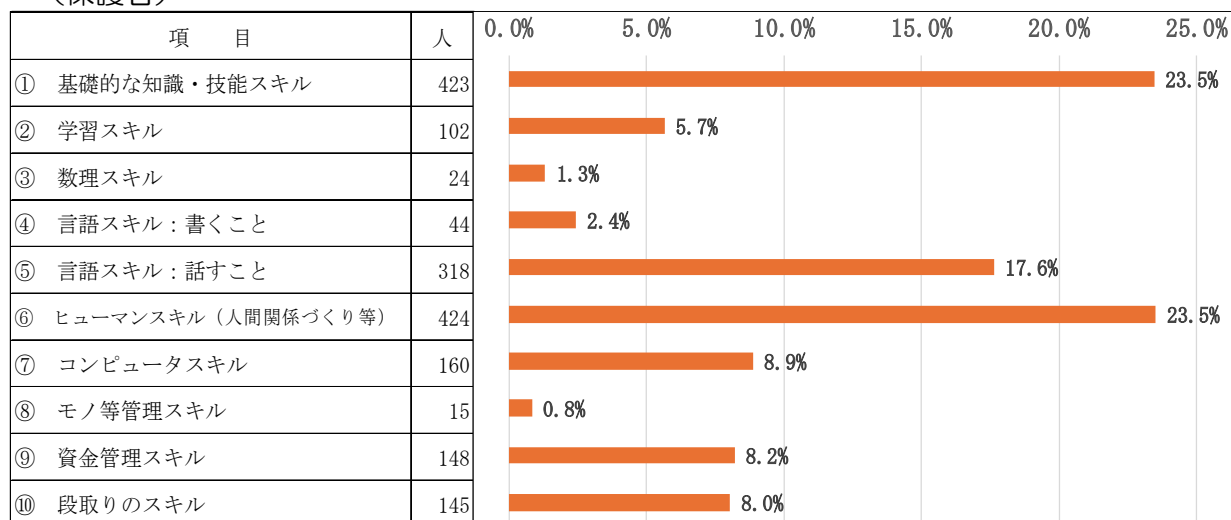
B【資質・能力面】
(児童生徒)



- 〈考察〉 1 「⑫ コミュニケーション能力」、「⑥ 問題解決力」、「④ 的確な判断力・決定力」、「⑩ 説明力」の順で多い結果となった。
2 学習の基盤となる言語活動の充実、情報活用能力問題解決的な学習や特別活動を要とするキャリア教育の充実、ICT の活用を含めた情報教育の充実が求められていることが考えられる。

- ④ これからの社会を生きる子どもたちに、次のどのような力が特に必要だと思いますか。
(3つまで複数選択可)

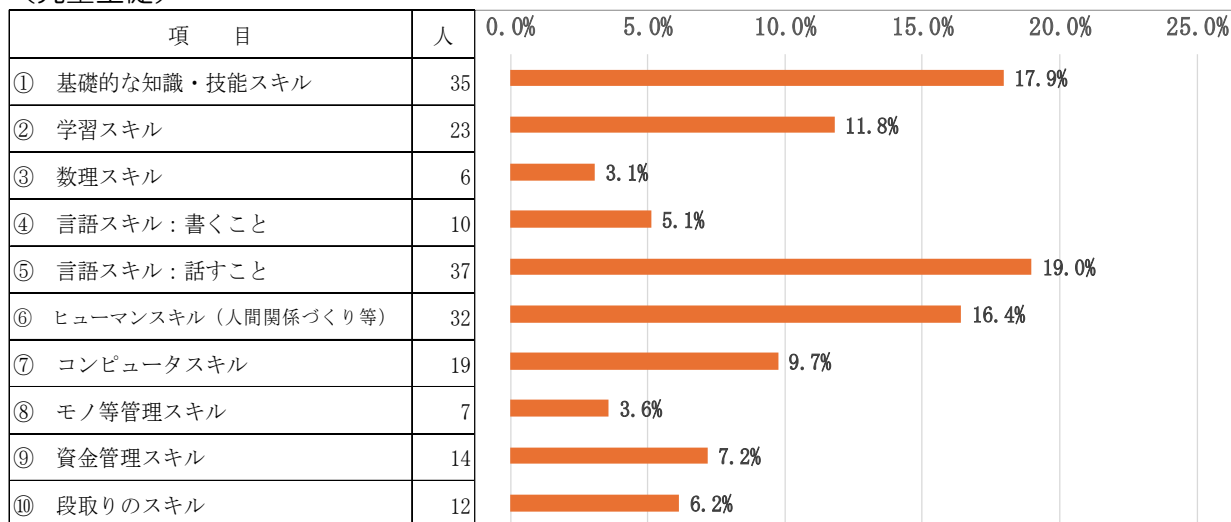
C【スキル面】
(保護者)



- 〈考察〉1 「① 基礎的な知識・技能スキル」、「⑥ ヒューマンスキル（人間関係づくり等）」、「⑤ 言語スキル：話すこと」、「⑦「コンピュータスキル」の順で多い結果となった。
2 学習の基盤となる言語活動の充実、問題解決的な学習や特別活動を要とするキャリア教育の充実、ICT の活用を含めた情報教育の充実が求められていることが考えられる。

- ④ これからの社会を生きるうえで、次のどのような力が特に必要だと思いますか。
(3つまで複数選択可)

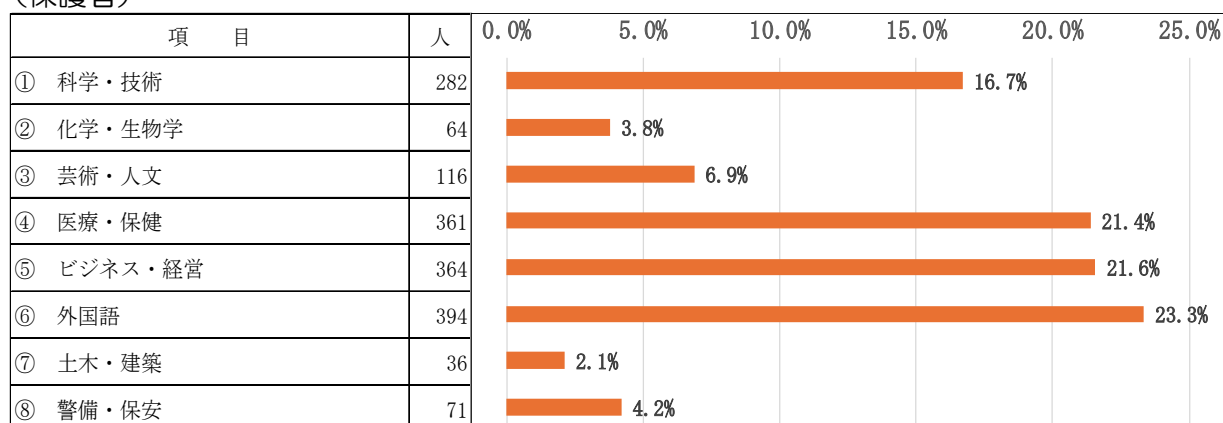
C【スキル面】
(児童生徒)



- 〈考察〉1 「⑤ 言語スキル：話すこと」、「① 基礎的な知識・技能スキル」、「⑥ ヒューマンスキル（人間関係づくり等）」、「② 学習スキル」の順で多い結果となった。
2 学習の基盤となる言語活動の充実、問題解決的な学習や特別活動を要とするキャリア教育の充実、ICT の活用を含めた情報教育の充実が求められていることが考えられる。

- ⑤ これからの社会を生きる子どもたちに、次のどのような力が特に必要だと思いますか。
(3つまで複数選択可)

D【知識面】
(保護者)

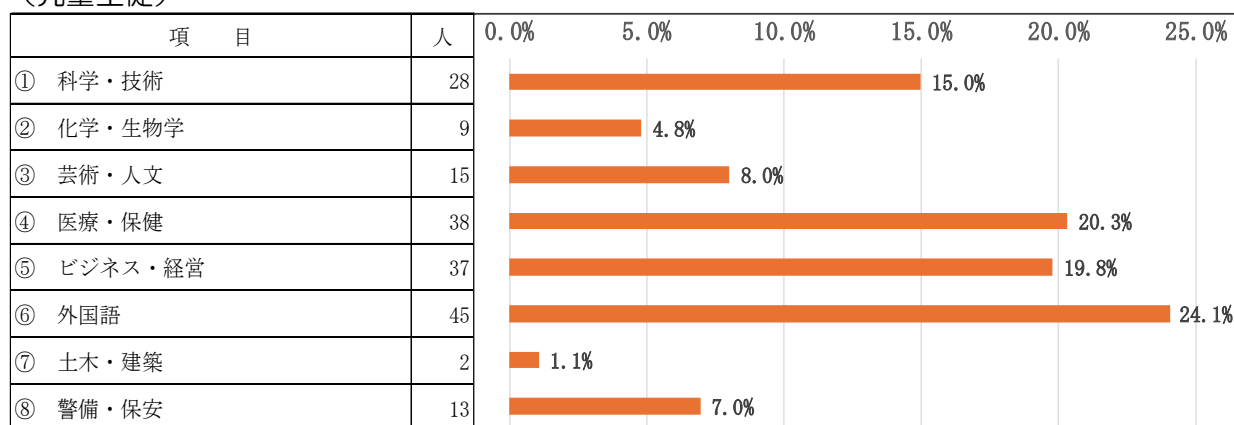


〈考察〉 1 「⑥ 外国語」、「⑤ ビジネス・経営」、「④ 医療・保健」、「① 科学・技術」の順で多い結果となった。

2 外国語教育及び国際理解教育の充実やキャリア教育の充実を図り、社会に出て生きる力の育成が求められていることが考えられる。

- ⑤ これからの社会を生きるうえで、次のどのような力が特に必要だと思いますか。
(3つまで複数選択可)

D【知識面】
(児童生徒)



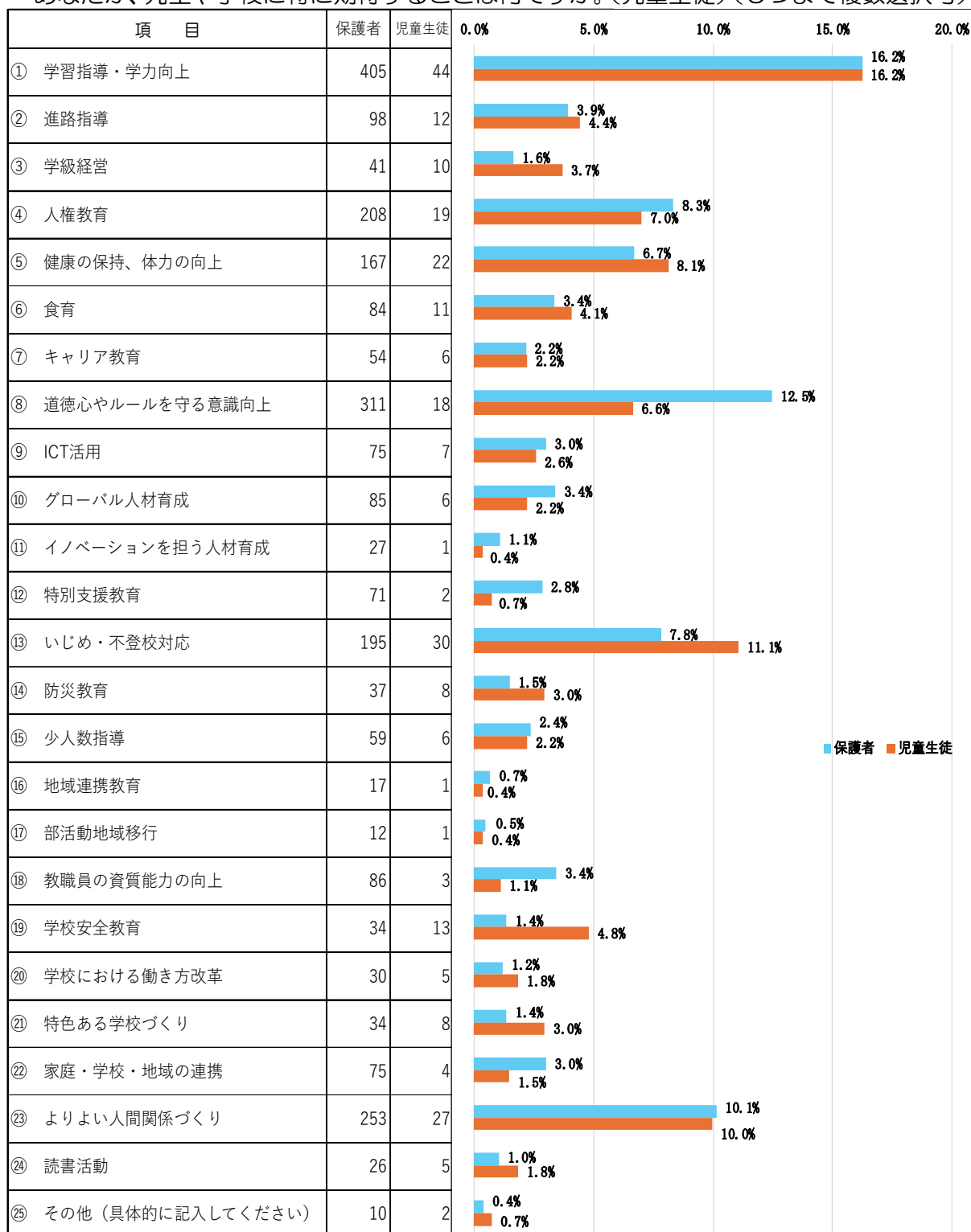
〈考察〉 1 「⑥ 外国語」、「④ 医療・保健」、「⑤ ビジネス・経営」、「① 科学・技術」の順で多い結果となった。

2 外国語教育及び国際理解教育の充実やキャリア教育の充実を図り、社会に出て生きる力の育成が求められていることが考えられる。

イ 《方向性Ⅱ 魅力ある学校をつくります》

⑥ 子どもの教育について、先生や学校に特に期待することは何ですか。（保護者）

あなたが、先生や学校に特に期待することは何ですか。（児童生徒）（5つまで複数選択可）



〈考察〉 1 保護者については、「① 学習指導・学力向上」、「⑧ 道徳心やルールを守る意識向上」、「㉓ よりよい人間関係づくり」、「④ 人権教育」の順で多い結果となった。

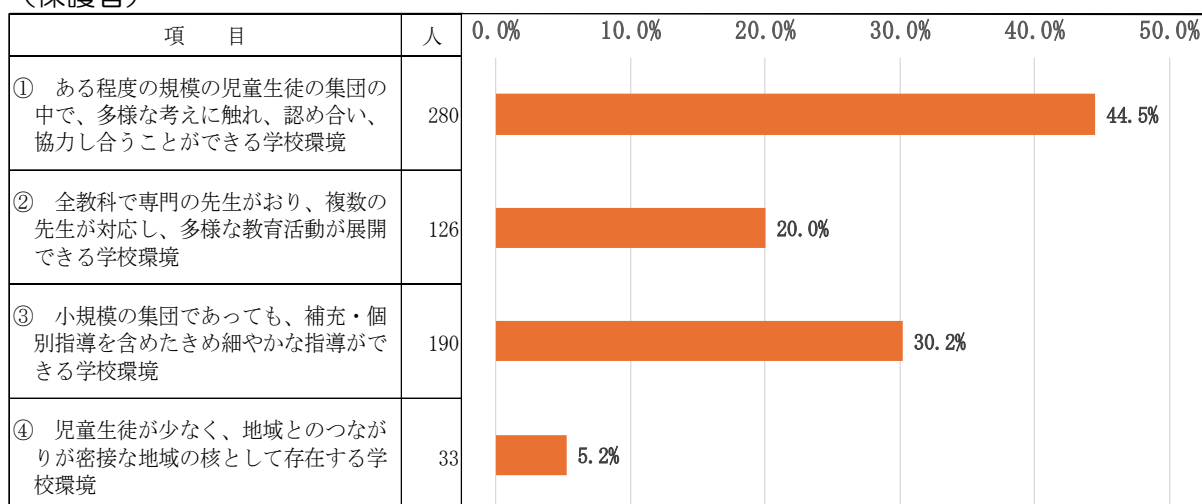
2 児童生徒については、「① 学習指導・学力向上」、「⑬ いじめ・不登校」、「㉓ よりよい人間関係づくり」、「⑤ 健康の保持、体力の向上」の順で多い結果となった。

3 社会とのつながりのある授業実践を踏まえた学力向上の取組、道徳や特別活動の充実、健康に関する教育の充実、人権同和教育の推進が求められていることが考えられる。

ウ 《方向性Ⅲ 教育環境の充実を図ります》

⑦ 児童生徒が減少し、学校の小規模化が進んでいます。

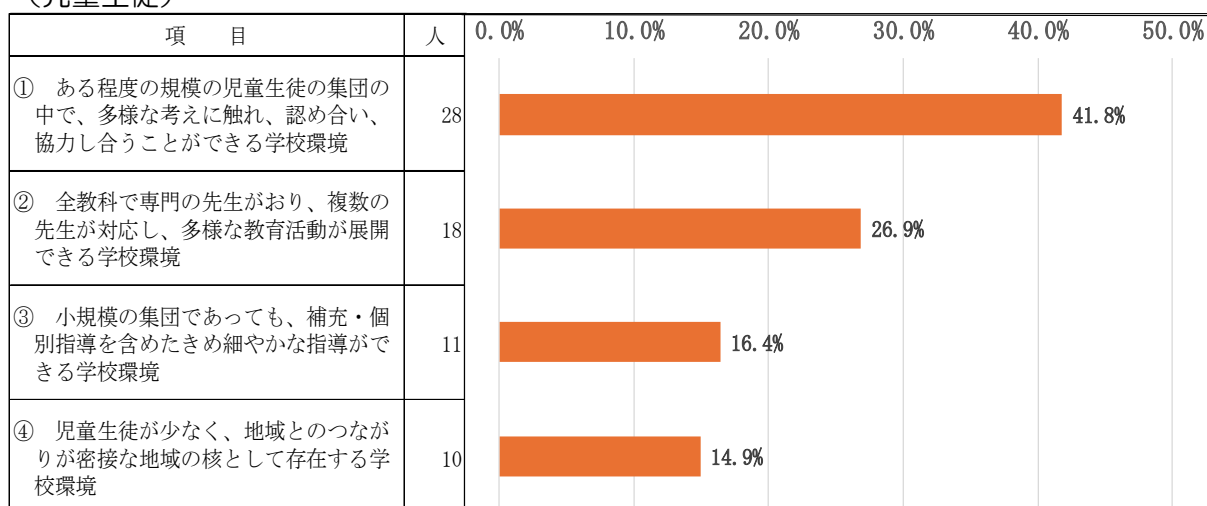
どのような学校環境で、あなたの子どもを学ばせたいですか。（１つ選択）
（保護者）



〈考察〉 1 「① ある程度の規模の児童生徒の集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合うことができる学校環境」、「③ 小規模の集団であっても、補充・個別指導を含めた、きめ細やかな指導ができる学校環境」の順で多い結果となった。
2 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実、特別支援教育の充実が求められていることが考えられる。

⑦ 児童生徒が減少し、学校の小規模化が進んでいます。

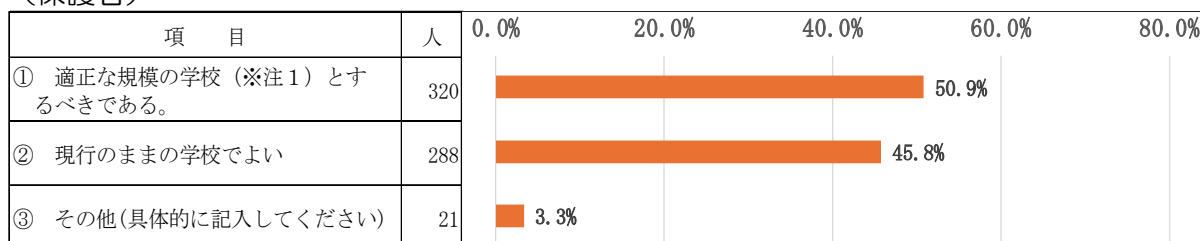
どのような学校環境で、あなたは学びたいですか。（１つ選択）
（児童生徒）



〈考察〉 1 「① ある程度の規模の児童生徒の集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合うことができる学校環境」、「② 全教科で専門の先生がおり、複数の先生が対応し、多様な教育活動が展開できる学校環境」の順で多い結果となった。
2 適正な学校規模での学習等を望んでいる児童生徒が多いことが考えられる。

⑧ 今後の対応で、あなたの考えに一番近いものはどれですか。

(※注1) 小学校：1学年1学級以上の学校規模 中学校：1学年2学級以上の学校規模
(保護者)

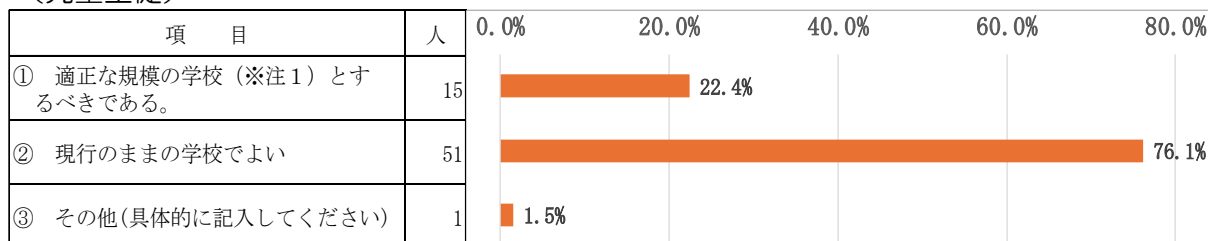


〈考察〉1 「① 適正な規模の学校(※注1)とすべきである。」「② 現行のままの学校でよい」の順で多い結果となった。

2 ⑦の質問では、約65%の保護者が「ある程度の規模、全教科で専門の先生がいる学校環境」と回答しているが、この質問では約46%の保護者が「現行のままの学校でよい」と回答しており、祖語(そご)が見られる。

⑧ 今後の対応で、あなたの考えに一番近いものはどれですか。

(※注1) 小学校：1学年1学級以上の学校規模 中学校：1学年2学級以上の学校規模
(児童生徒)

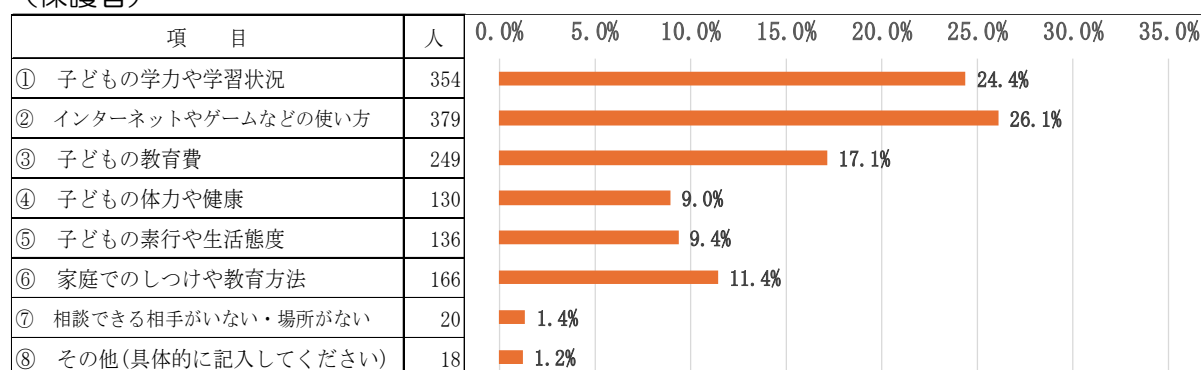


〈考察〉1 「② 現行のままの学校でよい」「① 適正な規模の学校(※注1)とすべきである」の順で多い結果となっている。

2 この質問は、今後の対応についての問いであるが、今の状況と捉えて回答している児童生徒が多いと考えられる。

3 ⑦の質問では、約68%の児童生徒が「ある程度の規模、全教科で専門の先生がいる学校環境」と回答しているが、この質問では約76%の児童生徒が「現行のままの学校でよい」と回答しており、祖語(そご)が見られる。

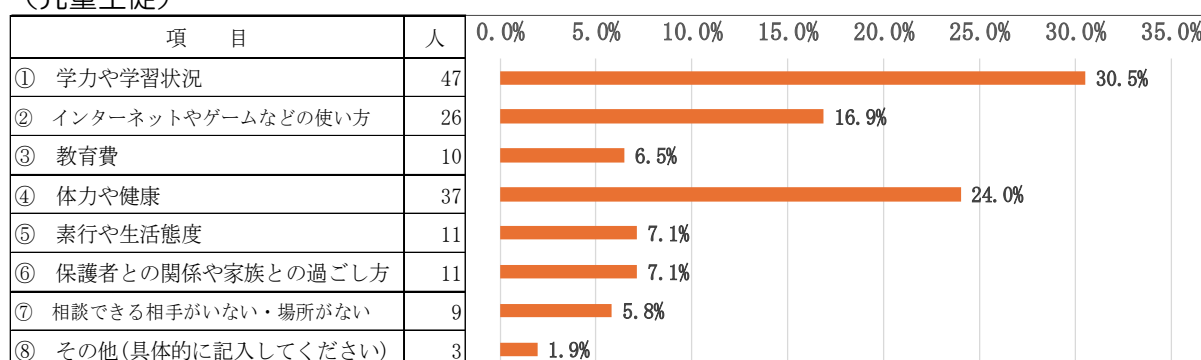
⑨ 家庭での教育について、どのようなことに特に不安がありますか。（3つまで複数選択可）
（保護者）



〈考察〉1 「② インターネットやゲームなどの使い方」、「① 子どもの学力や学習状況」、「③ 子どもの教育費」、「⑥ 家庭でのしつけや教育方法」の順で多い結果となっている。

2 ICTの活用を含めた情報教育（情報モラルや健康教育）の推進、学力向上に向けた取組、教育費等の支援が必要であることが考えられる。

⑨ 次の中で、あなたが特に気になることがありますか。（3つまで複数選択可）
（児童生徒）

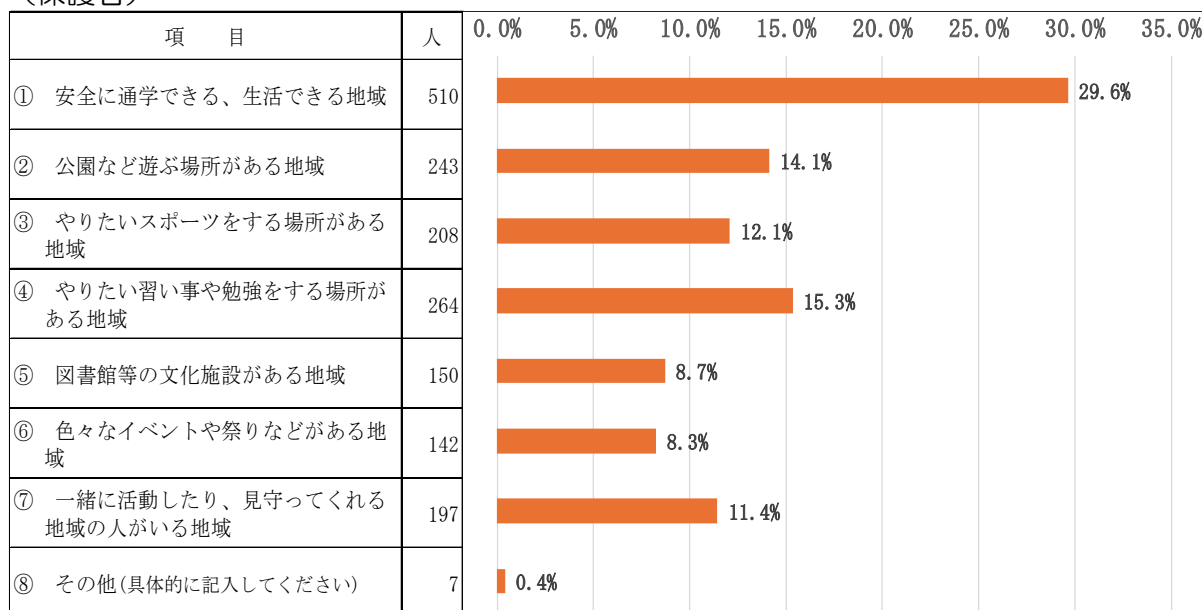


〈考察〉1 「① 学力や学習状況」、「④ 体力や健康」、「② インターネットやゲームなどの使い方」の順で多い結果となっている。

2 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善等の学力向上、健康教育、情報教育の充実が必要であることが考えられる。

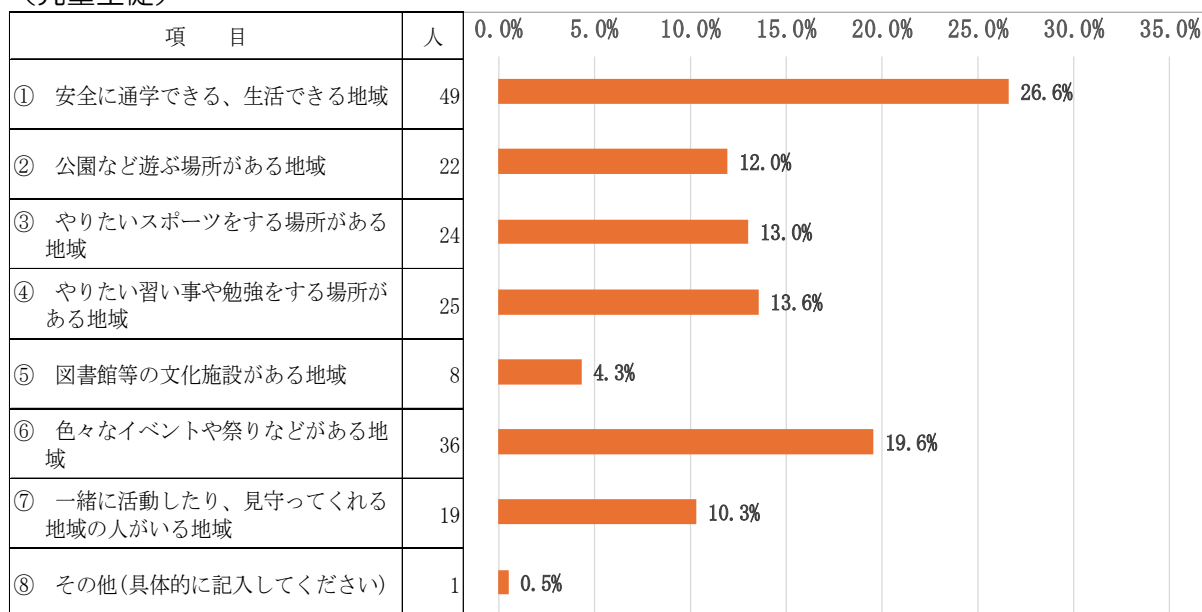
エ 《方向性Ⅳ 社会全体で子供を育てます》

- ⑩ あなたは子どもにとって、どのような地域がよいと思いますか。（3つまで複数選択可）
（保護者）



- 〈考察〉 1 「① 安全に通学できる、生活できる地域」、「④ やりたい習い事や勉強をする場所がある地域」、「② 公園など遊ぶ場所がある地域」、「③ やりたいスポーツをする場所がある地域」の順で多い結果となっている。
- 2 安全・安心な環境の整備、様々な生涯学習の施設及び講座等の充実が求められていることが考えられる。

- ⑩ あなたは、どのような地域がよいと思いますか。（3つまで複数選択可）
（児童生徒）



- 〈考察〉 1 「① 安全に通学できる、生活できる地域」、「⑥ 色々なイベントや祭りなどがある地域」、「④ やりたい習い事や勉強をする場所がある地域」、「③ やりたいスポーツをする場所がある地域」の順で多い結果となっている。
- 2 安全・安心な環境の整備、様々な生涯学習の施設及び講座等の充実が求められていることが考えられる。

第2部 各論

第1章 方向性1 子供の可能性を伸ばします

＜主体的、相互の学び＞

1 確かな学力の定着

(1) 現状と課題

ア 基礎的・基本的な知識や技能の習得、思考力、判断力、表現力等の育成はもとより、それを支える学習意欲の向上や家庭学習の習慣化を図る必要があります。

イ 本市の児童生徒の学力については、諸調査から「活用する力」に課題が見られることから、主体的に習得した知識や技能を生かし、思考し、判断し、表現していく授業を展開する必要があります。

(2) 主要施策

ア 全国学力・学習状況調査や鹿児島学力・学習状況調査、標準学力検査等の結果を踏まえ、基礎的・基本的な知識や技能の定着、思考力、判断力、表現力等の育成を図るとともに、基盤となる学びに向かう力、人間性等の向上や学習習慣の確立をめざします。

イ 各種研修会及び校内研修、年次別研修等の充実を図り、教員の学習指導力及び授業力向上をめざします。

ウ 研究協力校を指定し、指導法に係る研究・実践を行い、他校へも還元して実践します。

エ 個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実し、学習者主体の授業を実現するために、各支援員を配置します。

(3) 各事業

事業名	事業内容	担当課
学力向上推進事業	各種学力検査により実態を把握するとともに、学力向上委員会の設置及び企画・運営を行います。小・中学校と鶴翔高等学校が共通のテーマを設定し、年3回以上の研究授業を通して学習指導法の改善を図り、校内研修及び研究授業・授業研究に指導及び助言を行うため、指導主事等を派遣します。	学校教育課
授業力向上・指導法改善に関する研修会事業	教職員全員による教育研修会、学習者主体の授業づくり、英語指導法改善、ICT研修会等を開催します。	学校教育課
(県) 年次別研修の充実	フレッシュ、パワーアップ、ベテラン研修の支援、指導・助言を行います。	学校教育課
(県) 指定研究協力校制度	研究協力校として、学校を指定するとともに、研修支援及び指導・助言を行い、研究成果を他校へも還元します。	学校教育課
支援員配置事業	児童生徒の個別最適な学びを実現するために小学校と中学校へ、次の支援員を配置します。 ・ 学習指導支援員 ・ 理科教育支援員 ・ 英語教育支援員 ・ 特別支援教育支援員	学校教育課

2 主体的・対話的で深い学びの実現

(1) 現状と課題

ア 学ぶことに興味や関心をもち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」の実現をめざす必要があります。

イ 児童生徒の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じて、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」の実現をめざす必要があります。

ウ 習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見い出して解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」の実現をめざす必要があります。

(2) 主要施策

- ア 各学校において、授業改善に向けた研究授業を通じた校内研修等を計画・実施するとともに、指導主事を派遣し、指導・助言を行います。
- イ 年次別研修や指定研究協力校の取組を通して、学習者主体の授業を設計する教員に伴走し、よりよい授業づくりをめざします。
- ウ 小・中・高学力向上研修会等において、研究授業を通じた研修会を開催するとともに、校種を交えて意見交換を行い、学習指導法の改善をめざします。
- エ 授業における各支援員を学校の実態に応じて適切に配置し、全ての児童生徒が主体的・対話的で深い学びを実現できるようにします。

(3) 各事業

事業名	事業内容	担当課
学力向上推進事業（再掲）	各種学力検査により実態を把握するとともに、学力向上委員会の設置及び企画・運営を行います。小・中学校と鶴翔高等学校が共通のテーマを設定し、年3回以上の研究授業を通して学習指導法の改善を図り、校内研修及び研究授業・授業研究に指導及び助言を行うため、指導主事等を派遣します。	学校教育課
授業力向上・指導法改善に関する研修会事業（再掲）	教職員全員による教育研修会、学習者主体の授業づくり、英語指導法改善、ICT研修会等を開催します。	学校教育課
年次別研修の充実（再掲）	フレッシュ、パワーアップ、ベテラン研修の支援、指導・助言を行います。	学校教育課
指定研究協力校制度（再掲）	研究協力校として、学校を指定するとともに、研修支援及び指導・助言を行い、研究成果を他校へも還元します。	学校教育課
支援員配置事業（再掲）	児童生徒の個別最適な学びを実現するために小学校と中学校へ、次の支援員を配置します。 ・ 学習指導支援員 ・ 理科教育支援員 ・ 英語教育支援員 ・ 特別支援教育支援員	学校教育課

3 特別支援教育の充実

(1) 現状と課題

- ア 共生社会の担い手を育成することをめざし、障害者の権利に関する条約の批准や障害者差別解消法の施行を踏まえ、特別な支援を必要とする児童生徒の自立と社会参加に向けた主体的な取組を支援する視点に立ち、多様で柔軟な学びの場を整備するとともに、一人一人の教育的ニーズに応える指導・支援の一層の充実を図る必要があります。
- イ 特別な支援を必要とする児童生徒が在籍している全小・中学校で、個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成する等、校内支援体制は着実に整備されています。引き続き、特別支援学校の教諭による巡回相談等を通して、特別支援学校のセンター的機能の活用や学校間連携の充実を図り、就学前から学校卒業後までの切れ目のない支援体制の構築を図る必要があります。
- ウ 特別支援教育について、授業づくりや専門性を高める研修機会の確保、多様で柔軟な仕組みや教材・教具等を整備する必要があります。

(2) 主要施策

- ア 障がいの内容や程度に応じた適切な指導法等に関する研修を行い、教職員の指導力の一層の向上を図ります。

- イ 共生社会の形成に向けた障がい者の理解を推進するために、交流及び共同学習を積極的に推進し、正しい理解と認識を図ります。
- ウ 早期から、障がいの状態や教育的ニーズ、保護者の意見等を踏まえ、適切な学びの場について総合的な判断がなされるように、計画的な教育相談・就学相談体制の確立・充実に努めます。
- エ 特別な支援を必要とする通常の学級に在籍する児童生徒に対して、学校生活上の介助と学習活動上の適切な支援を行う支援員を配置します。
- オ 特別支援学校と緊密に連携を図り、適切な就学のための巡回相談等を実施するとともに、就学教育相談の充実に努めるために、発達検査やことばの検査等を実施します。

(3) 各事業

事業名	事業内容	担当課
支援員配置事業 (再掲)	児童生徒の個別最適な学びを実現するために小学校と中学校へ、次の支援員を配置します。 ・ 学習指導支援員 ・ 理科教育支援員 ・ 英語教育支援員 ・ 特別支援教育支援員	学校教育課
就学教育相談事業	未就学児及び児童生徒の実態に応じた教育支援を行うため、発達検査やことばの検査等を行うとともに、就学教育相談を実施します。	学校教育課 こども保健課
特別支援学校連携事業	特別支援学校と連携を図り、適切な就学のための相談活動を実施します。	学校教育課
特別支援教育に関する研修会・連絡協議会	保育園や認定こども園の保育士、教諭、支援員等に対して、障がいの内容や程度に応じた適切な指導法等に関する研修を行い、教職員の資質・能力向上とネットワーク構築を図ります。	学校教育課
教育支援委員会	子供一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障するために、乳幼児期を含め早期から教育相談や就学相談を行うとともに、本人・保護者に情報提供し、本人・保護者と学校、教育委員会が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図るため、年3回教育支援委員会を実施します。	学校教育課 こども保健課 福祉課
障がい児通所支援事業	障がい児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し集団生活に適應することができるよう、身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導・訓練を行うための場を提供します。	福祉課

<創造する力の育成>

1 キャリア（あくねよかとこ）教育の充実

(1) 現状と課題

- ア 児童生徒が将来、社会人・職業人として自己実現を図っていくためには、早い段階から自分の生き方について考えるきっかけを与えるとともに、「社会的・職業的自立」に向けて必要な基盤となる能力や態度を発達段階に応じて育成する必要があります。
- イ 小学校では、夢や希望をもち、目標に向けて努力する態度を育成すること、中学校では、様々な職業があることを理解させ、自らの適性について考えさせること等、発達段階に応じたキャリア教育の充実が求められています。
- ウ 学校単位での職場体験学習は全ての中学校で実施されていますが、実施する際の事前・事後の学習活動を更に充実し、職場体験で学んだことをその後の学習に結び付ける取組が必要です。
- エ 引き続き、キャリア教育の充実を図るために、職場体験学習だけでなく、地元の企業等の経営者の講話等を通して、将来の社会人としての基礎を培う学習の機会を設けるとともに、将来、地元で働きたいと思う人材の育成を図る必要があります。

(2) 主要施策

- ア 社会人・職業人として自立できるよう、地域や産業界と連携・協力し、児童生徒の職業観及び勤労観を育成します。
- イ 児童生徒が明確な目的意識をもって主体的に自己の進路を選択できる能力を身に付けられるよう、発達段階に応じたキャリア教育を推進します。
- ウ 児童生徒が自らの学習状況やキャリア形成を見直したり、振り返ったりして、自己評価を行うとともに、主体的に学びに向かう力を育み、自己実現につなぐためにスコラ手帳やキャリア・パスポートを活用します。

(3) 各事業

事業名	事業内容	担当課
あくねよかところ教育事業	児童生徒が社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てるため、企業で働く人物や地域で活躍する人物等を講師として学校に派遣し、実践的・体験的な活動を通じたキャリア発達を促進するとともに、「見通し、振り返り、つなぐ」をキーワードとしてキャリア・パスポートやスコラ手帳の活用を推進し、キャリア教育における資質・能力を育成します。	学校教育課
小学生交流ボッチャ大会	市内小学校の児童が集い、ボッチャ大会を通して、所属感や連帯感を深めるとともに、共生社会の創り手となる基礎を養成します。	学校教育課
中学生あくねの日	市内中学校の生徒が集い、自発的・自治的な活動を通して、所属感や連帯感を深めるとともに、社会人・職業人としての基礎を養成します。	学校教育課
こころを紡ぐメッセージコンクール	児童生徒と保護者との心の交流を図り、互いの存在について、考えを深め合う言葉の作品を募集し、作品集を作成します。	学校教育課
学校における体験活動の推進	食農教育や文化継承活動など、地域に根ざした体験活動を推進します。	学校教育課 生涯学習課 学校給食センター
生涯学習フェア	生涯学習活動の発表等を通じた生きがいのある住みよいまちづくりに取り組みます。	生涯学習課
生涯学習推進事業	生涯学習講座や社会教育学級を開設し、市民の学習環境の充実と生きがいづくりを推進します。	生涯学習課
体験活動推進事業	「あくねよかところ」キッズスクール等、阿久根の自然や人々とのふれあいを生かした四季折々の体験活動を実施し、たくましく、道徳心のある青少年の育成を推進します。	生涯学習課
自立支援教室（あくねす）	不登校や登校が困難な状況にある児童生徒を対象に、相談、学習等を行い、学校復帰への支援を行います。	学校教育課

2 ICTの環境整備及び効果的な活用の推進

(1) 現状と課題

- ア 令和6年度に、校内ネットワークの整備を行い、回線状況は改善されています。
- イ 令和7年度に、市内の全児童生徒の学習用端末の更新を行い、整備を行っています。
- ウ 教諭等に対して、指導用と校務用の情報端末の整備及び更新を行っています。
- エ 学習用端末を効果的に活用した授業実践について、学校間で取組の差が見られます。

(2) 主要施策

- ア 児童生徒1人1台の学習用端末の効果的な活用により、教育環境の向上を図ります。
- イ 教員のICTを活用した指導力の向上を図るため、充実した研修を実施します。

- ウ 各教科等において、ICT機器を活用した授業実践を推進します。
- エ 全ての学習の基盤となる資質・能力である情報活用能力を高めるために、直感的操作のプログラミングアプリを提供してプログラミング教育の充実を図り、論理的思考力を高めます。
- オ 教職員が校務において、ICTを活用し、児童生徒の情報共有や教材研究、効率的な校務業務等、きめ細かな指導や業務改善がなされるよう環境整備を行います。
- カ ネット依存や情報モラル等について、啓発資料の活用や各種研修会への職員の派遣を通して、フィルタリングの設定や家庭内ルールの策定に係る保護者への啓発を一層図ります。

(3) 各事業

事業名	事業内容	担当課
(県) GIGAスクール事業 (2ndGIGA)	小・中学校の全ての児童生徒に1人1台の情報端末等のICT機器の整備及びICTの効果的な活用により教育環境の向上を図ります。	教育総務課 学校教育課
ICT研修会事業	1人1台の端末を活用した授業改善の方法や具体的な実践についての研修会を実施します。	学校教育課
ICT支援員配置事業	授業支援、環境整備、校務支援等を通して、ICT機器を円滑に活用できるよう支援することで、教職員や児童生徒の情報活用能力の向上を図るとともに、ICT活用を推進します。	学校教育課
プログラミング教育推進事業	MESH等での学習を通してテクノロジーの仕組みへの理解を深め、プログラミング的思考やITを活用する力の育成を図ります。	学校教育課

3 体験活動及び文化活動の充実

(1) 現状と課題

- ア 本市に数多く残っている地域の伝統芸能・行事や郷土訓等の文化資産は、生活の一部となるなど、精神的なよりどころとなっています。
- イ 各学校は、地域の文化資産を取り入れた教育活動や実践的・体験的な学習活動を行うとともに、豊かな心や感性、創造性、感動する心等の育成に取り組んでいます。
- ウ 少子化や人口減少により、部活動や各団体の維持が困難な状況にあります。

(2) 主要施策

- ア 地域の文化資産を取り入れ、自然体験、ボランティア活動、職業体験、芸術鑑賞などの実践的・体験的な教育活動を行います。
- イ 図画、作文、読書感想文、理科作品コンクールを実施します。
- ウ 音楽や演劇等を鑑賞する機会を設けて質の高い文化や芸術に触れることで、心身を豊かにし、感性を磨き、感動や共感を分かち合い、地域文化の創造につなげていきます。
- エ 将来にわたって、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ企画を確保・充実するために、部活動の地域展開を推進していきます。

(3) 各事業

事業名	事業内容	担当課
小学生交流ボッチャ大会(再掲)	市内小学校の児童が集い、ボッチャ大会を通して、所属感や連帯感を深めるとともに、共生社会の創り手となる基礎を養成します。	学校教育課
中学生あくねの日(再掲)	市内中学校の生徒が集い、自発的・自治的な活動を通して、所属感や連帯感を深めるとともに、社会人・職業人としての基礎を養成します。	学校教育課
こころを紡ぐメッセージコンクール(再掲)	児童生徒と保護者との心の交流を図り、互いの存在について、考えを深め合う言葉の作品を募集し、作品集を作成します。	学校教育課

中学校弁論大会	生徒に、自分の考えを多くの人前で発表できる態度や表現力を育成するために大会・表彰を実施します。	学校教育課
小・中学校英語暗唱・弁論大会	児童生徒に、英語を用いて暗唱や発表、弁論ができる機会をつくり、表現力を育成するため、大会・表彰を実施します。	学校教育課
作文審査会	児童生徒の作文力の向上に期するため、審査会・表彰を実施します。	学校教育課
読書感想文コンクール	児童生徒が読書を親しみ、作文力の向上に期するため、審査会・表彰を実施します。	学校教育課
図画作品審査会	児童生徒の美術的表現力の向上に期するため、審査会・表彰を実施します。	学校教育課
理科作品審査会	児童生徒の科学的に探究する能力と態度の育成に期するため、審査会・表彰を実施します。	学校教育課
学校における体験活動の推進（再掲）	食農教育や文化継承活動など、地域に根ざした体験活動を推進します。	学校教育課 生涯学習課 学校給食センター
集団宿泊学習支援事業	集団宿泊学習へ補助を行います。	学校教育課
あくねよかところ教育事業（再掲）	児童生徒が社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てるため、企業で働く人物や地域で活躍する人物等を講師として学校に派遣し、実践的・体験的な活動を通じたキャリア発達を促進するとともに、「見通し、振り返り、つなぐ」をキーワードとしてキャリア・パスポートやスコラ手帳の活用を推進し、キャリア教育における資質・能力を育成します。	学校教育課
部活動地域展開推進協議会及び説明会	部活動の地域展開に向けた課題に総合的に取り組み、方針等を決定し、関係団体等への周知を図るとともに、地域の持続可能で多様な環境づくりを推進します。	学校教育課
生涯学習フェア（再掲）	生涯学習活動の発表等を通じた生きがいのある住みよいまちづくりに取り組みます。	生涯学習課
体験活動推進事業（再掲）	「あくねよかところ」キッズスクール等、阿久根の自然や人々とのふれあいを生かした四季折々の体験活動を実施し、たくましく、道徳心のある青少年の育成を推進します。	生涯学習課

＜学びや成長の連続性＞

1 幼・保・小連携の充実

(1) 現状と課題

- ア 保育園・認定こども園の教育・保育と小学校の教育においては、各段階における役割と責任を果たすことが必要とされています。
- イ それぞれの教育・保育の違いを踏まえ、小学校に入学した全ての子供が、保育園・認定こども園での遊びや生活を通じた育ちと学びを基礎としながら、安心感をもって新しい学校生活に円滑に移行することが必要とされています。
- ウ 自己を発揮し成長していくために、子供の育ちと学びの連続性を保障する必要があります。
- エ 保育園・認定こども園における乳幼児期の教育・保育の内容が、遊びや生活を通して総合的に学んでいく教育課程等に基づいている一方、小学校での児童期の教育は、各教科等の学習を系統的に配列した教育課程に基づいて行われています。その小学校の学習へのスムーズな移行をどのように実現していくのか、連携を深めていく必要があります。

(2) 主要施策

- ア 保育園・認定こども園での育ちと学びを小学校での学びにつなぐ教育活動を実践するために、

小学校と保育園・認定こども園が連携し、互いの教育・保育を理解し、見通して子供の育ちと学びを連続させていく、幼・保・小連携教育の充実を図っていきます。

イ 切れ目ない支援体制整備を充実するために、保育園・認定こども園の保育士や教諭等が合同で参加する研修や情報交換会を実施します。

(3) 各事業

事業名	事業内容	担当課
教育支援委員会 (再掲)	子供一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障するために、乳幼児期を含め早期から教育相談や就学相談を行うとともに、本人・保護者に情報提供し、本人・保護者と学校、教育委員会が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図るため、年3回教育支援委員会を実施します。	学校教育課 こども保健課 福祉課
幼・保・小連絡会	入学予定の小学校において、子供一人一人が生活の変化に対応し、義務教育及びその後の教育において、実り多い生活や学習を展開できるよう、保育園・認定こども園と小学校が相互に教育内容を理解したり、子供同士の交流を図ったり、指導方法の工夫改善を図ったりなどすることを目的として実施します。	学校教育課 こども保健課
スタートカリキュラム	小学校へ入学した子供が、保育園・認定こども園などの遊びや生活を通した学びと育ちを基礎として、主体的に自己を発揮し、新しい学校生活を創り出していくためのカリキュラムを、各小学校において作成するとともに、学校生活で活用します。	学校教育課
就学教育相談事業 (再掲)	未就学児及び児童生徒の実態に応じた教育支援を行うため、発達検査やことばの検査等を行うとともに、就学教育相談を実施します。	学校教育課 こども保健課
特別支援教育に関する研修会・連絡協議会(再掲)	保育園や認定こども園の保育士や教諭、支援員等に対して、障がいの内容や程度に応じた適切な指導法等に関する研修を行い、教職員の資質・能力の向上とネットワークの構築を図ります。	学校教育課

2 小中一貫教育の推進

(1) 現状と課題

ア 各小・中学校では、変化の激しいこれからの社会を生きる児童生徒に身に付けさせたい「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の3つの要素からなる「生きる力」を育むため、様々な取組を地域の特性を生かしながら実施しています。また、小・中学校で児童生徒の情報を共有することを目的に各種研修会や連絡会議を行ったり、小中連携の視点をもって教育活動を行ったりしています。

イ 小学校を卒業して中学校に入学すると、学習や生活の変化になじめず、学習意欲が低下したり、不登校になったりするなどの課題が一部の生徒に見られるようになってきています。

ウ 教育の効果を上げる必要から、小学校と中学校の間で、連続性、系統性等の一貫性をもたせた教育を行うことの重要性や意義が認識され、カリキュラムの区分の弾力化など、義務教育6・3制の見直しの必要性が言われるようになっていきます。

(2) 主要施策

ア 「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の「生きる力」を育むための教育課程の編成・実施、実践的な研究を推進します。

イ 小・中学校の5年間を見通した、外国語教育の教育課程の編成・実施・評価に努めます。

ウ 小学校に、一部教科担任制を導入します。

(3) 各事業

事業名	事業内容	担当課
小・中一貫教育推進事業	小・中連携の指導体制による小中一貫教育（施設分離型）の研究校（小2校・中1校）を指定し、9年間を見通した特色ある教育活動を行います。	学校教育課

3 体力・運動能力の向上

(1) 現状と課題

- ア 令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果によると、小学校男子は前年より低く、女子は前年より高くなっています。また、週当たりの運動時間は、男女ともに前年より増加しています。中学校においては、男女ともに前年より低くなっています。また、週当たりの運動時間は、男女ともに平日は増えていますが、休日は全国平均と比較して短くなっています。
- イ 市全体として、「柔軟性」に課題があります。

(2) 主要施策

- ア 児童生徒が主体的に安心して運動に取り組むことができる保健体育の授業を展開することを出発点とし、児童生徒の運動に対する意欲を高めることを通して、運動の日常化・生活化に努め、体力の向上を図ります。
- イ 学校保健委員会や家庭教育学級等で、土日の過ごし方を含めた児童生徒の運動習慣及び生活習慣に関する研修等を行い、家庭・地域での運動の機会の確保・充実について、保護者等と連携を図ります。

(3) 各事業

事業名	事業内容	担当課
（県）体力・運動能力調査事業	体力・運動能力調査の結果・分析をもとに指導を充実し、体力・運動能力の向上を図ります。	学校教育課
教科体育の充実と体力づくり活動の推進	「一校一運動」の推進や「体力アップ！チャレンジかごしま」への取組を推進するとともに、学校体育の充実のための研修会を開催します。	学校教育課
小学校陸上記録会	陸上記録会を開催し、記録向上等の取組を通じた小学校体育の充実を図ります。	学校教育課
競技会等出場補助事業	全国大会及び九州大会等への参加経費を補助し、競技力の向上を促進します。	学校教育課 スポーツ推進課
小学生交流ボッチャ大会（再掲）	市内小学校の児童が集い、ボッチャ大会を通して、所属感や連帯感を深めるとともに、共生社会の創り手となる基礎を養成します。	学校教育課
（県）アスリート派遣等による体育授業等の充実・高度化の促進事業	アスリート（パラリンピックやデフリンピックの選手など、障がいのあるアスリートを含む。）の派遣を通して、体育授業の充実等を図ります。	学校教育課

<支え合いの醸成>

1 考え、議論する道德教育の充実

(1) 現状と課題

- ア 社会問題化しているいじめ、保護者による幼児・児童生徒の虐待、公共施設におけるマナーの欠如等、社会全体における規範意識が低下しています。
- イ 自ら考える力や学ぶ意欲、自己肯定感や社会参画の意識が低い傾向にあります。
- ウ 人間としての根源的な理解を深めながら、社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むことが求められています。

エ 全人格的な教育である道德教育について、「特別の教科 道德」の授業を要として、学校の教育活動全体を通じて行い、児童生徒が人間としての生き方を考え、自立した人間として他者によりよく生きるための基盤となる「道德性」を養うことが重要です。

(2) 主要施策

- ア 学校や地域の特色を生かし、学校・家庭・地域が相互に連携・協力した道德教育の工夫・改善を図り、道德的価値の理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考える学習を通して、道德的な判断力、心情、実践意欲と態度を育成します。
- イ 各種研修会への参加や研究授業を中心とした校内研修等の充実を図り、教職員の指導力の向上を図ります。

(3) 各事業

事業名	事業内容	担当課
道德教育研修会	学校を会場に、各学校の道德教育推進教師及び管理職等を対象に、研究授業を通じた研修会を開催します。	学校教育課
道德教育推進事業	学校や地域の特色を生かした道德教育の充実を図り、学校・家庭・地域が連携・協力し、児童生徒の道德性を育成します。	学校教育課
校内研修会への指導主事等の派遣	研究授業及び授業研究を伴った校内研修を通して、指導法等の指導・助言を行います。	学校教育課
こころを紡ぐメッセージコンクール（再掲）	児童生徒と保護者との心の交流を図り、互いの存在について、考えを深め合う言葉の作品を募集し、作品集を作成します。	学校教育課

2 人権教育の充実

(1) 現状と課題

- ア 人権教育は、全ての教育の基本であり、学校や地域において、一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるように、人権教育に取り組む必要があります。
- イ 令和5年4月に施行された「こども基本法」は、子供を権利の主体者として定めた日本で初めての法律であり、「子どもの権利条約」や「鹿児島県人権尊重の社会づくり条例（令和4年施行）」「LGBT理解増進法（性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律）（令和5年施行）」等についての周知が必要です。
- ウ 本市の各学校では、人権作文、人権標語、人権ポスター等の作品応募や体験活動等を通して、人権に配慮した教育の充実に努め、校内研修や外部の研修会に積極的に参加するなど、人権に関する知識や理解を深めています。
- エ 今後も、一人一人の児童生徒が様々な人権問題の解決を自分事として捉え、人権教育を推進し、互いの人格を尊重し、豊かな心を育む人権教育の推進・充実を図っていく必要があります。

(2) 主要施策

- ア 人権意識を高めるために、全教育活動を通して発達段階に応じた人権教育を進め、その充実を図ります。
- イ 各種研修会や研究集会等を通して、人権意識の向上、人権教育の一層の充実等について啓発を図ります。

(3) 各事業

事業名	事業内容	担当課
人権同和教育推進事業	管理職研修会（通年）で指導の充実を図ります。 各種研修会への参加促進と校内研修における指導、人権教育全体計画及び年間指導計画の改善及び充実を図ります。	学校教育課

人権教育推進事業	同和問題等、人権課題解決のための学習機会の確保や広報等の工夫に取り組み、差別のない社会を構築します。	生涯学習課
----------	--	-------

3 国際理解教育・外国語教育の充実

(1) 現状と課題

- ア 現代社会はグローバル化が急速に進展し、多文化共生社会の実現が求められており、次世代を担う児童生徒が多様な価値観を理解し、コミュニケーションを図りながら国際社会で活躍できる資質・能力を育成することが喫緊の課題となっています。
- イ グローバル化の進展に対応し、未来を生きる児童生徒のため、小学校での外国語活動・外国語科が必修となり、中学校・高校ではコミュニケーション能力の育成を重視しています。
- ウ 小学校における外国語指導への不安の解消、中学校における「使える外国語」を教えるために、実践的指導法の向上、国際理解教育における異文化理解、多文化共生、国際問題等に関する深い知識と指導スキルの向上、教職員研修の機会を増やすことが必要です。

(2) 主要施策

- ア 外国語のコミュニケーション能力の向上、実践的な学習指導法、授業改善等、ICTを活用した指導の研修を定期的実施します。
- イ 英語科の加配やALT及び英語支援員の配置を行うとともに、ALTと日本人教員（TT）の連携を強化し、授業設計においてALTの専門性（異文化背景やネイティブの視点）を最大限に生かします。
- ウ 市小・中学校の英語暗唱・弁論大会の取組を通して、コミュニケーション能力や豊かな感性、創造力を育成する活動を推進します。

(3) 各事業

事業名	事業内容	担当課
小・中学校英語暗唱・弁論大会（再掲）	児童生徒に、英語を用いて暗唱や発表、弁論ができる機会をつくり、表現力を育成するため、大会・表彰を実施します。	学校教育課
校内研修会への指導主事等の派遣（再掲）	研究授業及び授業研究を伴った校内研修を通して、指導法等の指導・助言を行います。	学校教育課
道德教育研修会（再掲）	学校を会場に、各学校の道德教育推進教師及び管理職等を対象に、研究授業を通じた研修会を開催します。	学校教育課
英語指導法改善研修会	小・中学校が連携し、研究授業を伴った研修会を通して、外国語の時間における指導法及び外国語教育全般に係る指導・助言を行います。	学校教育課
人権同和教育推進事業（再掲）	管理職研修会（通年）で指導の充実を図ります。 各種研修会への参加促進と校内研修における指導、人権教育全体計画及び年間指導計画の改善及び充実を図ります。	学校教育課
台湾交流事業	台南市善化区と隔年で、鶴翔高校及び市内中学校の生徒の交流事業及び市内小学校と蓮潭国民中小学校の交流授業を推進します。	学校教育課 企画推進課

第2章 方向性2 魅力ある学校をつくります

＜安心して学べる学校＞

1 安全・安心な学校づくり

(1) 現状と課題

- ア 本市の学校施設は、築50年を超える校舎があるなど、建物の老朽化が進んでいます。また、設備の不備などにより、施設環境の改善が必要です。
- イ 学校施設は、児童生徒等が一日の大半を過ごす学習・生活の場であり、児童生徒の「生きる力」を育むための教育環境として重要な意義をもつだけでなく、地震などの災害発生時には、地域住民の指定緊急避難場所・指定避難所としての役割も果たすことから、その安全性の確保は極めて重要です。
- ウ 学校施設においては、平成25年度で耐震化率100%を達成していますが、建築年度が古く老朽化した校舎等が残されています。このため、改修を必要とする箇所が多くなってきていることから、引き続き、建物の長寿命化の対策など計画的な改修を進め、児童生徒の安全性の確保と教育環境の改善を図る必要があります。
- エ 老朽化した教職員（校長・教頭）住宅の適切な管理を行い、良質な住環境を確保するとともに、健全な学校運営に寄与するために、関連施設としての在り方を見直す必要があります。

(2) 主要施策

- ア 児童生徒が安全・安心の中で充実した教育活動が行えるよう、機能的で安全性を確保した施設整備を進めます。
- イ 老朽化した校舎等の大規模改修を計画的に推進します。
- ウ 老朽化した校舎等の維持補修を行います。
- エ 老朽化した教職員住宅（校長・教頭）の適切な管理を行います。

(3) 各事業

事業名	事業内容	担当課
学校施設等維持補修事業	校舎等において、老朽化などにより修繕が必要な個所の維持補修を行います。児童生徒が安全・安心の中で充実した教育活動が行えるように施設の維持修繕を行います。	教育総務課
学校施設等整備事業	学校規模適正化の状況と合わせ、平成30年7月に制定した阿久根市学校施設長寿命化計画に基づき、大規模改修や改築による整備及びトイレの洋式化を進めます。	教育総務課
教職員住宅維持管理事業	老朽化した教職員（校長・教頭）住宅の適切な管理を行います。	教育総務課

2 生徒指導の充実

(1) 現状と課題

- ア Society5.0の到来により、児童生徒の情報端末機器所持率が増加する等、それらを取り巻く環境の変化は、新たないじめの問題等を引き起こしています。
- イ 生徒指導上の各種調査では、課題のある児童生徒の実態の把握に努め、適切に指導を行うことが求められています。それに伴い、児童生徒を指導する教職員の情報収集能力や時代に即した指導の在り方が課題となっています。
- ウ 本市では、現在、いじめに関する重大事態は発生していませんが、「いじめ防止対策推進法」に基づいた組織を構成し、いじめを積極的に認知することで早期発見及び解決に努めています。
- エ 時代の変化に即して網羅的にまとめ、生徒指導の実践に際し教職員間や学校間で共通理解を図り、組織的・体系的な取組を進めることができるよう、生徒指導に関する学校・教職員向けの基

本書として作成された「生徒指導提要（改訂版）」に基づき、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用、学校、家庭、地域、関係機関の連携等、生徒指導上の諸問題の未然防止や早期発見、早期解決に向けた取組の充実に努める必要があります。

(2) 主要施策

- ア 問題行動、いじめ、不登校等の諸問題について、学校・家庭・地域・関係機関の連携を図り、未然防止や早期発見及び解決に向けた取組を行います。
- イ 児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させていくことを尊重し、社会的資質・能力の育成等、日常的な教育活動を通して、発達支持的生徒指導の充実に努めます。

(3) 各事業

事業名	事業内容	担当課
(県) スクールカウンセラー配置事業	問題行動、不登校等に適切に対応するためのスクールカウンセラーを配置します。	学校教育課
スクールソーシャルワーカー配置事業	関係機関との連携・調整、児童生徒に関する諸問題の解決を図るためのスクールソーシャルワーカーを配置します。	学校教育課
いじめ等相談事業	問題行動・いじめ・不登校等の未然防止、早期発見・指導のため、臨床心理士等による教育相談を実施します。	学校教育課
中学生あくねの日（再掲）	市内中学校の生徒が集い、自発的・自治的な活動を通して、所属感や連帯感を深めるとともに、社会人・職業人としての基礎を養成します。	学校教育課
カウンセリング研修会（隔年）	カウンセリング技術、日常的な児童生徒への接し方等に関する研修を実施します。	学校教育課
生活指導研究協議会	児童生徒の健全な成長を図るために、市内小・中・高等学校が連携した指導体制の確立及び具体的な指導についての研修を実施します。	学校教育課
いじめ問題対策連絡協議会及びいじめ問題対策委員会	「いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ防止対策に関する協議等を行います。	学校教育課
市自立支援教室（あくねす）（再掲）	不登校や登校が困難な状況にある児童生徒を対象に、相談、学習等を行い、学校復帰への支援を行います。	学校教育課

3 良好な人間関係・集団づくり

(1) 現状と課題

- ア 家庭・地域・職場等の様々な集団の中で、互いに尊重し合い、豊かな人間関係を築き、知恵を出し合い、共に支え合いながら生きていくことが求められています。
- イ 子供同士の好ましい人間関係、教職員との信頼関係のもと、仲間と共に学び合いながら、互いに思いやり、助け合うことの大切さを理解し、自ら進んで行動する児童生徒を育成する必要があります。

(2) 主要施策

- ア 問題行動やいじめ問題、不登校等の未然防止のために、「特別の教科 道徳」を中心とした道徳教育の指導の充実に努めます。
- イ 問題行動やいじめ問題、不登校等に適切に対応するための取組を行います。また、「こころを紡ぐメッセージ」コンクールを開催し、豊かな心の育成を図ります。
- ウ 発達支持的生徒指導を基に、課題予防的生徒指導、困難課題対応的生徒指導といった未然防止教育や早期発見と対応、深刻な課題を抱えている特定の児童生徒への指導・支援を行います。

(3) 各事業

事業名	事業内容	担当課
道徳教育推進事業 (再掲)	学校や地域の特色を生かした道徳教育の充実を図り、学校・家庭・地域が連携・協力し、児童生徒の道徳性を育成します。	学校教育課
道徳教育研修会 (再掲)	学校を会場に、各学校の道徳教育推進教師及び管理職等を対象に、研究授業を通じた研修会を開催します。	学校教育課
こころを紡ぐメッセージコンクール (再掲)	児童生徒と保護者との心の交流を図り、互いの存在について、考えを深め合う言葉の作品を募集し、作品集を作成します。	学校教育課
(県) スクールカウンセラー配置事業 (再掲)	問題行動、不登校等に適切に対応するためのスクールカウンセラーを配置します。	学校教育課
スクールソーシャルワーカー配置事業 (再掲)	関係機関との連携・調整、児童生徒に関する諸問題の解決を図るためのスクールソーシャルワーカーを配置します。	学校教育課
いじめ等相談事業 (再掲)	問題行動・いじめ・不登校等の未然防止、早期発見・指導のため、臨床心理士等による教育相談を実施します。	学校教育課
自立支援教室 (あくねす) (再掲)	不登校や登校が困難な状況にある児童生徒を対象に、相談、学習等を行い、学校復帰への支援を行います。	学校教育課

＜地域とつながる学校＞

1 学校経営の充実

(1) 現状と課題

- ア 児童生徒への教育を充実させるためには、校長の強いリーダーシップのもと、良好な環境の中で、時代の要請に応じた躍動感のある学校経営を行うことが必要です。
- イ 学校においては、自校の教育活動に対する適切な評価を行い、その改善に向けて取り組む必要があります。
- ウ 管理職研修会や学校訪問、学校経営説明会等を通して、各学校の運営状況を確認し、必要に応じて指導・助言を行っています。

(2) 主要施策

- ア 教育目標の達成に向けて、学校の組織体制や指導体制の充実を図るために、管理職研修会等において、より具体的で実践的な指導・助言を行います。
- イ 学校訪問や学校経営説明会等において、学校の運営・状況等を確認し、必要に応じて指導・助言を行います。

(3) 各事業

事業名	事業内容	担当課
校長研修会	年5回、校長を対象にした研修会を開催し、学校経営等に係る指導・助言等を行います。	学校教育課
教頭研修会	年5回、教頭を対象にした研修会を開催し、学校運営等に係る指導・助言等を行います。	学校教育課
教育委員学校訪問 教育委員会事務局 訪問 学校経営説明会	教育委員と事務局職員による学校訪問を行い、学校運営等に係る指導・助言等を行います。教育委員の訪問を実施しなかった学校については、校長が教育委員に学校の状況等の説明を行う学校経営説明会を実施します。	学校教育課

事務職員研修会	年8回、事務職員を対象にした研修会を開催し、学校事務等に係る指導・助言等を行います。	学校教育課 教育総務課
教務主任等研修会	年1回、教務主任等を対象にした研修会を開催し、学校運営等に係る指導・助言等を行います。	学校教育課
地域学校協働活動推進事業	地域と学校をつなぐコーディネート機能の充実を図り、個別の活動の総合化・ネットワーク化を推進します。	生涯学習課

2 学校運営協議会の設置・推進

(1) 現状と課題

- ア 学校は、保護者や地域住民と学校運営に対する当事者意識を分かち合い、連携を深め、共に行動する態勢を構築しています。
- イ 保護者や地域住民は、学校のおきパートナーであり、校長が描く学校のビジョンを保護者や地域住民と共有し、校長のリーダーシップのもとにそのビジョンの実現をめざします。

(2) 主要施策

- ア 各学校が学校運営協議会における目標の達成に向けて、組織体制や指導体制の充実を図るために、管理職研修会等においてより具体的な指導・助言を行います。
- イ 各学校における学校運営協議会が円滑に行えるよう、運営状況等を確認し、必要に応じて指導・助言を行います。

(3) 各事業

事業名	事業内容	担当課
学校運営協議会	学校の基本方針の承認や、教育委員会・校長への意見提起、教職員の採用に関する意見提起などを行い、学校と地域が連携・協働し、地域の実情に合った特色ある学校づくりを推進します。	学校教育課
(県)コミュニティ・スクール及び鹿児島県連絡協議会連絡会	地域と学校の連携を強化するための施策の検討及びコミュニティ・スクールの知識や技能の向上を図ります。	学校教育課 生涯学習課

3 魅力ある学校づくり

(1) 現状と課題

- ア 「社会に開かれた教育課程」の実現をめざして、地域の教育資源や人材を生かすとともに、教育活動の質を向上させ、学習効果の最大化を図る必要があります。
- イ 教職員による学校の自己評価、学校運営協議会委員や保護者等による学校関係者評価を実施・公表することにより、開かれた学校づくりの推進とPDCAサイクルの充実・改善を図り、更なる魅力ある学校づくりを行っています。
- ウ 全ての小・中学校で、11月1日から7日までの地域が育む「かごしまの教育」県民週間に取り組み、毎年多くの保護者や地域住民が参加しています。

(2) 主要施策

- ア 各学校による評価結果の公表など、積極的な情報公開やその結果に基づく、教育活動をはじめとする学校運営の改善を図る取組を推進します。
- イ 地域が育む「かごしまの教育」県民週間等において、各学校で授業参観や学校行事等を実施するなど、保護者や地域住民等が学校運営に対しての理解・協力・参画するなどの開かれた学校づくりの取組を推進します。
- ウ 各学校がグランドデザイン等を作成するとともに、学校だよりや学校HPを活用しながら、家庭や地域に説明責任を果たし、学校、家庭、地域の緊密な連携を推進します。

(3) 事業

事業名	事業内容	担当課
学校運営協議会 (再掲)	学校の基本方針の承認や、教育委員会・校長への意見提起、教職員の採用に関する意見提起などを行い、学校と地域が連携・協働し、地域の実情に合った特色ある学校づくりを推進します。	学校教育課
「信頼される学校づくりのための委員会」事業	教職員のモラルや規範意識の向上のための「信頼される学校づくりのための委員会」を年3回開催します。	学校教育課
(県)「地域が育む『かごしまの教育』県民週間」	授業参観等、保護者や地域住民への学校開放に関わる行事等を実施します。	学校教育課
教育委員学校訪問 教育委員会事務局訪問 学校経営説明会 (再掲)	教育委員と事務局職員による学校訪問を行い、学校運営等に係る指導・助言等を実施します。 教育委員の訪問を実施しなかった学校については、校長が教育委員に学校の状況等の説明を行う学校経営説明会を実施します。	学校教育課

＜いきいきと働く教職員＞

1 教職員の働き方改革の推進

(1) 現状と課題

- ア 国において、令和4年度に実施された「教員勤務実態調査」の結果が公表され、前回調査（平成28年度）と比較して、平日・土日ともに、全ての職種において在校等時間が減少したものの、依然として長時間勤務の教師が多い状況になっています。
- イ 本市においても、市の主要行事の見直し、精選等を行ってきた結果、改善は図られつつありますが、抜本的な解消には至っていません。
- ウ 国において、令和7年6月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」（改正給特法）が成立し、この法律で「服務を監督する教育委員会は、文部科学大臣が定める指針に即して『業務量管理・健康確保措置実施計画』を定めることとされたことから、本市で作成した実施計画を策定しました。
- エ この「実施計画」に基づき、働きやすい環境の整備等に向けた取組とともに、ワーク・ライフ・バランスを着実に推進し、教職員が働きがいを感じながら心身ともに健康でいきいきと働くことで、教育の質を向上させ、子供が豊かに学び育つことができる学校をつくります。
- オ 少子化や人口減少により、部活動や各団体の維持が困難な状況にあります。
- カ 学校の勤務環境、教職員の働き方を未来志向で問い直し、働き方改革に取り組みます。

(2) 主要施策

- ア 策定した「阿久根市立学校業務量管理・健康確保措置実施計画」に基づき、教職員の働き方改革に取り組み、働きやすい教育環境の整備等を図ります。
- イ 学校が主体となって働き方改革を推進していけるよう、ICTを活用した業務改善等支援を行い、事務作業の効率化や業務の絶対量の削減につなげます。
- ウ 将来にわたって、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ企画を確保・充実するために、部活動の地域展開を推進する必要があります。

(3) 各事業

事業名	事業内容	担当課
市立学校業務量管理・健康確保措置実施計画	教職員の在校等時間や上限時間等を明確にし、教職員の「働きやすさ」と「働きがい」を両立し、子供たちにより良い教育を行うことができますようにします。	学校教育課 市長部局関係課

特定事業主行動計画	仕事と家庭の両立及びワーク・ライフ・バランスの実現等を支援するために策定し、次世代育成支援対策を推進します。	学校教育課
校務支援システム	ICT教育を進めるための整備、校務支援システムを構築します。	教育総務課
働き方改革に関する意識改革	意識啓発のために、各学校における取組を共有する場を設けるとともに、各学校への具体的な働き掛けを推進します。	学校教育課
スクール・サポート・スタッフ（SSS）配置事業	教職員の業務支援を図り、教職員が一層児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備することを目的に、多様な地域人材を活用する取組を実施します。	学校教育課
部活動地域展開推進協議会及び説明会（再掲）	部活動の地域展開に向けた課題に総合的に取り組み、方針等を決定し、関係団体等への周知を図るとともに、地域の持続可能で多様な環境づくりを推進します。	学校教育課

2 学校の業務改善の推進

(1) 現状と課題

- ア 今日、少子高齢化や情報化、グローバル化が急速に進展し、成熟した縮小社会を迎える中で、日本の教育は大きな変革の時を迎えています。
- イ 現行の学習指導要領では、道徳や小学校の外国語教育の教科化に伴い、小学校の中学年及び高学年では、年間35時間の時数増となりました。この学習指導要領を確実に実施し、学校教育の改善・充実に努めていくためには、こうした時数増に速やかに対応し、学校改革を進めていくことが不可欠です。
- ウ 学校がこれまで取り組んできた学力向上対策、いじめ問題や不登校への対応、特別支援教育の在り方等は、依然として重要な課題となっています。このように、学校の抱える課題が多様化・複雑化する中、学校の果たす役割は拡大せざるを得ない状況になっており、教職員の長時間勤務という形で表れてきています。教職員が、児童生徒に接する時間を十分に確保し、授業や授業の準備等に集中して取り組むとともに、誇りや情熱をもって勤務し、教育の質を高められる環境を構築するためには、学校の業務を改善していく必要があります。
- エ 「阿久根市立学校業務量管理・健康確保措置実施計画」に基づき、学校の業務改善の支援、教職員の担うべき業務の精選等、教職員の働き方改革を進めることにより、教職員が児童生徒としっかり向き合う時間が確保できる環境をめざします。

(2) 主要施策

- ア 「阿久根市立学校業務量管理・健康確保措置実施計画」に基づき、教職員の働き方改革に取り組み、働きやすい教育環境の整備等を図ります。
- イ 学校業務について精査・精選を進め、教職員のワーク・ライフ・バランスの推進を図るとともに、先を見据えた業務の進め方への意識向上につなげます。

(3) 各事業

事業名	事業内容	担当課
市立学校業務量管理・健康確保措置実施計画（再掲）	教職員の在校等時間や上限時間等を明確にし、教職員の「働きやすさ」と「働きがい」を両立し、子供たちによりよい教育を行うことができるようにします。	学校教育課 市長部局関係課
小・中学校における業務改善方針	教職員の業務の総量の削減を図り、質の高い教育の維持・発展を図るため、「小・中学校における業務改善方針」を踏まえた実行可能な取組を実施します。	学校教育課
リフレッシュウィーク	毎年8月11日から17日までの期間をリフレッシュウィークに設定するとともに、この期間は、学校行事等を実施しないこととし、休暇を取得しやすい環境をつくります。	学校教育課
夏季休業日の学校閉庁日	毎年8月13日から15日までの期間を学校閉庁日とするとともに、特に勤務を必要としないこととし、休暇を取得し	学校教育課

	やすい環境をつくれます。	
部活動休業日	中学校は、週2日（平日1日及び週休日1日）の部活動の休業日を設定します。	学校教育課

3 「チーム学校・オール阿久根」の構築

(1) 現状と課題

- ア 学校の教職員は、教育に関する専門性を共通の基盤としてもちつつ、それぞれ独自の得意分野を生かし、授業や生徒指導等の様々な教育活動の場面でチームとして連携・協働し、成果を上げてきています。
- イ 現在、いじめや不登校等、学校の課題は、複雑化・多様化していることから、それらの課題に対応して子供たちの豊かな学びを実現するため、教職員が担っている業務を見直し、学校及び教育委員会が連携して諸課題の解決に当たることができる、「チーム学校・オール阿久根」の態勢を構築していく必要があります。

(2) 主要施策

- ア 学校のマネジメント機能の強化を図るとともに、教職員一人一人が力を発揮できる環境の整備に取り組みます。
- イ チームで対応することによる組織力の強化や役割分担の明確化によって、教職員一人当たりが担う業務量の削減を進めます。

(3) 各事業

事業名	事業内容	担当課
教職員の人事評価制度の積極的活用	管理職の日々の授業参観等に基づいた職員指導等について指導・助言を行い、教職員の一層の資質向上を図れるよう、教職員の人事評価制度を積極的に活用します。	学校教育課
小学校高学年における一部教科担任制の導入	小学校において、学年が上がるにつれて学校に困り感を抱く児童が増える教科において、専科教員が教える教科担任制に取り組みます。	学校教育課
スクール・サポート・スタッフ（SSS）配置事業（再掲）	教職員の業務支援を図り、教職員が一層児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備することを目的に、多様な地域人材を活用する取組を実施します。	学校教育課
授業力向上・指導法改善に関する研修会事業（再掲）	教職員全員による教育研修会、学習者主体の授業づくり、英語指導法改善、ICT研修会等を開催します。	学校教育課
小学生交流ボッチャ大会（再掲）	市内小学校の児童が集い、ボッチャ大会を通して、所属感や連帯感を深めるとともに、共生社会の創り手となる基礎を養成します。	学校教育課
中学生あくねの日（再掲）	市内中学校の生徒が集い、自発的・自治的な活動を通して、所属感や連帯感を深めるとともに、社会人・職業人としての基礎を養成します。	学校教育課
自立支援教室（あくねす）（再掲）	不登校や登校が困難な状況にある児童生徒を対象に、相談、学習等を行い、学校復帰への支援を行います。	学校教育課

<学び続ける教職員>

1 教職員の資質の向上

(1) 現状と課題

- ア 現在、学力向上、いじめ、不登校等、学校における課題が複雑化・多様化していることや、学

習指導要領を踏まえ、引き続き、教職員が資質の向上を図ることのできる環境づくりや効果的・効率的な教職員の育成が求められています。

イ 豊かな人間性、使命感や責任感、教育的 愛情、人権意識、倫理観、社会性等をもち、学習指導力や生徒指導力等のある教職員の育成が重要です。

ウ キャリアステージに応じて、学校内での自分の立場や役割に責任をもち、やりがいや成長を感じることができるような日常の業務を通した職場づくりの推進が求められています。そのために、特に経験の浅い教職員を指導・助言する教職員の育成が必要になります。

エ 信頼される学校づくりのために、教職員のモラル向上に積極的に取り組む必要があります。

(2) 主要施策

ア 教育者としての使命感や職責感、教育の専門家としての確かな指導力等、教職員の資質・能力の向上を図るために、教職員の人事評価制度を積極的に活用し、管理職による適切な人事管理に努めます。

イ 各種研修会を開催し、学習指導力や生徒指導力等、教職員としての資質向上に結び付く、具体的に実践的な指導・助言を行います。

(3) 各事業

事業名	事業内容	担当課
校長研修会 (再掲)	年5回、校長を対象にした研修会を開催し、学校経営等に係る指導・助言等を行います。	学校教育課
教頭研修会 (再掲)	年5回、教頭を対象にした研修会を開催し、学校運営等に係る指導・助言等を行います。	学校教育課
学力向上推進事業 (再掲)	各種学力検査により実態を把握するとともに、学力向上委員会の設置及び企画・運営を行います。小・中学校と鶴翔高等学校が共通のテーマを設定し、年3回以上の研究授業を通して学習指導法の改善を図り、校内研修及び研究授業・授業研究に指導及び助言を行うため、指導主事等を派遣します。	学校教育課
教職員の人事評価制度の積極的活用 (再掲)	管理職の日々の授業参観等に基づいた職員指導等について指導・助言を行い、教職員の一層の資質向上を図れるよう、教職員の人事評価制度を積極的に活用します。	学校教育課
授業力向上・指導法改善に関する研修会事業 (再掲)	教職員全員による教育研修会、学習者主体の授業づくり、英語指導法改善、ICT研修会等を開催します。	学校教育課
年次別研修の充実 (再掲)	フレッシュ、パワーアップ、ベテラン研修の支援、指導・助言を行います。	学校教育課
指定研究協力校制度 (再掲)	研究協力校として、学校を指定するとともに、研修支援及び指導・助言を行い、研究成果を他校へも還元します。	学校教育課
「かごしま教員育成指標」の積極的活用	教職員が効果的・継続的に研修に取り組み、キャリアアップを図ることができるよう、県が作成した教員育成指標の積極的な活用を図ります。	学校教育課
「信頼される学校づくりのための委員会」事業 (再掲)	教職員のモラルや規範意識の向上のための「信頼される学校づくりのための委員会」を年3回開催します。	学校教育課
ICT研修会事業 (再掲)	1人1台の端末を活用した授業改善の方法や具体的な実践についての研修会を実施します。	学校教育課
特別支援教育に関する研修会・連絡協議会 (再掲)	保育園や認定こども園の保育士や教諭、支援員等に対して、障がいの内容や程度に応じた適切な指導法等に関する研修を行い、教職員の資質・能力の向上とネットワークの構築を図ります。	学校教育課

人権同和教育推進事業（再掲）	管理職研修会（通年）における指導の充実を図ります。各種研修会への参加促進と校内研修における指導、人権教育全体計画・年間指導計画の改善及び充実を図ります。	学校教育課
----------------	--	-------

2 学び続ける教職員の環境づくり

(1) 現状と課題

- ア 情報通信技術の急速な発展、社会・経済のグローバル化や少子高齢化など、社会は大きく変化してきており、このような社会の変化に対応することは、本市においても大きな課題となっています。
- イ 児童生徒の学力向上やいじめ、不登校等の問題など、学校教育における課題はこれまで以上に多様なものとなっています。
- ウ 学習指導要領を踏まえ、児童生徒に新しい社会の在り方を創造することができる資質・能力を育むためには、そのために必要な教育を創意工夫し、児童生徒の学びに向かう力を引き出すことができる、教職員一人一人の力量形成が求められています。
- エ 全ての児童生徒の自己実現とよき市民へのアプローチに寄与する専門職として、一層の資質向上を図るため、学び続けられる環境づくりが必要となります。

(2) 主要施策

- ア 全ての学校の教職員が、学校の置かれた状況の変化に対応し、各学校のよさを生かしながら、よりよい学校をつくっていくために、それぞれのキャリアステージに応じて自ら学び続けることができるよう、研修の機会等の環境を整えます。
- イ 時間の確保と心理的安全性の確保を土台とし、経験の振り返りや他者との対話を通じて「学びの資源」を確保し、その学びを組織的に展開する体制を整えます。

(3) 各事業

事業名	事業内容	担当課
「かごしま教員育成指標」の積極的活用（再掲）	教職員が効果的・継続的に研修に取り組み、キャリアアップを図ることができるよう、県が作成した教員育成指標の積極的な活用を図ります。	学校教育課
人権同和教育推進事業（再掲）	管理職研修会（通年）における指導の充実を図ります。各種研修会への参加促進と校内研修における指導、権教育全体計画・年間指導計画の改善及び充実を図ります。	学校教育課
校内研修会への指導主事等の派遣（再掲）	研究授業及び授業研究を伴った校内研修を通して、指導法等の指導・助言を行います。	学校教育課
指定研究協力校制度（再掲）	研究協力校として、学校を指定するとともに、研修支援及び指導・助言を行い、研究成果を他校へも還元します。	学校教育課
授業力向上・指導法改善に関する研修会事業（再掲）	教職員全員による教育研修会、学習者主体の授業づくり、英語指導法改善、ICT研修会等を開催します。	学校教育課

3 現代的な課題に対応した研修の充実

(1) 現状と課題

- ア 現代社会の発展は、環境問題をはじめ、情報社会の問題や経済に係る問題等、児童生徒を取り巻く状況も大きく変化してきています。これからは、グローバルな視点で物事を考え、判断し対処していく力も求められています。
- イ グローバル化の進展等により、社会全体が急速に変化していく中、情報社会等に対応したICT環境の充実、社会状況の変化や多様な学習活動に対応した教材の整備等を計画的に行い、学習環境の充実を図り、これからの社会に対応できる児童生徒を育成する必要があります。

(2) 主要施策

ア 情報教育、プログラミング教育、環境教育、福祉教育、ボランティア教育、国際理解教育、消費者教育、主権者教育、租税教育、金融教育等を実施し、変化の激しい社会において、自ら思考・判断し表現することのできる児童生徒の育成の強化を図ります。

イ 学校教育に必要な教育機器等の整備・充実を図ります。

(3) 各事業

事業名	事業内容	担当課
ICT支援員配置事業（再掲）	授業支援、環境整備、校務支援等を通して、ICT機器を円滑に活用できるよう支援することで、教職員や児童生徒の情報活用能力の向上を図るとともに、ICT活用を推進します。	学校教育課
GIGAスクール事業（2ndGIGA）（再掲）	小・中学校の全ての児童生徒に1人1台の情報端末等のICT機器の整備及びICTの効果的な活用による教育環境の向上を図ります。	教育総務課 学校教育課
プログラミング教育推進事業（再掲）	MESH等での学習を通してテクノロジーの仕組みへの理解を深め、プログラミング的思考やITを活用する力の育成を図ります。	学校教育課
環境教育	SDGsに基づいた各学校や地域の実態に応じた環境教育を推進します。	学校教育課
福祉・ボランティア活動	発達段階を踏まえた「福祉の心」を育てる教育を推進します。	学校教育課
消費者教育・租税教育・金融教育	金銭・金融感覚をもった児童生徒の育成を図る教育を推進します。	学校教育課

第3章 方向性3 教育環境の充実を図ります

＜家庭教育の支援＞

1 家庭の教育力の向上と家庭への支援

(1) 現状と課題

- ア 国が新たな教育振興基本計画で掲げるウェルビーイングの向上というコンセプトに対し、誰ひとり取り残されることのない教育機会の確保は必要不可欠な要素であり、これは教育基本法第4条に規定されているように、我が国の教育における基本的な姿勢となっています。
- イ 本市では、経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者には、就学援助を行っています。家庭環境の変化やひとり親世帯の増加などにより、援助を受ける保護者は増える傾向にありますが、このような援助を含め、児童生徒が安心して学校に通えるような支援を継続する必要があります。
- ウ 経済的な理由などにより、学習意欲の欠如や勉強に対する苦手意識がありながら、学習塾や学習教材の利用ができない等、学習環境面で悩みを抱えている世帯も見受けられます。また、能力があるにも関わらず大学などへの就学が困難な学生に対し、奨学金を支給しています。
- エ 「家庭は教育の原点」と言われるなど、家庭教育は全ての教育の出発点であり、基本的な生活習慣の習得、自立心や自制心の育成、社会的なマナーなどを身に付ける上で重要な役割を担っています。
- オ 子供や家庭を取り巻く環境は、就労形態の多様化や核家族化の進行、地域の連帯意識の希薄化などにより大きく変化し、子育てに対して孤立感や負担感をもつ人が増加しているとともに、家庭の教育力の低下が懸念されています。
- カ 引き続き、子育ての不安感や負担感を解消するための社会の変化に対応した支援や地域全体での家庭教育力向上への取組が必要です。

(2) 主要施策

- ア 教育に係る経済的負担の軽減や学習面から、必要な支援を推進します。
- イ 学校や各関係機関との連携を図り、家庭教育力の向上及び支援を目的とした学習機会の充実を図ります。

(3) 各事業

事業名	事業内容	担当課
就学援助費支給事業	経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者へ就学援助費を支給します。	教育総務課
特別支援教育就学奨励費支給事業	特別支援学級に就学している児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するための就学奨励費を支給します。	教育総務課
奨学金貸付事業	経済的な理由により、大学などへの就学が困難な学生に対して奨学金を支給します。	教育総務課
濱風ゆめみらい奨学金貸付事業	医学を学ぶ者及び外国の大学等に留学する者に対して奨学金を支給します。	教育総務課
家庭教育支援事業	関係団体との連携や家庭教育学級の開設による家庭教育力の向上を図るための支援を行います。	生涯学習課
学習サポート教室	経済的な理由などにより、学習環境面で悩みを抱えている世帯の子供を対象に「学習サポート教室」を開催します。	福祉課

2 幼児教育の充実

(1) 現状と課題

- ア 幼児教育は、子供の基本的な生活習慣や態度を育て、道徳性の芽生えを培い、学習意欲や態度

の基礎となる好奇心や探求心を養い、創造性を豊かにするなど、小学校以降における生きる力の基礎や、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な役割を担っています。

イ 社会環境の急速かつ大きな変化や人々の意識・価値観の多様化等に伴い、家庭や地域社会における教育力の低下が指摘されるとともに、子供を取り巻く環境の変化等により、子育てについて孤立感や負担感をもつ家庭の増加が懸念されています。

ウ 保護者が子育てに喜びや生きがいを感じ、子供のより良い育ちを実現できるような子育て支援が求められる一方、「幼児期の基本的な生活習慣が身に付いていない。」、「コミュニケーション能力の育成が図られていない。」等の課題も指摘されています。

エ 今後の幼児教育は、子供たちの育ちの重要性を意識し、幼児教育を教育改革の優先課題として捉え、長期的な視野に立って幼児期からの取組を充実していくとともに、健やかな成長を保障するため、保育園・認定こども園等がそれぞれの特色に応じた幼児教育を推進できるように関係部局と連携を十分に図り、幼児教育の機能を強化する必要があります。

(2) 主要施策

ア 県、市、保育園及び認定こども園が相互に連携し、人格形成の基礎を培う幼児期の教育・保育の充実を図ります。

イ 家庭・地域社会・認定こども園等の三者による総合的な幼児教育を推進します。

ウ 幼児の生活や発達・学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実を図ります。

エ 地域において、子育てや親子の交流等を促進する「子育て支援拠点」の設置を図ります。

オ 保護者の保育ニーズに沿った施設の充実を図るため、老朽化した施設の改修を行うなど、保育環境の整備に努めます。

(3) 各事業

事業名	事業内容	担当課
教育支援委員会 (再掲)	子供一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障するために、乳幼児期を含め早期から教育相談や就学相談を行うとともに、本人・保護者に情報提供し、本人・保護者と学校、教育委員会が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図るため、年3回教育支援委員会を実施します。	学校教育課 こども保健課 福祉課
地域子育て支援事業	子育て親子の交流を促進し、子育ての不安等を緩和するとともに、子供の育ちを支援します。	こども保健課
保育園等整備事業	保育環境の改善のため、園舎の老朽化等による整備事業に補助を行います。	福祉課

3 健康教育・食育の充実

(1) 現状と課題

ア ライフスタイルや価値観が多様化し、食生活を取り巻く環境も変わっていきます。また、新しい生活様式の実践など、生活習慣が大きく変化しています。しかし、そのような中においても、「食」は生きる上での基本であり、健全な食生活を実践することが豊かな人間性を育む基盤となり、その重要性は増しています。そのため、食について、自分の健康と関連付け、食育への関心・意欲を高めるために、学校給食を中心とした指導の一層の充実を図る必要があります。

イ 学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たしています。このことから、学校給食の更なる充実に努め、学校における食育の推進を図る必要があります。

ウ 食に関する指導に当たっては、栄養教諭等の専門性を生かすなど、教師間の連携に努め、地域の産物を学校給食に使用するなどの創意工夫を行い、地産地消を推進するとともに、学校給食の教育的効果を引き出すように取り組むことが重要です。

エ 児童生徒の生活習慣の定着に個人差があり、早寝早起きや朝食摂取の有無等、規則正しい生活習慣が身に付いていない児童生徒が見受けられます。

オ 本市が実施した児童生徒の健康診断の結果から、う歯の罹患率は約45%（令和6年度歯科検

診結果)です。各学校では、歯科保健指導の実施、保健だよりや学校保健委員会等での啓発を行っています。また、基本的な生活習慣や疾病の治療の必要性等についても、各教科や健康教室等を通して計画的に指導を行っています。

カ 児童生徒の健康に関する課題は、各感染症、アレルギー疾患、メンタルヘルス等、多岐にわたることから、行政、学校、地域、関係機関等が連携し、社会全体で取り組んでいく必要があります。

(2) 主要施策

ア 学校給食を活用した「食に関する指導」の充実を図るとともに、食に関する体験活動と食育推進活動の実践を図ります。

イ 栄養教諭等による、各小・中学校の「食に関する指導」を推進します。

ウ 地元食材及び地元加工品を活用した地産地消の推進に努めます。

エ 児童生徒の健全な食生活の実現と心身共に健康で豊かな人間形成を図ります。

オ 児童生徒が生涯にわたって健康的なライフスタイルを確立できるように、健康の維持及び増進に必要な知識・技能、態度を身に付けられるような保健指導や健康教育の充実を図ります。

(3) 各事業

事業名	事業内容	担当課
健康教育の推進	各種健康診断の実施及び市学校保健会や関係機関と連携し、保健教育の充実を図ります。	学校教育課
定期健康診断	定期健康診断の結果を基に、疾病の治癒等の推進を図ります。	学校教育課
栄養教諭の派遣による食に関する指導	各小・中学校に栄養教諭を派遣し、食事の重要性、心身の健康、食品を選択する能力、感謝の心、社会性、食文化等の指導及び食中毒やアレルギーの防止に関する指導を行います。	学校教育課 学校給食センター
給食センター備品等購入事業	老朽化した厨房用備品等の及び取替、学校給食の提供に必要な備品等の適切な管理を行います。	学校給食センター
学校給食地産地消推進事業	地元産の食材や加工品を学校給食に取り入れた阿久根の食の魅力発信及び学期毎に阿久根産の食材を活用した給食を提供することにより、地産地消や地元産の食材等への関心を深め、食文化、地元特産品及び地域の産業について学ぶ食育を推進します。	学校給食センター
保育所等給食支援事業	物価高騰の影響を受ける保護者及び保育所等の経済的な負担軽減を図るとともに、栄養バランスや量を保った従前どおりの給食が提供できるよう、保育所等に対して必要な経費を支援します。	福祉課

<安全・安心な環境>

1 学校規模の適正化の推進

(1) 現状と課題

ア 全国的な少子化の中、本市においても児童生徒数が減少し、学校の小規模化が急速に進んでいます。

イ 令和7年度の本市の小学校は9校(うち2校は休校)、中学校3校で、そのうち小学校5校中学校1校は複式学級のある学校となっています。今後、更に学校の小規模化が進行することから、学習指導要領において重視される対話や議論を通した「主体的・対話的で深い学び」の視点での学習等への対応が困難となってきます。

(2) 主要施策

ア 児童生徒に等しく良好な教育環境の向上をめざし、子供たちの資質と能力を伸ばすことができる学校の規模を確保するため、学校規模の適正化を進めます。主な施策として、阿久根小学校と

大川小学校、西目小学校、山下小学校、鶴川内小学校、田代小学校、尾崎小学校との統・廃合に関する検討及び阿久根中学校と鶴川内中学校との統・廃合に関する検討について進めます。

- イ 休校や廃校になった学校の校区に居住する児童生徒に対し、通学手段を確保するとともに通学に係る費用負担の軽減を図ります。

(3) 各事業

事業名	事業内容	担当課
学校規模適正化事業	児童生徒に等しく良好な教育環境の向上をめざし、学校規模の適正化を促進します。	教育総務課
通学支援事業	休校や廃校になった学校区に居住する児童生徒の負担軽減及び安全・安心な通学手段を確保します。	教育総務課

2 安全教育の充実

(1) 現状と課題

- ア 全国では、学校に不審者が侵入し児童生徒や教職員の安全を脅かす事件や、通学路で児童生徒に危害を加える事件が発生するなど、大きな社会問題となっています。また、児童生徒の交通事故や水難事故の発生について未然防止に努めることが重要です。
- イ 本市でも、このような事故を未然に防ぐため、児童生徒に防犯を含む生活安全や交通安全等について教育を行うとともに、学校における児童生徒の安全を守るための体制整備や、児童生徒が安心して安全に暮らせる地域づくりが求められています。
- ウ 自然災害訓練等については、過去の様々な災害等の教訓等を踏まえ、身の周りで起きうる災害を想定して校内の防災体制を整えるとともに、児童生徒が安全かつ迅速に避難できるよう、避難訓練等を実施しているところです。
- エ 今後も引き続き、児童生徒に対して様々な災害に応じた避難方法等を理解させるとともに、児童生徒自らが正しい判断と臨機応変の行動がとれるように、防災に関する教育を推進する必要があります。

(2) 主要施策

- ア 通学路の安全確保に努めるとともに、学校において災害時や不審者対応の訓練を実施し、安全指導の充実を図ります。
- イ 安全指導や水難事故等の対策連絡会を定期的の実施し、専門家の意見や助言を参考にしながら、校内の安全指導の体制づくりの充実を図ります。

(3) 各事業

事業名	事業内容	担当課
スクールガード・リーダー配置事業	学校や通学路における安全を確保するために警察官OBや防犯の専門家等をスクールガード・リーダーとして委嘱し、各小学校区を巡回指導するように配置します。	学校教育課
安全指導法研修会	地震、津波等の非常災害時の危機管理、不審者事案に対する対応、安全に関する取組の充実を図るための研修会を実施します。	学校教育課
水難事故・交通事故防止対策連絡会	水難事故の防止及び交通安全教室によるヘルメット着用の徹底と地域ぐるみの交通事故の運動の実践を行います。	学校教育課
通学路における合同点検	各学校及び道路管理者、警察署等と連携を図り、通学路の点検、見直し等を実施します。	学校教育課 都市建設課

3 良好な教育環境の整備

(1) 現状と課題

- ア 学校施設は、児童生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場であり、災害時には、地域住民の指定緊急避難場所・指定避難所としての役割も果たすことから、安全性の確保が重要となります。

- イ 学校施設においては、平成25年度で耐震化率100%を達成していますが、建築年度が古く老朽化した校舎等があります。そのため、改修・補修を必要とする箇所が多くなってきていることから、引き続き、平成30年7月に策定した「学校施設等長寿命化計画」を参考とした計画的な改修を進め、児童生徒の安全性の確保と教育環境の改善を図る必要があります。
- ウ 老朽化した教職員（校長・教頭）住宅の適切な管理を行い、良質な住環境を確保するとともに、健全な学校運営に寄与するために、関連施設としての在り方を見直す必要があります。

(2) 主要施策

- ア 老朽化した校舎等の大規模改修を計画的に推進するとともに維持補修を行います。
- イ 老朽化した教職員住宅（校長・教頭）の適切な管理を行います。

(3) 各事業

事業名	事業内容	担当課
学校施設等維持補修事業（再掲）	校舎等において、老朽化などにより修繕が必要な個所の維持補修を行います。児童生徒が安全・安心の中で充実した教育活動が行えるように施設の維持修繕を行います。	教育総務課
学校施設等整備事業（再掲）	学校規模適正化の状況と合わせ、平成30年7月に制定した阿久根市学校施設長寿命化計画に基づき、大規模改修や改築による整備及びトイレの洋式化を進めます。	教育総務課
教職員住宅維持管理事業（再掲）	老朽化した教職員（校長・教頭）住宅の適切な管理を行います。	教育総務課

＜市民の豊かな学び＞

1 生涯学習の推進

(1) 現状と課題

- ア 人生100年時代の到来や情報化の急速な進展等、社会が急速な変化を続けている中、人生をより豊かに生き、全ての人のウェルビーイングを実現するためには、多様な学びを通じて人と人とのつながりや関わりを大切にしながら、市民一人一人が生涯にわたって学び続けることのできる環境の充実、リカレント教育等の推進が求められています。
- イ こうした現状を踏まえ、中央公民館や地区公民館等において、市民のニーズを把握しながら各種の生涯学習講座や高齢者学級を開設しています。家庭教育力の向上を図るため、家庭教育学級を開設し、学習の機会の拡充に努めていますが、生涯学習講座における若年層の受講者が少ないといった課題や、家庭教育学級への参加者数が低迷するなどの課題もあります。
- ウ これまでの各種取組の一層の充実を図るとともに、関係団体や学校、家庭、地域と連携を強化し、デジタル技術を活用した時間や場所の制約にとらわれない多様な学習機会の提供や、人と人とがつながり、ともに学び合うことのできる環境の整備に取り組んでいく必要があります。

(2) 主要施策

- ア 地域や学校、各関係団体との連携を図り、生涯学習推進体制の整備を進めるとともに、各種指導者研修会等の充実や人材リストの整備活用により、指導態勢の拡充を図ります。
- イ 学校や地域、各関係機関との連携を図り、家庭教育の充実に努めます。
- ウ 生涯学習講座等の開設により、市民の生涯学習機会の拡充に努めます。
- エ 高齢者を対象とした学級・講座の開設により、高齢者教育の充実に努めます。
- オ 市民の人権意識の向上を図るため、学習機会の確保や広報啓発活動を推進し、人権教育の充実に努めます。
- カ 学習情報の収集と個人情報の管理の徹底を図り、学習者のニーズに対応する情報収集と整備に努めます。
- キ 生涯学習活動の成果を生かした「地域学校協働活動推進事業」を更に推進します。
- ク 企業等とも連携し、デジタルデバインド（情報格差）の解消に向けた学習機会を確保します。

(3) 各事業

事業名	事業内容	担当課
生涯学習推進事業（再掲）	生涯学習講座や社会教育学級を開設し、市民の学習環境の充実と生きがいづくりを推進します。	生涯学習課
生涯学習フェア（再掲）	生涯学習活動の発表等を通じた生きがいのある住みよいまちづくりに取り組みます。	生涯学習課
各種研修会支援事業	各種研修会を開催し、互いに支え合う地域づくりに対する意識の高揚を図るための支援を行います。	生涯学習課
社会教育関係団体指導者養成事業	社会教育関係団体の指導者を養成し、各団体の活動の充実と活性化を図ります。	生涯学習課
地域学校協働活動推進事業（再掲）	地域と学校をつなぐコーディネート機能の充実を図り、個別の活動の統合化・ネットワーク化を推進します。	生涯学習課
家庭教育支援事業（再掲）	関係団体との連携や家庭教育学級の開設による家庭教育力の向上を図るための支援を行います。	生涯学習課
「青少年育成の日」の啓発普及事業	親子で地域活動に積極的に参加するよう、広報・啓発活動を行います。	生涯学習課
「家庭の日」の啓発普及事業	家族のふれあう機会を増やしてもらえよう、広報・啓発活動を行います。	生涯学習課
成人教育推進事業	成人の学習機会を拡充し、成人の生きがいづくりを推進します。	生涯学習課
高齢者教育推進事業	高齢者を対象とした学級を開設し、高齢者の生きがいづくりを推進します。	生涯学習課
人権教育推進事業（再掲）	同和問題等、人権課題解決のための学習機会の確保や広報等の工夫に取り組み、差別のない社会を構築します。	生涯学習課

2 子供の読書活動の推進

(1) 現状と課題

ア 読書量としての読書冊数は、学年が上がるにつれて減少していますが、1冊当たりの文字量や書かれている内容を考えると、読書冊数の多寡を問うばかりでなく、成長に応じた読書の質の変化に目を向けていく必要があります。

イ 近年の情報通信手段の普及は、子供の読書環境にも大きな影響を与えている可能性があり、本県でも児童生徒のスマートフォンなどの情報機器の利用状況は年々増加しており、スマートフォンの利用と読書の関係についても、今後留意していく必要があります。

(2) 主要施策

ア 子供の発達段階に応じて、家庭、地域、学校等が相互に連携しながら社会全体で読書活動の推進に取り組みます。

イ 読書好きな児童生徒を育てるために、公立図書館の利便性を高めるとともに、蔵書数を増加する等、読書環境の充実を図ります。

(3) 各事業

事業名	事業内容	担当課
市子供読書推進計画	全ての子供が読書の楽しみを知り、自ら本に親しむ環境づくりを推進します。	生涯学習課
新市立図書館整備事業	市民のニーズに対応した新たな情報拠点としての早期建設をめざします。	生涯学習課
市立図書館等管理運営委託事業	市立図書館の管理運営を指定管理者に委託し、利便性の向上と読書活動の活性化を図ります。	生涯学習課
市読書感想文コン	児童生徒が読書を親しみ、作文力の向上に期するため、審査	学校教育課

クール（再掲）	会・表彰を実施します。	
---------	-------------	--

3 文化財の保護・活用

(1) 現状と課題

- ア 本市には、地域において古くから郷土芸能とともに伝統文化や行事等が数多く伝承されています。鹿児島県の無形文化財に指定されている「南方神社の神舞」や「ひな女祭り」は、県内でも珍しく貴重なものであり、その他の地域性豊かな伝統行事についても、引き続き、後世に残していく必要があります。
- イ 地域の急速な少子高齢化に伴う担い手不足により、行事の開催が年々困難になってきています。学校と連携しながら保存や活動に取り組む団体もありますが、児童生徒の減少もあり活動を休止する団体も出てきています。地域に残る伝統行事や芸能が確実に次世代に受け継がれ、さらに発展するための体制づくりや支援が求められています。
- ウ 郷土の先人たちがつくり、受け継いできた貴重な歴史の財産「阿久根の文化財」が、市内各所に数多く残っています。令和4年度に県指定文化財に新たに指定された「西徳寺山門（鐘楼付）」をはじめ、「光礁と五色浜」、「ハマジンチョウ」、「牛之浜海岸」、「波留南方神社の神舞」、「カスミサンショウウオ」、「糸割漕古墳群」、「阿久根砲」の8つの県指定文化財のほか、市指定文化財の松木弘安（寺島宗則）旧家などがあり、これらの保存活用の取組をさらに進め、文化財保護思想の普及を図っていく必要があります。

(2) 主要施策

- ア 郷土の伝統芸能を保存、伝承の活動支援を行います。
- イ 文化財説明板等の設置や修繕、ガイドマップ等の作成及び配布を行い、文化財保護思想の普及を図ります。
- ウ 郷土資料館の活用を図るとともに、郷土の歴史・文化を周知、活用する取組を推進します。

(3) 各事業

事業名	事業内容	担当課
郷土芸能育成事業	郷土芸能の保存及び伝承を図るための保存会等への補助を行います。	生涯学習課
文化財案内板等の整備事業	市内の文化財及び史跡について案内板等を計画的に整備します。	生涯学習課
文化財ガイドマップ作成事業	文化財や史跡、郷土芸能等をまとめたガイドマップの作成・広報を行います。	生涯学習課
郷土資料館管理運営委託事業	資料の適切な保存と管理のため、市郷土資料館の管理運営を指定管理業者に委託します。	生涯学習課

<スポーツ・文化の振興>

1 生涯スポーツの推進・充実

(1) 現状と課題

- ア 日常生活に運動・スポーツを取り入れることは、生活習慣病の予防や免疫力の向上を図ることができ、健康増進や体力向上に効果的であると言われています。より多くの市民が運動・スポーツを実践し習慣化するためには、運動・スポーツをする動機付けや気軽に利用できる環境づくりが必要です。
- イ 少子化や人口減少などにより、各スポーツの競技人口は減少しており、部活動やスポーツ少年団、各競技団体の維持が困難な状況にあります。競技スポーツの振興を図るためには、部活動地域展開を図るとともに、子供のときからスポーツに親しむことが重要であることから、受け皿としてのスポーツ少年団の育成及び支援は重要課題となっています。
- ウ 地域におけるスポーツは、校区単位の校区スポーツ協会（体育協会）を中心に組み立てられていますが、地域の人口減少及び高齢化に伴い活動が困難な状況が見られます。地域社会の連帯感を

育てるとともに、世代を超えた交流を通じてスポーツの振興を図るためには、同団体等への支援を継続する必要があります。

エ 本市は、海に面しており、多様な自然に恵まれたまちです。この本市の特性を生かして子供たちの健全な成長を促進するためには、海に親しむ活動など海洋性スポーツの普及に取り組む必要があります。

(2) 主要施策

ア 誰でも気軽に取り組めるスポーツ・レクリエーションの奨励と普及を図るとともに、「マイライフ・マイスポーツ運動」の推進を図ります。スポーツ少年団等の活動の充実を図るとともに、指導者の育成を推進します。また、全国大会等への出場経費を支援し、競技力向上を図ります。

イ 地域におけるスポーツ振興を図るため、引き続き、校区スポーツ協会（体育協会）への支援を行うとともに、ポッチャをはじめとしたニュースポーツの推進等、市民が気軽に参加できるスポーツを奨励します。

ウ 海洋性スポーツの普及を図るため、泳ぐことに困り感のある児童を対象としたチャレンジアップスイミング及びカヌー教室等を開催し、子供のときから海に親しむ事業を推進します。

エ 将来にわたって、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ企画を確保・充実するために部活動の地域展開を推進します。

(3) 各事業

事業名	事業内容	担当課
健康づくり事業	健康運動教室等を開催し、市民の健康づくりを支援します。	スポーツ推進課
スポーツ大会推進事業	市民参加のスポーツ大会の開催のほか、各種スポーツ大会の補助、後援を行います。	スポーツ推進課
スポーツ指導者育成事業	スタートコーチ養成講習会の開催による指導者育成と資質の向上を図ります。	スポーツ推進課
スポーツ少年団活動支援事業	スポーツ少年団の団員確保と活動支援を行うとともに、少年団交歓大会の開催などによる交流を行います。	スポーツ推進課
競技会等参加費補助事業	全国大会及び九州大会等への参加経費を補助し、競技力の向上を促進します。	スポーツ推進課
ニュースポーツ普及事業（ポッチャ等）	ポッチャをはじめとしたニュースポーツの講習会による指導者の育成、普及や地域におけるスポーツの活性化を図ります。	スポーツ推進課
総合型地域スポーツクラブ推進事業	様々なスポーツの体験ができる総合型地域スポーツクラブを支援します。	スポーツ推進課
部活動地域展開推進協議会及び説明会（再掲）	部活動の地域展開に向けた課題に総合的に取り組み、方針等を決定し、関係団体等への周知を図るとともに、地域の持続可能で多様な環境づくりを推進します。	学校教育課
チャレンジアップスイミング教室	泳ぐことに困り感のある小学生を対象にした水泳教室を開催します。	スポーツ推進課
海の子カーニバル	たくましい青少年の育成を目的に、主にチャレンジアップスイミング教室受講生を対象とした遠泳を実施します。	スポーツ推進課
海洋性スポーツ普及事業	本市の特性を生かしたカヌー体験教室等を開催し、海洋性スポーツの普及と青少年の健全育成を図ります。	スポーツ推進課
海洋性スポーツ指導者育成	B & G財団が主催するセンターインストラクター研修会等の各種研修会へ職員を派遣します。	スポーツ推進課
（県）アスリート派遣等による体育授業等の充実・高度化の促進事業（再掲）	アスリート（パラリンピックやデフリンピックの選手など、障がいのあるアスリートを含む。）の派遣を通して、体育授業の充実等を図ります。	学校教育課

2 体育施設の整備と活用

(1) 現状と課題

- ア 本市の体育施設は、施設の老朽化により、補修箇所や設備の不具合が増加しています。そのため、利用者が安全にかつ安心して利用できる施設の保全に努める必要があります。また、総合運動公園は、都市公園施設として、誰でも気軽に訪れ運動ができるような快適な環境づくりが必要です。
- イ 総合運動公園は、大学や高校の野球部などがスポーツ合宿に利用しており、スポーツ合宿誘致による地域経済効果が大きいことから、誘致を進めるとともに、環境整備を図る必要があります。
- ウ ポンタロードレース大会や九州選抜高等学校駅伝競走大会などを開催し、スポーツの振興と交流人口の拡大に努めています。これらの大規模なスポーツイベントは、地元競技者の競技力向上に寄与するほか、地域経済への波及効果も大きいことから、その充実を図る必要があります。
- エ 施設機能の維持・強化の観点から、施設使用料のほか、安定した収入の確保が課題となっています。また、更なる施設の管理運営の効率化、市民サービスの向上を図るため、管理運営の方法を検討する必要があります。

(2) 主要施策

- ア 総合運動公園及びB & G海洋センター施設の適正な維持管理及び維持補修に努めます。また、大規模改修については、「公共施設等個別施設計画及び公園施設長寿命化計画」を踏まえ、計画的な施設整備を推進します。
- イ スポーツ合宿として利用する大学や高校に対し、その費用を支援するとともに、更なるスポーツ合宿の誘致を促進します。
- ウ ポンタロードレース大会及び九州選抜高等学校駅伝競走大会は、継続して開催するとともに、その他のスポーツイベントの開催を検討します。
- エ 安定した収入確保が期待できるネーミングライツの導入を進めるとともに、民間企業の専門性やノウハウを生かした指定管理制度の活用を検討します。

(3) 各事業

事業名	事業内容	担当課
総合運動公園施設整備事業	総合運動公園内の体育施設等の整備、改修を行います。	スポーツ推進課
海洋センター施設整備事業	B & G海洋センター施設の整備、改修を行います。	スポーツ推進課
スポーツイベント推進事業	あくねポンタロードレース大会及び九州選抜高等学校駅伝競走大会を継続して開催するほか、交流人口の拡大に資するスポーツイベントを検討します。	スポーツ推進課
スポーツ合宿誘致推進事業	スポーツ合宿誘致を推進し、施設の有効活用を図るとともに、地域経済の活性化を促進します。	スポーツ推進課

3 文化・芸術活動の推進

(1) 現状と課題

- ア 本市は、江戸時代の豪商河南源兵衛が芝居の文化を広め、第二次世界大戦後には県下でもいち早く文化祭を開催するなど、文化意識の高い地域として発展してきました。今後も文化協会をはじめとした関係団体と連携を図りながら、学習成果の発表の機会を増やし、市民がそれぞれの年齢や興味に応じて、文化や芸術を楽しめる環境づくりを推進していく必要があります。
- イ 平成30年11月に文化芸術活動の中核施設となる阿久根市民交流センター（風テラスあくね）が開館し、総合文化祭や演歌公演、吹奏楽フェスティバルなど、毎年多くの事業を開催しています。また、「あくね洋画展」は県内でも夏の絵画展として定着しており、地域の魅力を発信しています。
- ウ 少子化や人口減少により、部活動や各団体の維持が困難な状況にあります。文化系の部活動についても地域展開を推進する必要があります。

エ 市立図書館については、建築から60年以上が経過しており、老朽化が著しく、駐車場やバリアフリー化の課題も大きいことから、新市立図書館については市民交流センターと隣接する形で建設する計画であり、計画的に進めていく必要があります。

オ 市立図書館の利用者数は、コロナ禍前の令和元年度が34,875人でしたが、令和6年度には17,470人と半減しています。読書は、児童の健全な育成や認知症予防など、年齢を問わず幅広い世代に恩恵をもたらすものであるため、図書館の管理運営を委託している指定管理者と一緒にあって取組を行い、読書の機会を創出する必要があります。

(2) 主要施策

ア 各種文化活動の推進を図り、個性ある地域文化の創造をめざします。

イ 各種文化事業の主催・共催を通して、文化芸術発表、鑑賞機会の拡充を図ります。

ウ 市立図書館について、市民のニーズに対応した新たな情報拠点として、新たな市立図書館の早期建設をめざします。

エ 図書館を利用できない人にも読書の機会を創出するため、令和6年10月に電子図書館を開館しました。今後はコンテンツを充実させるとともに、電子図書館の利用促進のため、学校への呼びかけや広報等を行っていきます。

(3) 各事業

事業名	事業内容	担当課
市総合文化祭	学習機会の発表の場である市総合文化祭を開催します。	生涯学習課
自主文化事業	市民ニーズに対応した音楽コンサート及び演芸会等を定期的 に開催します。	生涯学習課
文化・芸術鑑賞事業	青少年のための芸術鑑賞事業の実施や社会教育関係団体等の 鑑賞活動等を支援します。	生涯学習課
あくね洋画展開催 事業	文化・芸術レベルの向上と市民意識の高揚を図ることを目的 に継続して開催します。	生涯学習課
新市立図書館整備 事業（再掲）	市民のニーズに対応した新たな情報拠点としての早期建設を めざします。	生涯学習課
市立図書館等管理 運営委託事業（再 掲）	市立図書館の管理運営を指定管理者に委託し、利便性の向上 と読書活動の活性化を図ります。	生涯学習課
部活動地域展開推 進協議会及び説明 会（再掲）	部活動の地域展開に向けた課題に総合的に取り組み、方針等 を決定し、関係団体等への周知を図るとともに、地域の持続 可能で多様な環境づくりを推進します。	学校教育課
電子図書館運営事 業	図書館を利用できない人に読書の機会を提供します。	生涯学習課
合宿等誘致推進補 助事業	文化活動を行う団体が市内で合宿等を行う場合、費用を補助 します。	生涯学習課

第4章 方向性4 社会全体で子供を育てます

＜地域とともに歩む学校＞

1 開かれた学校づくり

(1) 現状と課題

- ア 本市においても、少子高齢化、国際化、高度情報化等の社会経済情勢の変化に伴う課題、学力向上への継続した取組、いじめ・不登校などの教育上の問題が時代的・社会的課題として顕在化してきています。
- イ このような背景を踏まえ、学校・家庭・地域社会のより一層の連携と協力のもとに、市民一人一人が児童生徒の教育について考える機運を高め、本市の教育の充実と発展を図る必要があります。
- ウ 保護者や地域住民は、学校のよきパートナーであり、学校運営に対する当事者意識を分かち合い、連携を深め、共に行動する体制を構築しています。
- エ 校長が描く学校のビジョンを保護者や地域住民と共有し、校長のリーダーシップのもとに協働し、そのビジョンの実現をめざしています。
- オ 学校は、児童生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場としてだけでなく、台風や地震などの災害時の地域住民の指定緊急避難場所・指定避難所としての機能もあります。

(2) 主要施策

- ア 11月1日から7日までの「地域が育む『かごしまの教育』県民週間」に合わせた各学校の特色ある教育活動の取組を行うとともに、保護者・地域住民への学校の開放等、開かれた学校づくりを推進します。
- イ 学校運営協議会における目標の達成に向けて、組織体制や指導体制の充実を図るために、管理職研修会等においてより具体的な指導・助言を行います。
- ウ 各学校における学校運営協議会が円滑に行えるよう、運営現状等を確認し、必要に応じて指導・助言を行います。
- エ 防災拠点として、安全な施設の管理に努めます。

(3) 各事業

事業名	事業内容	担当課
(県)「地域が育む『かごしまの教育』県民週間」(再掲)	授業参観等、保護者や地域住民への学校開放に関わる行事等を実施します。	学校教育課
学校運営協議会(再掲)	学校の基本方針の承認や、教育委員会・校長への意見提起、教職員の採用に関する意見提起などを行い、学校と地域が連携・協働し、地域の実情に合った特色ある学校づくりを推進します。	学校教育課
学校施設等維持補修事業(再掲)	校舎等において、老朽化などにより修繕が必要な個所の維持補修を行います。児童生徒が安全・安心の中で充実した教育活動が行えるように施設の維持修繕を行います。	教育総務課
学校施設等整備事業(再掲)	学校規模適正化の状況と合わせ、平成30年7月に制定した阿久根市学校施設長寿命化計画に基づき、大規模改修や改築による整備及びトイレの洋式化を進めます。	教育総務課
地域学校協働活動推進事業(再掲)	地域と学校をつなぐコーディネート機能の充実を図り、個別の活動の総合化・ネットワーク化を推進します。	生涯学習課

2 青少年活動の充実

(1) 現状と課題

- ア 青少年を取り巻く環境は、少子化や核家族化、情報社会の進展、地域コミュニティの希薄化等により多様化・複雑化しており、青少年の健全育成に大きな影響を及ぼしています。他者とのコミュニケーションを図ることが苦手な子供が増え、自然豊かな当市で生活している子供たちも、日常生活の中で自然を生かした体験活動を経験する機会が減少しています。
- イ 将来の阿久根市を担う青少年を健やかに育み、生命や自然を大切にする心、善悪の判断ができる規範意識、倫理観、他人を思いやる優しさ、社会性等の育成を図るため、少年団体の活動や阿久根の自然、人とのつながりを生かした体験活動の機会を更に増やしていく必要があります。

(2) 主要施策

- ア 子供会活動や少年団体活動等の支援を充実させ、青少年の健全育成を図ります。
- イ 各機関・各団体との連携を図り、市の特色を生かした体験活動の推進・充実に努めます。

(3) 各事業

事業名	事業内容	担当課
少年団体活動支援事業	ボランティア活動や研修等を通して、子供会活動の充実やジュニアリーダーの育成を推進します。	生涯学習課
体験活動推進事業（再掲）	「あくねよかところ」キッズスクール等、阿久根の自然や人々とのふれあいを生かした四季折々の体験活動を実施し、たくましく、道徳心のある青少年の育成を推進します。	生涯学習課

3 学校施設の有効活用

(1) 現状と課題

- ア 社会教育団体活動の促進、社会体育の普及を図るために、学校教育に支障のない範囲内で学校施設を住民に開放しています。また、スポーツ少年団による学校施設の活用も見られます。
- イ 国の示した「放課後児童対策パッケージ」では、小学校外で放課後児童クラブを実施している場合についても、ニーズに応じて、小学校の余裕教室等の活用を求められています。
- ウ 本市の放課後児童クラブは、ほとんどの小学校において学校外で実施されており、その内、規模の大きい小学校の放課後児童クラブでは、施設の改善が求められています。

(2) 主要施策

- ア 地域住民や各種スポーツ団体等との連携を図り、学校施設の開放に努めます。
- イ 余裕教室について、教育委員会と児童福祉関係課が連携して有効な活用について協議します。

(3) 各事業

事業名	事業内容	担当課
学校施設開放事業	体育館等を開放することにより、住民の健康づくりと社会体育の普及に努めます。	スポーツ推進課 教育総務課
福祉部局との連携	定期的に放課後対策等について、教育委員会と福祉部局で協議の機会を設定するとともに、実施状況や問題などを常に共有し、事業検証や問題解決に対応します。	教育総務課 学校教育課 福祉課

<地域全体での見守り>

1 地域で見守る環境づくり

(1) 現状と課題

- ア 青少年を取り巻く環境は、少子化・核家族化により教育環境や生活環境も大きく変化しています。特に情報社会となった影響は大きく、情報社会におけるモラルの課題等の様々な問題が起こ

っています。

イ 本市においては、学校・家庭・地域社会や関係機関・団体等が連携を図り、家庭教育の充実、青少年の健全育成に取り組んでいます。

ウ 今後も、情報を共有しながら、各取組の充実を図り、一体となって青少年の健全育成を支援していく必要があります。

(2) 主要施策

ア 児童生徒が、安全・安心に過ごせる学校づくりをめざし、学校、家庭、地域、警察等の関係機関が連携して、地域全体で子供を見守る体制づくりを推進します。

イ 青少年健全育成組織との連携を図り、青少年の健全育成や非行防止に努めます。

(3) 各事業

事業名	事業内容	担当課
青少年健全育成事業	市青少年問題協議会や校外生活指導連絡会を開催し、関係機関・団体と連携を図り、青少年の健全育成を推進します。	生涯学習課

2 子供を見守るネットワークの構築

(1) 現状と課題

ア 学校がスクールガードや防犯ボランティア等として、令和7年度現在約120人を委嘱しており、地域全体で子供の安全確保に取り組む体制が整備されつつあります。

イ 子供の見守り活動が形骸化することがないよう、PTA、地域住民、警察をはじめとする関係機関等やスクールガード・リーダー等との緊密な連携を図り、地域や団体の範囲を広げ、学校、保護者、地域が一体となった安全管理体制の一層の充実に必要な取り組みが必要です。

ウ 児童生徒等の水難事故を未然に防止するため、学校、家庭、地域社会及び関係機関・団体が連携・協力して事故防止の方策を講ずる等の運動を展開し、水難事故防止の徹底を図る必要があります。

(2) 主要施策

ア 子供たちが安心して教育が受けられ、学校や通学路における安全を確保するために、警察官OBや防犯の専門家等をスクールガード・リーダーとして委嘱し、地域社会全体で子供を見守る体制を整備します。

イ 市教育委員会を中心に、水難事故防止対策連絡会等を開催し、学校、関係機関等と連携・協力して地域ぐるみの水難事故防止に努めます。

ウ 児童生徒が、安全・安心に過ごせる学校づくりをめざし、学校、家庭、地域、警察等の関係機関が連携して、地域全体で子供を見守る体制づくりを推進します。

(3) 各事業

事業名	事業内容	担当課
スクールガード・リーダー配置事業（再掲）	学校や通学路における安全を確保するために警察官OBや防犯の専門家等をスクールガード・リーダーとして委嘱し、各小学校区を巡回指導するように配置します。	学校教育課
水難事故・交通事故防止対策連絡会（再掲）	水難事故の防止及び交通安全教室によるヘルメット着用の徹底と地域ぐるみの交通事故の運動の実践を行います。	学校教育課
青少年健全育成事業（再掲）	市青少年問題協議会や校外生活指導連絡会を開催し、関係機関・団体と連携を図り、青少年の健全育成を推進します。	生涯学習課
要保護児童対策地域協議会	虐待などを受けている要保護児童等について、関係機関が連携し、当該児童の早期発見及び適切な保護又は支援を図るための協議を行います。	福祉課

3 警察との連携強化

(1) 現状と課題

- ア 問題行動等調査から、子供たちが様々な悩みを抱えたり、困難な状況に置かれていたりする状況が見受けられます。周囲の大人が子供たちのSOSをどのように受け止め、組織的対応を行い、外部の関係機関等につなげて対処していくかが重要となっています。
- イ このような状況から、各児童生徒の状況に応じて必要な支援や、問題行動等の未然防止の取組、早期発見・早期対応のために、警察や児童相談所等、関係機関との連携のより一層の充実を図る必要があります。

(2) 主要施策

- ア 学校安全教室や避難訓練等を実施し、児童生徒が危険予測・危険回避能力を身に付けるための安全教育を積極的に推進します。
- イ 学校安全活動状況調査を毎年実施し、学校における防犯教室等の実施状況に応じた指導・助言に努めます。
- ウ 学校、家庭、地域、警察等の関係機関が連携して、地域全体で子供の安全を見守る体制の整備に努めます。
- エ 警察等と連携し、不審者情報などの児童生徒の安全に関する情報の共有を図り、事件・事故の未然防止に努めます。
- オ 「学校安全マップ」等をもとに、学校、家庭、地域、警察等の関係機関が連携し、学校や地域の実情に応じた児童生徒の安全確保の体制強化の推進を図ります。

(3) 各事業

事業名	事業内容	担当課
スクールガード・リーダー配置事業（再掲）	学校や通学路における安全を確保するために警察官OBや防犯の専門家等をスクールガード・リーダーとして委嘱し、各小学校区を巡回指導するように配置します。	学校教育課
安全指導研修会（再掲）	地震、津波等の非常災害時の危機管理、不審者事案に対する対応、安全に関する取組の充実を図るための研修会を実施します。	学校教育課
水難事故・交通事故防止対策連絡会（再掲）	水難事故の防止及び交通安全教室によるヘルメット着用の徹底と地域ぐるみの交通事故〇運動の実践を行います。	学校教育課
要保護児童対策地域協議会（再掲）	虐待などを受けている要保護児童等について、関係機関が連携し、当該児童の早期発見及び適切な保護又は支援を図るため設置します。	福祉課

<切れ目のない支援>

1 関係機関との連携強化

(1) 現状と課題

- ア 特別な支援を必要とする幼児・児童生徒が、就学、進学後も充実した学校生活を送ることができるようするためには、地域、関係機関及び学校間において確実に引継ぎを行い、切れ目なく支援を受けられるようにすることが大切です。
- イ このことから、個々の幼児・児童生徒の状況に応じて必要な支援や、特別な支援が必要な子供が就学前から社会参画まで、切れ目なく支援を受けられる体制の整備、関係機関との連携の充実を図ります。

(2) 主要施策

- ア 保育園・認定こども園や外部機関との連携により、未就学児の情報を適切に把握し、情報交換会を通して共有します。

イ 特別な支援が必要な幼児・児童生徒については、移行支援シートや個別の教育支援計画を活用し、確実に情報を引き継ぎ、各実態に応じて適切な指導・支援を行います。

(3) 各事業

事業名	事業内容	担当課
就学教育相談事業（再掲）	未就学児及び児童生徒の実態に応じた教育支援を行うため、発達検査やことばの検査等を行うとともに、就学教育相談を実施します。	学校教育課 こども保健課
特別支援教育に関する研修会・連絡協議（再掲）	保育園や認定こども園の保育士や教諭、支援員等に対して、障がいの内容や程度に応じた適切な指導法等に関する研修を行い、教職員の資質・能力の向上とネットワークの構築を図ります。	学校教育課 こども保健課
移行支援シートの活用	移行期における学校間連携について、文書等による確実な引き継ぎ及び連携を行います。	学校教育課
教育支援委員会（再掲）	子供一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障するために、乳幼児期を含め早期から教育相談や就学相談を行うとともに、本人・保護者に情報提供し、本人・保護者と学校、教育委員会が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図るため、年3回教育支援委員会を実施します。	学校教育課 こども保健課 福祉課
幼・保・小連絡会（再掲）	入学予定の小学校において、子供一人一人が生活の変化に対応し、義務教育及びその後の教育において、実り多い生活や学習を展開できるよう、保育園・認定こども園と小学校が相互に教育内容を理解したり、子供同士の交流を図ったり、指導方法の工夫改善を図ったりなどすることを目的として実施します。	学校教育課 こども保健課
スタートカリキュラム（再掲）	小学校へ入学した子供が、保育園・認定こども園などの遊びや生活を通じた学びと育ちを基礎として、主体的に自己を発揮し、新しい学校生活を創り出していくためのカリキュラムを、各小学校において作成するとともに、学校生活で活用します。	学校教育課 こども保健課
要保護児童対策地域協議会（再掲）	虐待などを受けている要保護児童等について、関係機関が連携し、当該児童の早期発見及び適切な保護又は支援を図るため協議を行います。	福祉課

2 福祉との連携強化

(1) 現状と課題

ア いじめ、暴力行為、不登校、児童虐待等への対応の推進を図るため、関係機関と連携し、未然防止、早期発見・早期対応につながる効果的な取組が必要です。

イ 子供たちが放課後に安全・安心に過ごすことができるよう、「第3期 阿久根市子ども・子育て支援事業計画」では、令和11年度までに、小学校内で現在実施中の放課後児童クラブの50%を実施することをめざしています。

(2) 主要施策

ア 教育相談を必要とする全ての児童生徒が適切な教育相談等を受けることができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用など教育相談体制の整備を支援するとともに、自殺防止に向けた取組を支援します。

イ 小学校の余裕教室の活用策について、福祉課と連携を図ります。

(3) 各事業

事業名	事業内容	担当課
スクールカウンセラー配置事業（再掲）	問題行動、不登校等に適切に対応するためのスクールカウンセラーを配置します。	学校教育課
スクールソーシャルワーカー活用事業（再掲）	関係機関との連携・調整、児童生徒に関する諸問題の解決を図るためのスクールソーシャルワーカーを配置します。	学校教育課
子ども・子育て会議放課後児童部会	全ての就学児童の放課後対策と学校施設の放課後事業への活用を図ります。	福祉課 教育総務課 学校教育課 こども保健課
要保護児童対策地域協議会（再掲）	虐待などを受けている要保護児童等について、関係機関が連携し、当該児童の早期発見及び適切な保護又は支援を図るため協議を行います。	福祉課

3 医療との連携強化

(1) 現状と課題

ア 学校、保護者、市こども保健課や医療機関等との連携により、児童生徒及び就学前の幼児の健康状態を把握するとともに、必要に応じて医療機関への受診を勧める必要があります。

イ 健康教育を推進し、様々な心身の健康問題をもつ子供が、安心して学校生活を送ることが出来る環境を整備する取組を推進します。

(2) 主要施策

ア 学校医や関係機関との連携により、毎年6月までに、全ての児童生徒の健康診断を行います。

イ 医療機関等との連携により、毎年11月までに、次年度に小学校に入学予定の幼児の就学時健康診断を行います。

ウ 全小・中学校において、フッ化物洗口を実施します。

(3) 各事業

事業名	事業内容	担当課
児童生徒の健康診断	学校保健安全法第13条に基づき、全ての児童生徒の健康診断を実施します。	学校教育課
就学時健康診断	学校保健安全法第11条に基づき、次年度に小学校に入学予定の幼児の健康診断を実施します。	学校教育課
学校フッ化物洗口事業	むし歯予防のため、各小・中学校において、フッ化物洗口を実施します。	学校教育課 こども保健課

<企業等との連携・協働>

1 高校との連携・協働の推進

(1) 現状と課題

ア グローバル社会に対応した21世紀を生き抜く力を身に付けた人材を育成するためには、義務教育と高校教育が連携して様々な取組を充実させることが必要です。

イ 児童生徒の発達段階に応じた系統的な教育活動の充実を図るためには、小・中学校と高等学校の接続を意識した教育課程の編成・実施や指導方法の工夫・改善を行うことが重要です。

ウ 本市では、小・中学校と高等学校の円滑な接続の観点から、学力向上に重点を置き、小・中・高学力向上推進協議会を設置し、授業参観・研究協議等を通して、教職員が指導方法の工夫・改善を図るとともに、各教育段階に応じた基礎学力の定着に取り組んでいます。

(2) 主要施策

- ア 小・中・高学力向上推進協議会を開催し、確かな学力の育成を図ります。
- イ 認定こども園と小・中学校と高等学校の一貫性に配慮した、あくねよかところ教育（キャリア教育）を推進し、学校間の連携を積極的に展開します。

(3) 各事業

事業名	事業内容	担当課
学力向上推進事業（再掲）	各種学力検査により実態を把握するとともに、学力向上委員会の設置及び企画・運営を行います。小・中学校と鶴翔高等学校が共通のテーマを設定し、年3回以上の研究授業を通して学習指導法の改善を図り、校内研修及び研究授業・授業研究に指導及び助言を行うため、指導主事等を派遣します。	学校教育課
あくねよかところ教育事業（再掲）	児童生徒が社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てるため、企業で働く人物や地域で活躍する人物等を講師として学校に派遣し、実践的・体験的な活動を通じたキャリア発達を促進するとともに、「見通し、振り返り、つなぐ」をキーワードとしてキャリア・パスポートやスコア手帳の活用を推進し、キャリア教育における資質・能力を育成します。	学校教育課

2 企業との連携・協働の推進

(1) 現状と課題

- ア 子供たちが、阿久根市のよさや課題を自分のこととして考えるきっかけになるような取組を推進します。
- イ 将来の阿久根市を担う子供たちが「将来どう生きるか?」について考え、学ぶ意欲が高まるために、商工会議所を中心とした企業との連携を図る「あくねよかところ」教育を推進します。

(2) 主要施策

- ア 「あくねよかところ先生」に登録している社会人の方々等を講師として招き、児童生徒の意識の高揚や心の変容につながる講話等を設けるなど、積極的にキャリア教育を推進します。
- イ 「あくねよかところ先生」に登録している企業等で、子供たちが体験学習等を実施することで、働くことの意義や職業観等を育成します。

(3) 各事業

事業名	事業内容	担当課
あくねよかところ教育事業（再掲）	児童生徒が社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てるため、企業で働く人物や地域で活躍する人物等を講師として学校に派遣し、実践的・体験的な活動を通じたキャリア発達を促進するとともに、「見通し、振り返り、つなぐ」をキーワードとしてキャリア・パスポートやスコア手帳の活用を推進し、キャリア教育における資質・能力を育成します。	学校教育課

3 地域との連携・協働の推進

(1) 現状と課題

- ア 子供たちを取り巻く環境が変化し、様々な課題を抱える中、今後、更に学校、家庭、地域が一体となって子供を育てることが重要です。
- イ 本市においては、「地域学校協働活動」の取組の一つである「学校応援団」を通して、学校の教育活動の支援に取り組んでいます。
- ウ 今後は、学校の教育活動への一方的な支援にとどまらず、学校を核として人づくりと地域づく

りの好循環を生み出すため、地域と学校が連携・協働する「地域学校協働活動」の取組を一層推進していく必要があります。

(2) 主要施策

本市が実施している「学校応援団」の成果や課題を生かしながら、地域と学校が連携・協働した取組である「地域学校協働活動」の体制づくりを推進します。

(3) 各事業

事業名	事業内容	担当課
地域学校協働活動 推進事業（再掲）	地域と学校をつなぐコーディネート機能の充実を図り、個別の活動の総合化・ネットワーク化を推進します。	生涯学習課
こども食堂 （ちいき食堂）	食を通じた地域とのふれあいにより子供たちの心身共に健やかな育成を図るとともに、居場所づくりを目的として実施します。	福祉課 介護長寿課

資 料

阿久根市教育施策大綱策定委員会設置要項

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき、阿久根市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）を策定するため、阿久根市教育施策大綱策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について、調査、研究、調整又は協議をする。

- (1) 大綱についての方針に関すること。
- (2) その他大綱策定に関して必要なこと。

(構成)

第3条 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は副市長をもって充て、策定委員会の会務を総理する。

- 2 副委員長は、教育長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員)

第5条 委員は別表第1に掲げる者をもって充てる。

- 2 委員は、委員長の命を受け、策定委員会の事務に従事する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、主宰する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(策定作業部会)

第7条 策定委員会の補助機関として、策定作業部会を置く。

(策定作業部会の所掌事務)

第8条 策定作業部会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 大綱策定に係る関係課間等の事務の調整に関すること。
- (2) 大綱策定に関する現況と課題についてのとりまとめに関すること。
- (3) 大綱の策定作業に係る各種データ、資料等の収集及び整理に関すること。
- (4) その他大綱策定に関して必要なこと。

(策定作業部会の構成)

第9条 策定作業部会は、部会長、副部会長及び委員をもって構成する。

(部会長及び副部会長)

第10条 部会長は、教育委員会教育総務課課長補佐をもって充て、策定作業部会の会務を総理する。

2 副部会長は、教育委員会学校教育課課長補佐をもって充て、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員)

第11条 委員は、別表第2に掲げる課等に所属する課長補佐、係長及び指導主事(ただし、学校教育課長は除く。)とする。

2 委員は、部会長の命を受け、第8条に掲げる事務を処理する。

(庶務)

第12条 策定委員会及び策定作業部会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

附 則

この要項は、平成27年6月5日から施行する。

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

総務課長、福祉課長、教育委員会教育総務課長兼学校給食センター所長、教育委員会学校教育課長、教育委員会生涯学習課長、教育委員会スポーツ推進課長

別表第2 (第11条関係)

総務課、福祉課、教育委員会教育総務課、教育委員会学校教育課、教育委員会生涯学習課、教育委員会スポーツ推進課、教育委員会学校給食センター

